

厚生労働省

平成 24 年度障害者総合福祉推進事業

発達障害者支援センター等の相談・支援、
機関連携及び人材の育成等の業務に関する調査について

平成 25 年 3 月

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク

事業要旨

事業名	発達障害者支援センター等の相談・支援、機関連携及び人材の育成等の業務に関する調査について
事業目的	福祉施策が大きく変化する中で、発達障害者支援センターへの期待が高まっている。発達障害者支援センターの支援・サービス内容や他機関との連携やネットワーク構築の方法は様々である。本事業は、発達障害者支援センター等の現状を適切に調査・把握し課題を明らかにし、支援センターの役割や機能を再整理し、標準的なサービス提供や連携及びネットワーク構築のための業務マニュアルを作成することにより、全国どの地域においても一定の質の支援やサービスが提供できることを目的とする。
事業概要	<p>事業概要は以下の通りである。</p> <p>①事業企画、進捗管理、報告書等の全体の取りまとめを行う検討委員会及び調査事業担当の委員会を設置し、調査結果に基づく発達障害者支援センターの現状と課題を分析した。</p> <p>②発達障害者支援センターの現状の把握と今後のあり方検討の基礎資料を得るために、全国の発達障害者支援センター、各都道府県・指定都市及び抽出された市町村の発達障害を担当する行政への実態調査（アンケート調査）を実施した。</p> <p>③アンケート調査の結果を分析し、その情報を参考にして、「発達障害者支援センター運営マニュアル」を作成し、全国の発達障害者支援センターをはじめ、各都道府県・指定都市及び発達障害に関係する各機関に配布した。</p>
事業実施結果	<p>事業実施結果は以下の通りである。</p> <p>①全体の取りまとめを行う検討委員会委員及び調査事業担当する委員会委員の合同の検討会を、総計年3回開催することができた。</p> <p>②全国の発達障害者支援センター、各都道府県・指定都市及び抽出された市町村の発達障害を担当する行政への実態調査（アンケート調査）を実施することにより、発達障害者支援センターの現状の把握と今後のあり方検討のための具体的な基礎資料を得ることができた。</p> <p>③アンケート調査の結果を分析し、その情報を参考にして、「発達障害者支援センター運営マニュアル」を作成し、全国の発達障害者支援センターをはじめ、各都道府県・指定都市及び発達障害に関係する各機関等に配布した。</p>
考察	実態調査（アンケート調査）により、発達障害者支援センターの役割や機能及び都道府県や市町村が発達障害者支援センターに期待している内容を明確化することができた。有識者の議論や調査の結果等により、発達障害者のための地域支援体制の構築が急務であることが導かれた。今後の発

	<p>達障害者支援センターの役割は、都道府県等行政と協働して発達障害者の地域支援体制の構築する役割があることが確認された。全国どこの発達障害者支援センターでも一定の水準のサービスが提供でき、具体的な地域支援体制の構築をするための、「発達障害者支援センター運営マニュアル」を作成することができた。今後、全国の発達障害者支援センターが運営マニュアルを参考に、それぞれの地域の実情に合った支援体制を構築することが期待されている。</p>
--	---

1. 事業目的

平成 16 年に発達障害者支援法が成立し、新たな障害として発達障害が定義され、福祉、教育、雇用等様々な分野間の連携やライフステージを通じた地域における一貫した支援が規定されるとともに、それまでの自閉症・発達障害支援センターは、発達障害者支援センターとして法律に規定された。発達障害支援の中核を担う発達障害者支援センターは、発達障害者支援法が成立して 6 年が経過し、都道府県及び指定都市に発達障害者支援センターが設置され、独自に設置する市町村も増えてきている。発達障害者支援センターは、設立時期・実施主体・職員職種、支援形態、支援内容及び他機関との連携等は様々であり、各地域で地域のニーズに基づいた多様な取組がなされている一方、支援やサービス内容の質に相違が見られるなど地域格差が生じている。

発達障害者支援センターは、都道府県・指定都市レベルにおいて設置されているが、直接支援を中心に考えれば発達障害者支援センターが全県をカバーすることは困難であり、より専門性を必要とするケースへの対応や地域の機関や事業所等へのバックアップ、連携やネットワーク構築のマネジメント機能が求められてきている。現実には、全国の発達障害者支援センターが直接支援を担いつつも、次第に地域における他の発達障害支援機関が増加しているなかで、発達障害支援センターのそもそもの役割・機能とは何か等の新たな整理が必要となってきた。特に、発達障害支援に関して全都道府県をカバーする支援システムや他の専門機関・施設・事業所と連携した有機的なネットワークの構築のために発達障害者支援センターの位置づけを明確にする必要がある。

また、平成 22 年 12 月の障害者自立支援法や児童福祉法の改正に伴い、発達障害が精神障害の一分野として規定され、障害者自立支援法のサービスの対象となった。また、相談支援体制の強化がなされ、市町村に基幹相談支援センターや障害児支援の強化として児童発達支援センターの設置が開始されている。このように相談支援や発達支援の形態が大きく変化するなかで、発達障害支援の中核を担う発達障害者支援センターの地域における位置づけ、役割、機能が制度改革の進展の中でも改めて問われている。

このように、福祉施策が大きく変化する中で、発達障害者支援センターへの期待が高まっているが、発達障害者支援センターの支援・サービス内容や他機関との連携やネットワーク構築の方法は様々である。これが各発達障害者支援センター間の格差や、引いては各都道府県の発達障害者への支援の質的な格差と成っており、一定の質が確保された発達障害者支援センターの業務を明らかにすることは喫緊の課題である。本事業は、発達障害者支援センター等の現状を適切に調査・把握し課題を明らかにし、発達障害者支援センターの役割や機能を再整理し、標準的なサービス提供や連携及びネットワーク構築のための業務マニュアルを作成することにより、全国どの地域においても一定の質の支援やサービスが提供できることを目的とする。

2. 事業の実施内容

(1) 実態調査（アンケート調査）について

調査 事業名	発達障害者支援センター等の相談・支援、機関連携及び人材の育成等の業務に関する調査について		
調査目的	<p>発達障害支援の中核を担う発達障害者支援センターは、発達障害者支援法が成立して6年が経過し、都道府県及び指定都市に発達障害者支援センターが設置され、独自に設置する市町村も増えてきている。発達障害者支援センターは、設立時期・実施主体・職員職種、支援形態、支援内容及び他機関との連携等はさまざまであり、各地域で地域のニーズに基づいた多様な取組がなされている一方、支援やサービス内容の質に相違が見られるなど地域格差が生じている。次第に地域における他の発達障害者支援機関が増加するなかで、発達障害者支援センターのそもそもの役割・機能とは何か等の新たな整理が必要となってきた。本調査は、発達障害者支援にセンターの現状と課題、各都道府県等の道府県等は発達障害者支援施策センターの関係、各町村の発達障害者支援施策と支援センターとの連携やセンターに期待する事項を調査することにより、発達障害者支援センターの機能を再度整理し、今後期待され発達障害者支援センターが行うべき業務を記述した「発達障害者支援センター運営マニュアル」の作成及びその活用の方法を明らかにすることを目的とする。</p>		
調査対象	調査対象地区	全 国	
	調査対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県・指定都市における発達障害者支援センター(84 か所) ・ 都道府県・指定都市の発達障害担当行政窓口(68 か所) ・ 市町村(中核市を含む)の発達障害担当行政窓口(611 か所) 	
	悉皆抽出の別	<p>(悉皆) 発達障害者支援センター及び都道府県と指定都市 (抽出の場合は抽出方法) 市町村については各地域(東北を除く) 都道府県から1箇所以上。市町村の選定においては、各地域(東北地方を除く6か所)から1か所以上、具体的には北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、滋賀県、大阪府、兵庫県、広島県、大分県、鹿児島県の12都道府県の市町村を対象とした</p>	
	調査方法	委員会において実態調査(アンケート調査)項目を検討し、郵送により配送し、記述して返送されたものを結果としてまとめる。	
	調査客数	763	

調査内容	<p>①発達障害者支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本情報（名称、運営主体、開設年月、開所状況等） ・運営体制（運営方針、職員体制、異動方針、事業活動収支） ・具体的業務内容（対象者の年齢等、活動圏域、業務の現状、特色、今後の業務のあり方） ・今後の発達障害者センターのあり方（当面、中長期的な展望、自立支援協議会等の関係、市町村支援） ・その他自由意見 <p>②都道府県等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援施策（所管部署、対象年齢や分野横断的取組） ・発達障害者支援センターの業務（運営主体の選定、運営方針、業務の現状や課題の都道府県の考え方、特徴的取組、業務・発達障害者支援センターの今後） ・発達障害者支援センターのあり方（当面の展望、中長期的な展望、相談支援・自立支援協議会との関係、関係機関との連携、市町村との関係） ・その他自由意見 <p>③市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援施策（所管部署、対象年齢や分野横断的取組、市独自に発達障害者支援センターを設置しているか、その運営形態、実施事業等） ・都道府県発達障害者支援センターと連携（役割分担、業務遂行上の課題、特徴的取組、連携の今後） ・都道府県発達障害者支援センターのあり方（当面の展望、中長期的な展望、相談支援・自立支援協議会との関係、関係機関との連携） ・その他自由意見
調査時期	平成25年1月～平成25年2月
調査結果 (回収率)	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県等の発達障害者支援センター(42/83) 回収率 50.6% ・都道府県等の発達障害担当行政 (31/67) 回収率 46.3% ・市町村等の発達障害担当行政 (177/610) 回収率 29.0%
調査結果 (内容)	<p>①発達障害者支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営主体は公の直営が3.8%、社会福祉法人が64.3%である。 ・附置する施設は、知的障害施設が47.6%。その他施設が40.5%である。 ・職員体制は平均して6人、臨床心理等68%、社会福祉士57%と専門職が多い。 ・すべての年齢層を対象しているセンターが85.7%である。 ・業務内容については、発達障害児・者、家族等に対する相談支援50.0%、発達障害児・者、家族等に対する発達支援14.3%、発達障害時・に対する就

労支援33.3%、関係機関等への普及啓発、研修76.2%、関係機関等との調整会議の開催28.6%、機関コンサルテーション66.7%となっている。

- ・ 相談者から直接受けた直接支援が40.5%、所属機関への支援が47.6%、市町村等の関係機関への支援が64.3%、圏域レベルの関係機関への支援が28.6%となっている。
- ・ 現在特に力を入れている業務は、学齢期支援や成人期支援などライフステージに分かれるものと発達支援や就労支援などの専門的分野に分かれるものとなっている、調整会議や機関コンサルテーション、人材養成などに関わっているものや直接支援の増大や複雑な相談内容の増加などにより専門的な後方支援や体制整備の機能が十分に発揮できていない状況がある。
- ・ 今後は、発達障害者支援センターの職員が考える当該センターの役割として以下の事項が挙げられる。
 - * 困難事例に対する助言や指導など専門的支援の提供
 - * 地域の支援機関の連携体制を構築するため、各支援機関へ働きかけるとともに、市町村に対して支援体制構築に向けたコーディネート、コンサルテーションを行う
 - * 自立支援協議会のメンバーとして加わり、発達障害児者に対する支援体制について協議を行っていく。発達障害支援に関する専門家を増やし、認定を行うとともに、その専門家の活用範囲を広げる。
 - * 地域自立支援協議会等への支援を通じて、地域の事業者・関係機関等の発達障害に係る支援力の向上を支援
 - * 研修や機関コンサルテーションを通じた専門的な人材養成及び市町村の職員を研修生として受け入れることなどにより支援者を養成
 - * 当事者と「児童発達支援」を行う事業所等を含めた地域の支援関係機関の連絡調整等を実施
 - * 障害者職業センターや障害者就業生活支援センターとの連携の中で、発達障害者への理解を深める役割を担う

②都道府県

- ・ 発達障害者支援施策の所轄部署として、対象年齢や分野を問わず一元的に保管する部署があるものが61.3%、対象年齢や分野ごとに所管する部署が異なるものが38.7%となっている。
- ・ 発達障害者支援施策が盛り込まれた行政計画策定レベルは、基本思想レベルが61.3%、事業内容や実施時期を明らかにし行財政運営の指針となる実施計画レベルが48.4%となっている。
- ・ 発達障害者支援施策を検討する会議体については、発達障害者支援センター連絡協議会が67.7%、それ以外の外部関係者を含む連絡会議等が80.6%となっている。
- ・ 発達障害者支援センターの運営方針については、施設主体（都道府県、政令指定都市）と運営主体（貴発達障害者支援センター）が、関係機関等の

第三者も含めて協議して決めているものが51.6%となっている。

- ・業務の今後として業務形態別については、市町村等の関係機関への支援が74.2%、圏域レベルの関係機関への支援が38.7%、所属機関等への支援が35.5%となっている。
- ・都道府県等としては、発達障害者支援センターについて以下のような状況があると認識している。
 - *発達障害者支援センターの周知が進み、個別支援、機関コンサルテーション、調整会議等一定の役割を果たしていると認識している。
 - *市町村単位での支援体制の充実が図られ、役割分担した連携体制が進んでいるが、県内1ヶ所の設置のため、遠方の支援に時間がかかる。
 - *事業内容を拡充するには現在の運営体制では限度がある。
 - *発足以来、相談者数は増え続けており、今後も更に増えていくと予想されるが、職員体制などは発足当時のままでマンパワーの不足が顕著になっている。
- ・都道府県等としては、今後は以下のように考えている。
 - *全ての相談をセンターのみで対応することは困難となることが考えられるため、各市町、関連支援機関でも発達障害ケースに十分対応できるよう、各機関の相談担当者の育成、レベルアップを行う必要がある
 - *市町村の職員を研修生として受け入れることなどにより、地域に支援者を養成していくことが必要である
 - *自立支援協議会等への支援を通じて、地域の事業者・関係機関等の発達障害に係る支援力の向上を支援していく
 - *困難事例について市町村と一緒に対応していく
 - *研修や機関コンサルテーションを通じた人材養成を行う
 - *発達障害の理解、啓発のため、県、市の部局を超えた研修を行う

③市町村

- ・発達障害者支援施策の所轄部署として、対象年齢や分野ごとに所管する部署が異なるものが61%、対象年齢や分野を問わず一元的に保管する部署があるものが33.3%となっている。
- ・発達障害者支援施策が盛り込まれた行政計画策定レベルは、基本思想レベルが51.4%、事業内容や実施時期を明らかにし行財政運営の指針となる実施計画レベルが19.2%となっている。
- ・発達障害者支援施策を検討する会議体については、要保護児童対策地域協議会20.3%、特別支援教育連携協議会が17.5%、それ以外の外部関係者を含む連絡会議等が40.1%となっている。
- ・市町村独自の発達障害者支援センター設置の有無については、設置していないが84.2%となっている。市町村独自の発達障害者支援センター設置の意向については、当面設置予定はないが67.1%である。
- ・発達障害者支援センターの設置・運営形態は、市町村単独で設置している数

が15市町村であり、直営が60%となっている。発達障害者支援センターの実施事業：業務形態別は、関係機関等から紹介を受けた直接支援が、96%、関係機関等から紹介を受けた直接支援が80%、関係機関への支援が72%となっている。

- ・都道府県設置の発達障害者支援センターとの連携の現状は、主に市町村が実施は発達障害児・者、家族等に対する相談支援が40.1%、発達支援が35%、就労支援が35%である。
- ・発達障害者支援センターの運営方針については、関係機関等への普及啓発、研修が27.1%、関係機関等との調整会議の開催が41.2%、機関コンサルテーションが15.3%となっている。
- ・都道府県設置のセンターとの連携の今後については、主に市町村が実施は、発達障害児・者、家族等に対する相談支援が62.1%、発達支援が58.8%、就労支援が44.1%、関係機関等への普及啓発・研修が14.1%、関係機関等との調整会議の開催が26%、機関コンサルテーションが12.4%になっている。
- ・市町村が発達障害者支援センターに状況は、
 - * 市町村には発達障害者支援にかかる専門職が配置されていないため、都道府県の発達障害者支援センターに頼らざるを得ない状況がある。
 - * 専門的な対応が必要と思われるケースについては、発達障害者支援センターを紹介することがある。しかし、都道府県に1カ所で遠く離れているので連携がとりづらい。また、都道府県発達障害者支援センターと明確な役割分担を定めていないなど、連携がとれていない状況があるの。
- ・市町村として発達障害者支援センターに望むことは、
 - * 専門機関として市町村への支援をしてほしい
 - * 地域社会資源の開発と人材育成の体制づくりを望む
 - * 就労、生活する場合の広域的な連携の調整及び発達障害者支援体制の構築を支援してほしい
 - * 発達障害に関する知識の普及・啓発や計画作成に関する助言
 - * 関係機関への研修、事業者への支援、機関コンサルテーション
 - * 困難事例におけるスーパーバイズ
 - * 保育園や幼稚園、学校等における課題において、発達を促すための専門的な助言の提供・発達障害についての専門知識に係る研修
 - * 保育所等訪問支援など、対外、巡回支援に係る技術的助言など
 - * 手帳を所持しない児童の意見書作成のための医療機関などの情報提供
 - * 相談支援事業所、児童発達支援事業所への助言、指導や双方向の連携への協力、質を担保するための研修やコンサルテーション
 - * 事業所の評価、事業所の人材育成のための研修実施と、高度の専門技術による事業内容の指導
 - * 関係機関への普及啓発、研修開催、助言等のバックアップ機能などの間接的な支援
 - * 地域の実情把握を行うことを目的に自立支援協議会への参加など積極的に

	<p>行ってもらいたい</p>
<p>分 析 ・ 考 察</p>	<p>実態調査の結果の分析及び考察は以下の通りである。</p> <p>①発達障害者支援センターは、それぞれの地域の実情や創設の時期等により、そのライフステージにおける年齢など扱う対象や支援内容など、その果たしている役割は様々である。個別的なケースに関する直接的な支援のニーズが高い発達障害者支援センターもあり、発達障害者支援センターのキャパシティを超える実態がわかる。そのような中で、すでに市町村や相談支援及びサービス事業者などへの支援や関係機関との連携やネットワークを作ることを通して地域の支援体制構築関わっているセンターも多いことが調査からわかる。</p> <p>特に、発達障害者に関わる人材の育成のための研修の関与、専門的機関などへのコンサルテーション、事業者等への助言・指導・研修をとおしたバックアップ支援、発達障害理解のための普及・啓発等、発達障害者支援センターの広域的・専門的機能に裏付けられた間接的支援も多くの発達障害者支援センターで行われていることが明らかとなっている。</p> <p>②このような発達障害者支援センターの広域的・専門的機能に裏付けられた間接的支援の機能が十全に発揮されることを、多くの都道府県や市町村も期待していることがわかった。しかし、都道府県等において一か所等少数の発達障害者支援センターと現在の人員配置では、全体をカバーすることが困難な実態も明らかとなった。</p> <p>③今後、発達障害者支援センターに求められる機能は、個別のケースを対象とする直接的支援から、連携やネットワークの要としてマネジメントの機能、助言や指導等スーパーバイズやコンサルテーション、研修による専門家の育成と市民等への発達障害の理解のための普及・啓発活動、市町村のバックアップ支援など発達障害者の「地域支援体制」の構築に役割を果たすことが期待されていることが明らかとなった。そのためには、都道府県・指定都市行政とはもちろんのこと、市町村行政と強く連携して必要性が示唆された。連携やネットワーク構築のために、発達障害者支援センターが自立支援協議会などに積極的に関与していくことが重要である。</p>
<p>活用方法</p>	<p>実態調査で得られたデータに基づき、委員会において発達障害者支援センターの現状と課題を分析し、今後の発達障害者支援センターの在り方を検討し、「発達障害者支援センター運営マニュアル」としてまとめ、都道府県・市町村の発達障害者支援センター、発達障害者支援機関、発達障害者支援を担当する都道府県・市町村行政、相談支援機関等に配布する。</p>

(2) 発達障害者支援センター運営マニュアルの作成について

	発達障害者支援センター運営マニュアル
内 容	<p>はじめに</p> <p>第 I 編 発達障害者支援センターとは</p> <p>第 1 章 発達障害者支援施策の経過</p> <ol style="list-style-type: none">1. 新たな福祉の流れと自閉症・発達障害支援センター2. 発達障害者支援法の成立と発達障害者支援センターについて3. 障害者自立支援法の成立と発達障害者支援センター4. 障害者自立支援法の改正と発達障害者支援センター <p>第 2 章 発達障害者支援センターの役割</p> <ol style="list-style-type: none">1. 発達障害者支援センターの基本的性格2. 発達障害者支援センターの基本的機能<ol style="list-style-type: none">(1) 基本的な機能(2) 新たな機能の明確化 <p>第 3 章 「地域支援体制」構築の役割</p> <ol style="list-style-type: none">1. 「地域支援体制」とは2. 「地域支援体制」を具現化する発達障害者支援センター3. 「地域支援体制」の構築<ol style="list-style-type: none">(1) 「地域支援体制」の重要性(2) 「地域支援体制」を可能にする地域支援ネットワーク(3) 「地域支援体制」の構築(4) 「地域支援体制」の構築方法 <p>第 4 章 発達障害者支援センターの業務と組織</p> <ol style="list-style-type: none">1. 目 的2. 業務内容3. 実施主体4. 職員配置5. 設 備6. 運 営<ol style="list-style-type: none">(1) 運営における基本的な視点(2) 支援の基本的な視点(3) 職員に求められる資質 <p>第 5 章 発達障害者支援センターと関係諸機関等との連携</p> <ol style="list-style-type: none">1. 福祉分野との連携2. 労働分野との連携

	<p>3. 教育分野との連携 4. 医療分野との連携 5. その他分野との連携</p> <p>第6章 今後の発達障害者支援センターを考える</p> <p>1. 発達障害者支援法と発達障害者支援センター 2. サービス体系と発達障害者支援センター 3. 障害者総合支援法と発達障害者支援センター 4. 今後の課題</p> <p>第Ⅱ編 事例集（モデル的实践）</p> <p>事例1 人材育成 事例2 学校教育との連携 事例3 就労支援 事例4 普及・啓発 事例5 支援ネットワークの構築 事例6 市町村へのサポート 事例7 困難事例への専門的支援 事例8 家族支援</p> <p>おわりに</p> <p>参考資料</p>
<p>活 用 方 法</p>	<p>「発達障害者支援センター運営マニュアル」を作成し、全国の発達障害者支援センターをはじめ、各都道府県・指定都市及び発達障害に関係する各機関に配布した。この運営マニュアルを活用して、全国どこの発達障害者支援センターでも一定の水準のサービスが提供でき、地域支援体制の構築をするための契機となる。</p> <p>特に、具体的な地域支援体制の構築をするためには、運営マニュアルの中の地域支援体制の考え方や具体的な事例を参考にして、発達障害者支援センターが中心となって、それぞれの地域の実情に合った支援体制を構築することができるであろう。</p>

(3) 検討委員会および調査事業担当構成員会議の構成・運営

①委員会の構成

- i 事業企画、進捗管理、結果分析、報告書等の全体の取りまとめを行う検討委員会調査を胆とする調査実施担当構成員会議を構成し、年3回合同の会議を開催した。
- ii 検討委員および調査事業担当構成員の構成メンバーは以下の者とした。
 - ・発達障害者の支援に関する学識経験者
 - ・発達障害者の支援体制の構築にかかわっている都道府県及び市町村行政職員
 - ・発達障害者支援センターの職員
 - ・その他、発達障害に係わっている識者

【検討委員会委員】

氏名	所属
大塚 晃	上智大学 総合人間科学部 会福祉学科 教授 一般社団法人日本発達障害ネットワーク 理事
近藤 直司	東京都立小児総合医療センター 児童・思春期精神科部長
高森 裕子	三菱総合研究所人間・生活研究本部 主任研究員
日詰 正文	長野県 健康福祉部 健康長寿課 一般社団法人日本発達障害ネットワーク 理事
渡辺 智興	相模原市発達障害支援センター
氏田 照子	一般社団法人日本発達障害ネットワーク 専門委員
大場 公孝	発達障害者支援センター全国連絡協議会 会長
志賀 利一	独立行政法人重度知的障害者施設のぞみの園 事業企画局研究部 研究部長
小倉加恵子	国立リハビリテーションセンター 脳機能系障害研究部 発達障害研究室 室長

【調査事業担当構成員】

氏名	所属
和田 康宏	ひょうご発達障害者支援センター クローバー センター長
小林 信篤	横浜市発達障害者支援センター センター長
與那嶺泰雄	千葉県発達障害者支援センター CAS センター長
五十嵐 猛	大分県発達障がい者支援センター ECOAL センター長

西村 浩二	広島県発達障害者支援センター センター長
宮沢 久江	山梨県立こころの発達総合支援センター 副主幹
井深 允子	滋賀県発達障害者支援センター いぶき センター長
藤平 俊幸	埼玉県発達障害者支援センター まほろば センター長
新澤 伸子	大阪府発達障がい者支援センター アクトおおさか センター長
田邊 貴仁	鹿児島県こども総合療育センター 療育支援対策監

【オブザーバー】

氏 名	所 属
小林 真理子	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室 発達障害対策専門官

②検討委員・調査事業担当構成員 合同会議 実施状況

回	日時	場所	参加者および協議概要
1	H24/9/9 (日) 13時～16時	上智大学 四谷キャンパス 2号館 1512 教室	<p>【第1回 検討委員・調査事業担当構成員 合同会議】</p> <p>○参加者 〈検討委員〉 大塚晃 委員長、氏田照子 委員、大場公孝 委員、小倉加恵子 委員、近藤直司 委員、志賀利一 委員、渡辺智興 委員、高森裕子 委員</p> <p>〈調査事業担当構成員〉 五十嵐猛 構成員、井深允子 構成員、田邊貴仁 構成員、新澤伸子 構成員、藤平俊幸 構成員、宮沢久江 構成員、與那嶺泰雄 構成員、和田康宏 構成員</p> <p>〈オブザーバー〉 小林真理子 発達障害対策専門官 〈事務局〉 加藤永歳</p> <p>○協議内容 ・事業の目的、年間計画の確認 ・アンケート調査について ・発達障害者支援センターの現状と課題について</p>
2	H23/10/21(日) 13時30分～16時	上智大学 四谷キャンパス 2号館 1512 教室	<p>【第2回 検討委員・調査事業担当構成員 合同会議】</p> <p>〈検討委員〉 大塚晃 委員長、大場公孝 委員、近藤直司 委員、志賀利一 委員、渡辺智興 委員、高森裕子 委員</p> <p>〈調査事業担当構成員〉 井深允子 構成員、田邊貴仁 構成員、藤平俊幸 構成員、與那嶺泰雄 構成員、西村浩二 構成員、和田康宏 構成員</p>

回	日時	場所	参加者および協議概要
			<p>〈オブザーバー〉 小林真理子 発達障害対策専門官 〈事務局〉 加藤永歳</p> <p>○協議内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の具体的調査項目について ・発達障害者支援センターの役割・機能について ・業務マニュアルに盛り込むべき内容について
3	H25/2/24 (日) 13時30分～16時	上智大学 四谷キャンパス 2号館 1512 教室	<p>【第3回 検討委員・調査事業担当構成員 合同会議】</p> <p>○参加者</p> <p>〈検討委員〉 大塚晃 委員長、氏田照子 委員、大場公孝 委員、 志賀利一 委員、渡辺智興 委員</p> <p>〈調査事業担当構成員〉 五十嵐猛 構成員、井深允子 構成員、新澤伸子 構成員、 藤平俊幸 構成員、與那嶺泰雄 構成員、小林信篤 構成員</p> <p>〈オブザーバー〉 小林真理子 発達障害対策専門官 〈事務局〉 加藤永歳</p> <p>○協議内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果について ・発達障害者支援センターと地域支援体制について ・発達障害者支援センター運営マニュアルについて

③検討会等における成果物の活用

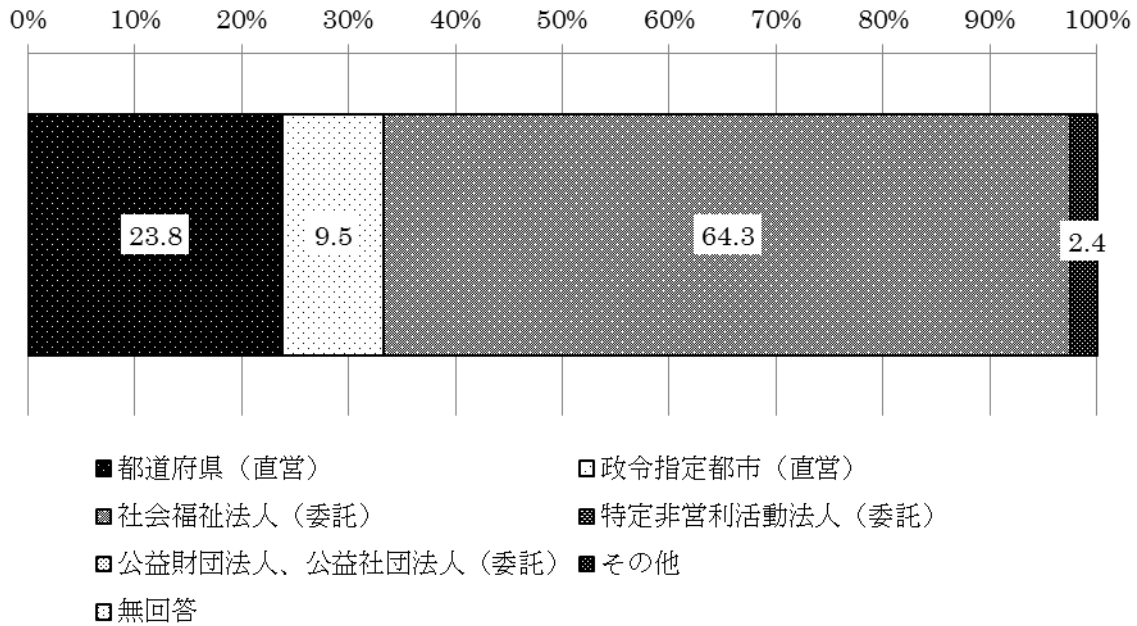
- i 調査結果等については、報告書としてまとめ都道府県・指定都市行政や関係機関に配布する。
- ii 調査結果等に基づき作成した「発達障害者支援センター運営マニュアル」を、都道府県・市町村の発達障害者支援センター、発達障害者支援機関、発達障害者支援を担当する都道府県・市町村行政、相談支援機関等に配布する。
- ii 作成した報告書（電子媒体）を本会ホームページに掲載する。

実態調査の結果

1. 発達障害者支援センターの調査結果

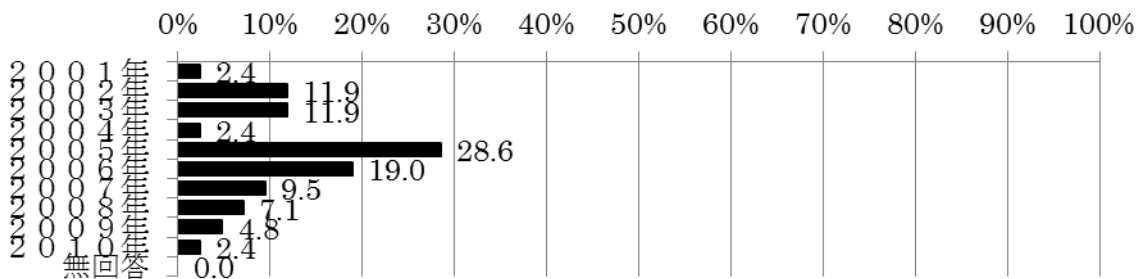
[I] 問2. センターの運営主体

n=42



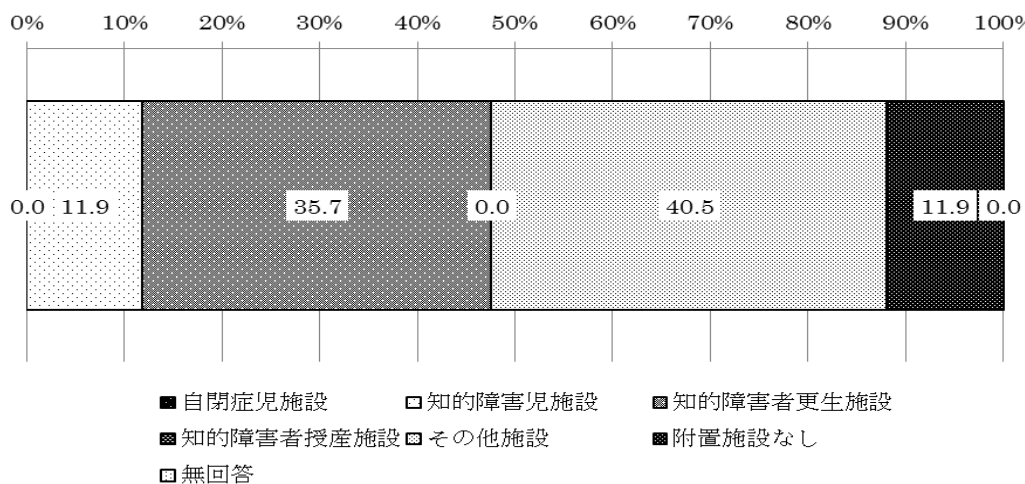
[I] 問3. センターの開設年月

n=42



[I] 問4. センターを附置する施設の状況

n=42

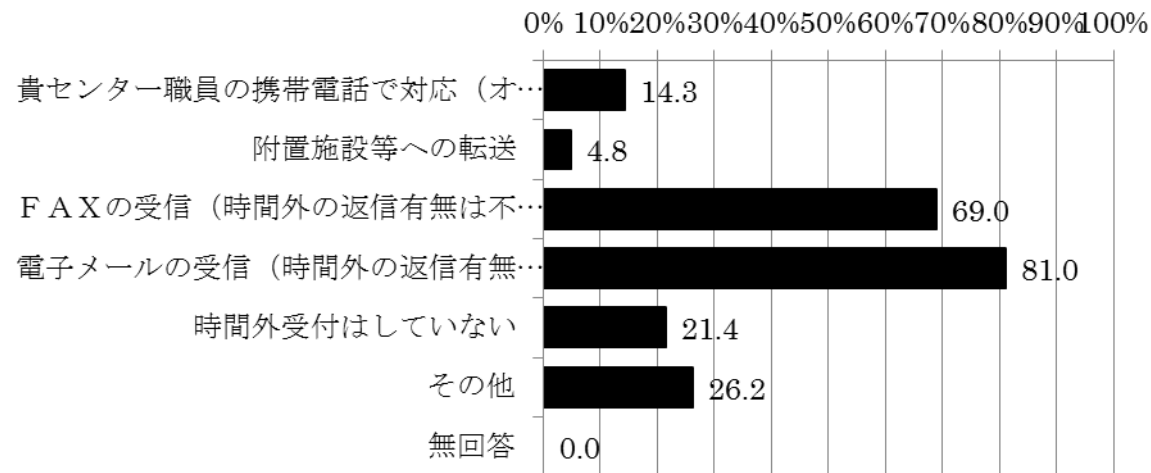


[I] 問 5 (1). 開所状況

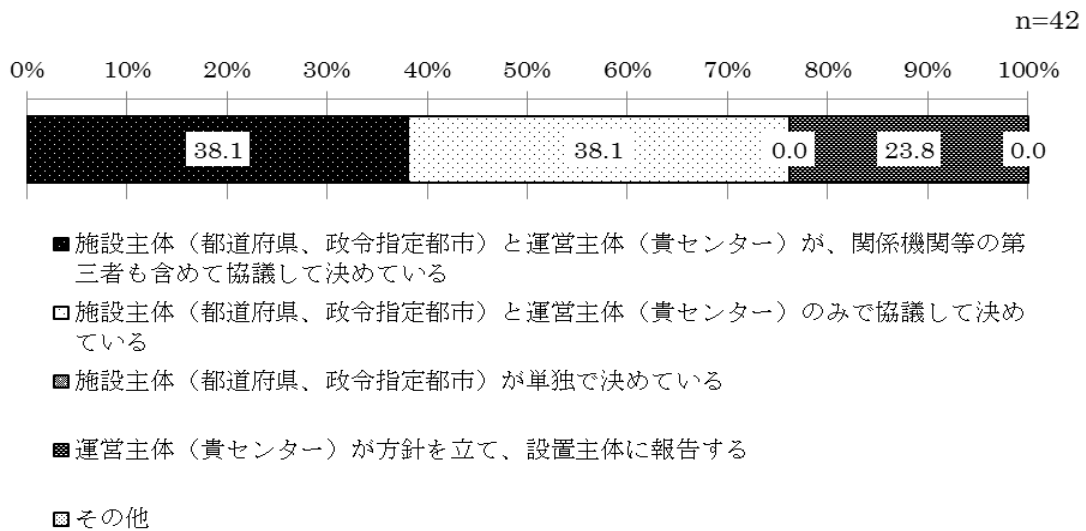
	月曜		火曜		水曜		木曜		金曜		土曜		日曜		祝祭日	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
サンプル数	42	100.0	42	100.0	42	100.0	42	100.0	42	100.0	42	100.0	42	100.0	42	100.0
1 開所	42	100.0	42	100.0	42	100.0	42	100.0	42	100.0	8	19.0	0	0.0	0	0.0
2 8時台	21	50.0	21	50.0	21	50.0	21	50.0	21	50.0	2	4.8	0	0.0	0	0.0
3 9時～12時台	42	100.0	42	100.0	42	100.0	42	100.0	42	100.0	8	19.0	0	0.0	0	0.0
4 13時台	42	100.0	42	100.0	42	100.0	42	100.0	42	100.0	8	19.0	0	0.0	0	0.0
5 14時台	42	100.0	42	100.0	42	100.0	42	100.0	42	100.0	8	19.0	0	0.0	0	0.0
6 15時台	42	100.0	42	100.0	42	100.0	42	100.0	42	100.0	7	16.7	0	0.0	0	0.0
7 16時台	42	100.0	42	100.0	42	100.0	42	100.0	42	100.0	7	16.7	0	0.0	0	0.0
8 17時台	2	4.8	2	4.8	2	4.8	2	4.8	2	4.8	1	2.4	0	0.0	0	0.0
9 18時台	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10 19時台	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
11 20時台	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
12 休み	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	33	78.6	40	95.2	40	95.2
13 無回答	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.4	2	4.8	2	4.8

[I] 問 5 (2). 開所時間外の受付体制

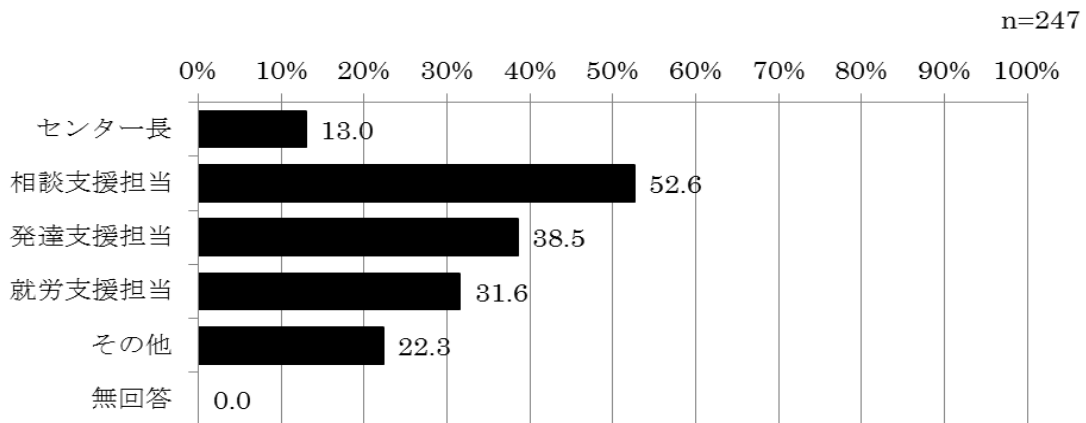
n=42



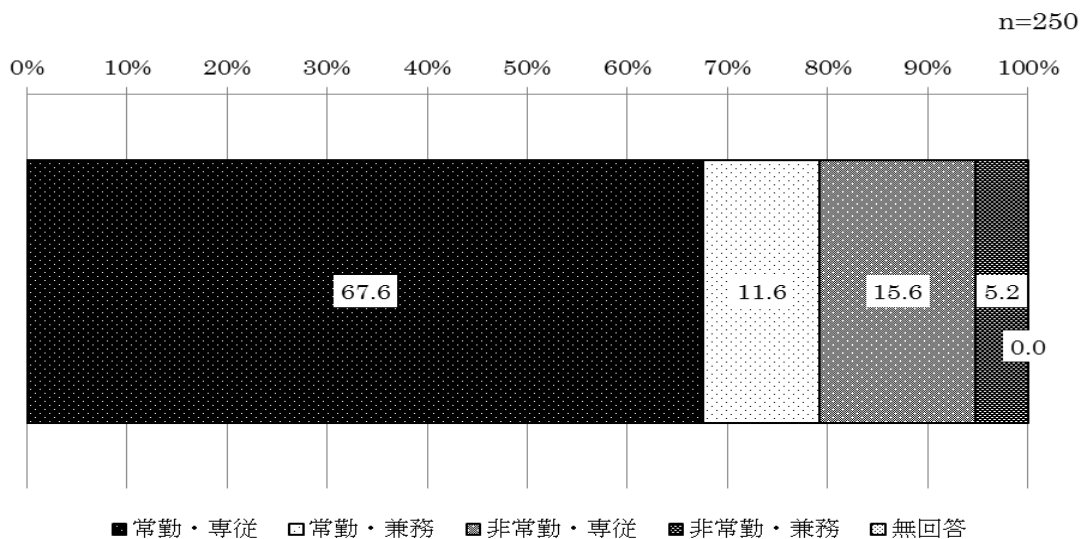
[I I] 問1. センターの運営方針



[I I] 問2 (1). センターの職員体制：担当業務

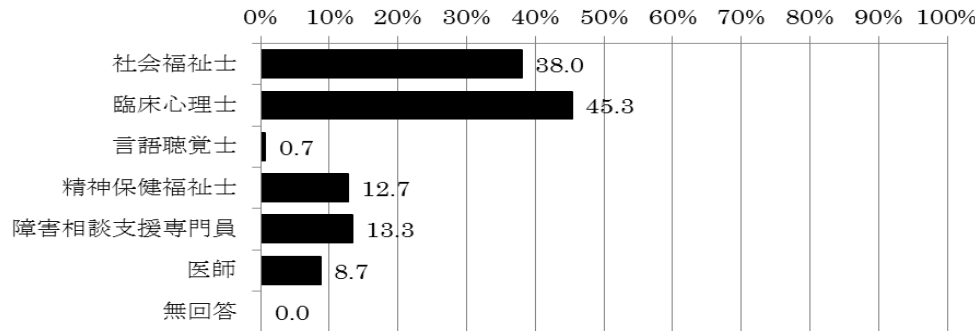


[I I] 問2 (1). センターの職員体制：勤務形態



[I I] 問 2 (1). センターの職員体制：保有資格

n=150



[I I] 問 2 (1). センターの職員体制：年齢

	N	%
サンプル数	225	100.0
1 最小値(歳)	24.00	24.00
2 最大値(歳)	66.00	66.00
3 平均(歳)	40.68	40.68
4 標準偏差(歳)	10.87	10.87

[I I] 問 2 (1). センターの職員体制：勤務年数

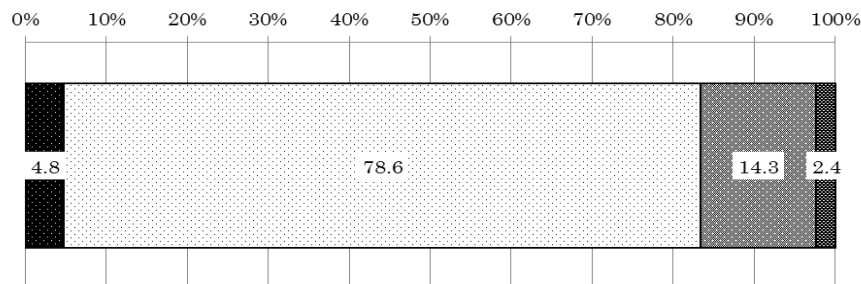
	N	%
サンプル数	247	100.0
1 最小値(年)	0.00	0.00
2 最大値(年)	11.00	11.00
3 平均(年)	3.70	3.70
4 標準偏差(年)	2.66	2.66

[I I] 問 2 (1). センターの職員体制：平成 2 3 年 1 年分の給与等

	N	%
サンプル数	145	100.0
1 最小値(万)	0.00	0.00
2 最大値(万)	1570.00	1570.00
3 平均(万)	446.88	446.88
4 標準偏差(万)	231.97	231.97

[I I] 問 2 (2). 職員の異動方針

n=42



- 貴センター職員は原則として貴センターから移動することはない
- 貴センター職員も運営主体法人の他の職員同様に人事異動がある
- その他
- 無回答

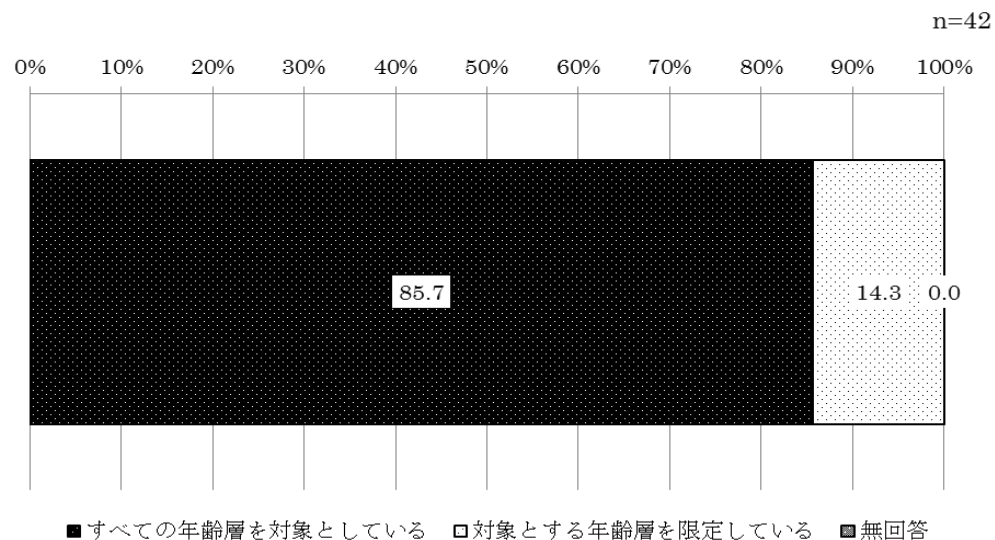
[I I] 問 3 (1). 事業活動収入

	地域生活支援事業		その他厚生労働省補助金・委託費		文部科学省補助金・委託費		設置主体(都道府県・政令市)の単独事業		運営主体(受託法人)の持ち出し		その他		収入合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
サンプル数	8	100.0	8	100.0	4	100.0	17	100.0	11	100.0	13	100.0	28	100.0
1 最小値(千円)	2031.00	2031.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2608.00	2608.00
2 最大値(千円)	48000.00	48000.00	23789.00	23789.00	0.00	0.00	59000.00	59000.00	2200.00	2200.00	90625.00	90625.00	92725.00	92725.00
3 平均(千円)	19463.50	19463.50	6560.50	6560.50	0.00	0.00	22422.82	22422.82	981.82	981.82	9852.46	9852.46	29970.64	29970.64
4 標準偏差(千円)	14734.32	14734.32	10489.46	10489.46	0.00	0.00	17196.88	17196.88	800.39	800.39	25599.97	25599.97	19907.15	19907.15

[I I] 問 3 (2). 事業活動支出 : 支出合計

	人件費		旅費交通費		通信運搬費		土地・建物・建物付属設備の賃借料		減価償却費		その他		支出合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
サンプル数	26	100.0	27	100.0	27	100.0	17	100.0	10	100.0	24	100.0	32	100.0
1 最小値(千円)	4146.00	4146.00	164.00	164.00	10.00	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	193.00	193.00	2608.00	2608.00
2 最大値(千円)	88339.00	88339.00	1405.00	1405.00	4354.00	4354.00	4481.00	4481.00	635.00	635.00	18781.00	18781.00	92725.00	92725.00
3 平均(千円)	27820.04	27820.04	556.04	556.04	562.19	562.19	988.41	988.41	178.90	178.90	3622.58	3622.58	28776.69	28776.69
4 標準偏差(千円)	17090.37	17090.37	336.34	336.34	837.06	837.06	1399.68	1399.68	209.47	209.47	3692.07	3692.07	18938.10	18938.10

[I I I] 問 1 . センター対象の発達障害児・者について



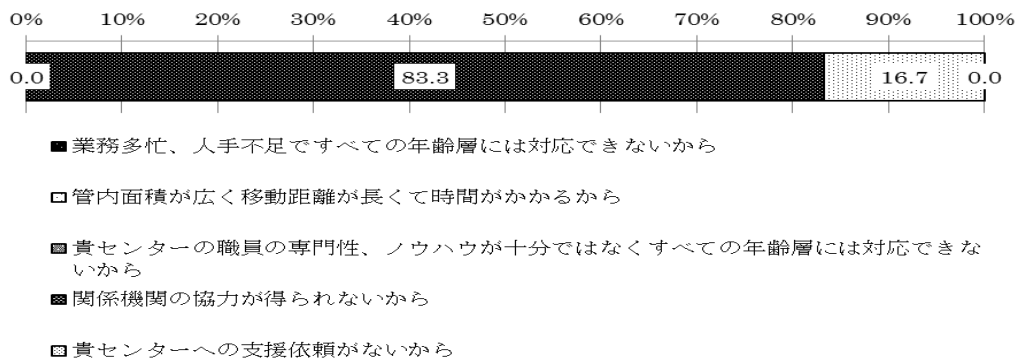
[I I I] 問 1 (1). センター対象の発達障害児・者の年齢層

n=6



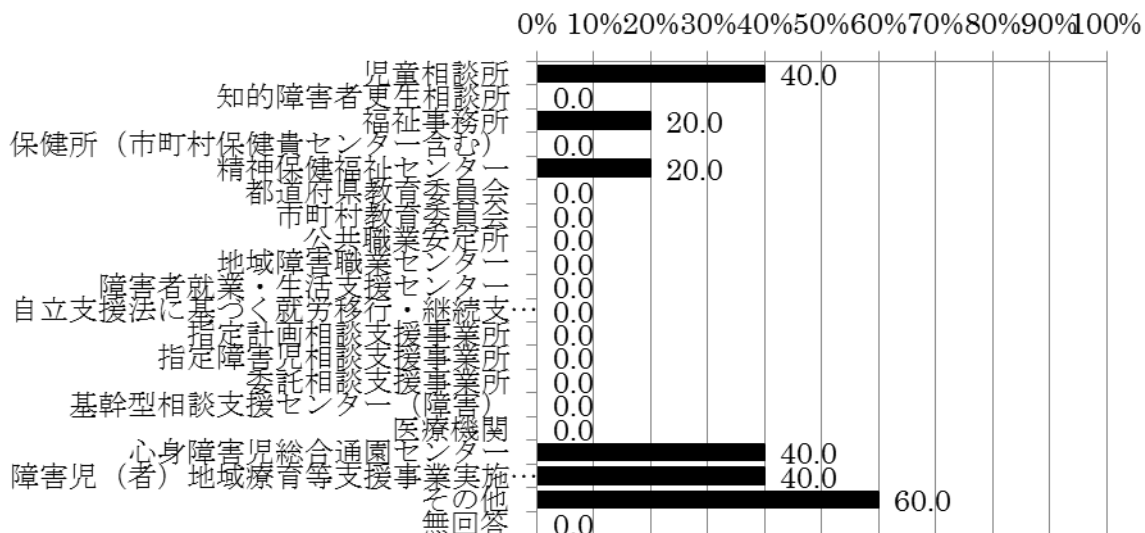
[I I I] 問 1 (2). 年齢層を限定する理由

n=6



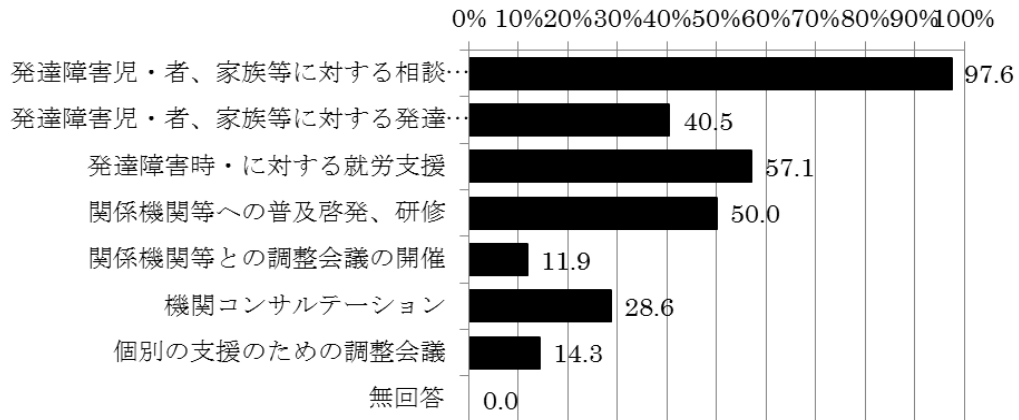
[I I I] 問 1 (2). 対応できる他機関

n=5



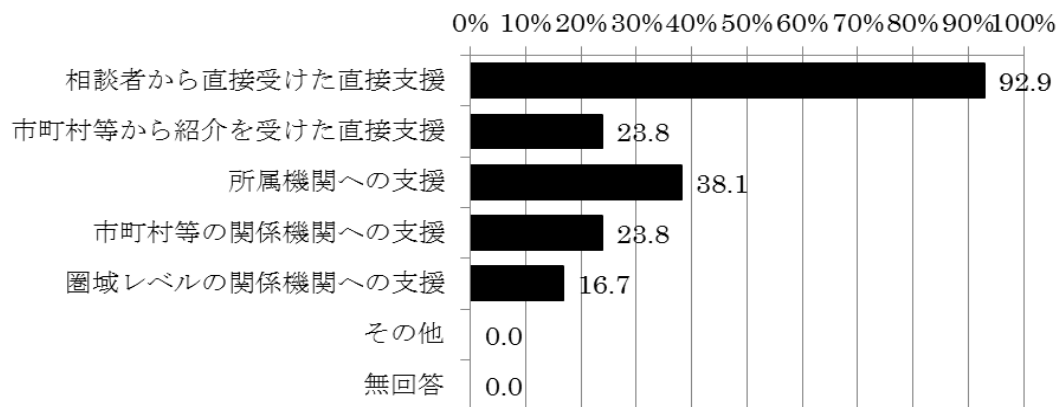
[I I I] 問 3 (1). 業務の現状 : 事業内容別

n=42



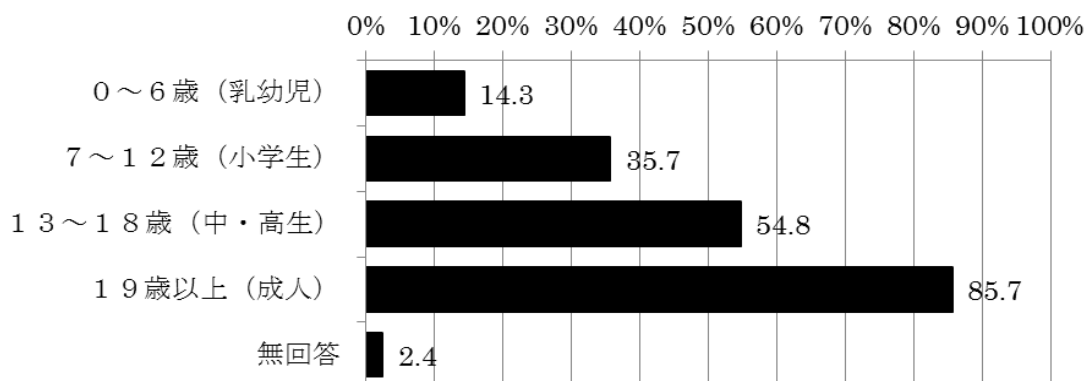
[I I I] 問 3 (1). 業務の現状 : 業務形態別

n=42



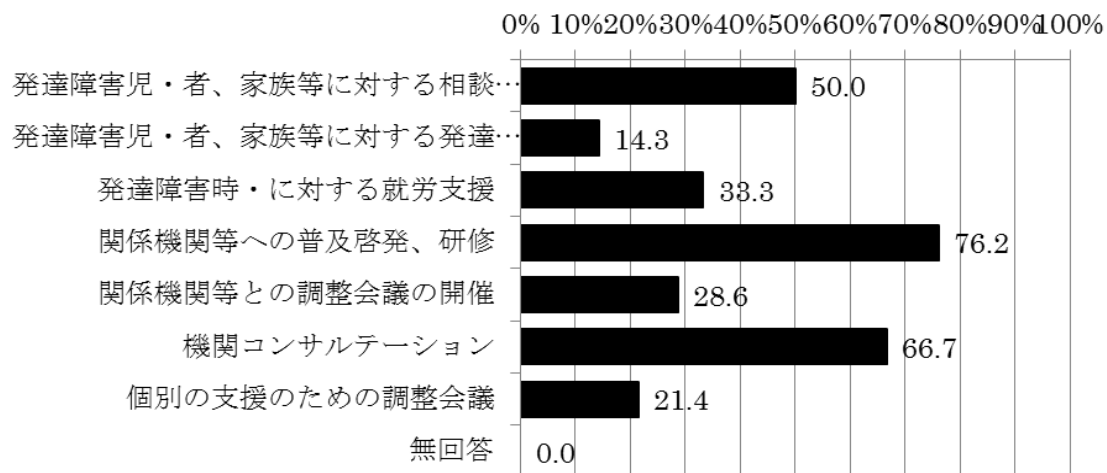
[I I I] 問 3 (1). 業務の現状 : 対象年齢別

n=42



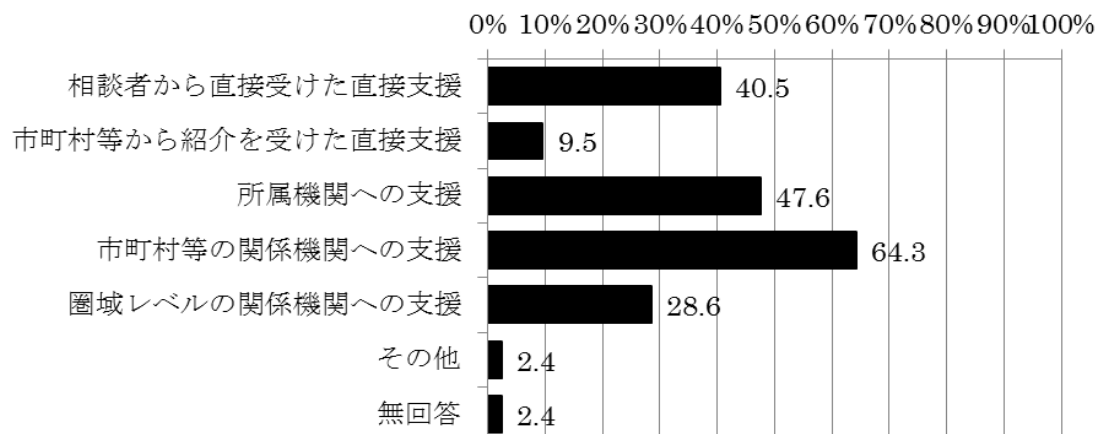
[I I I] 問 4 (1). 業務の今後 : 事業内容別

n=42



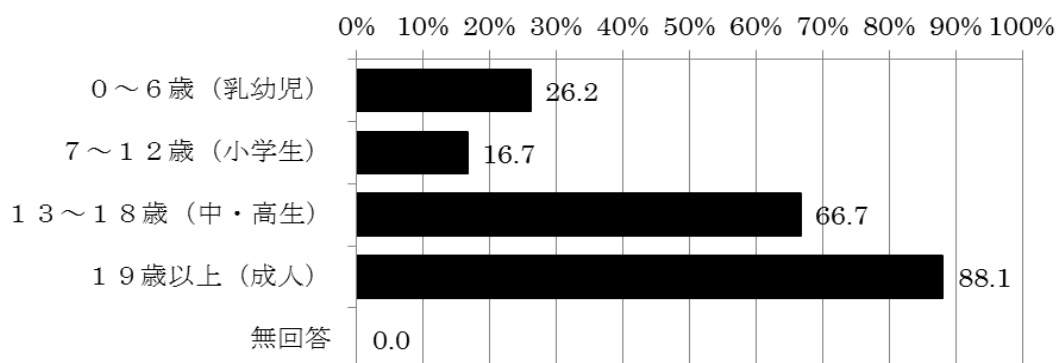
[I I I] 問 4 (1). 業務の今後 : 業務形態別

n=42

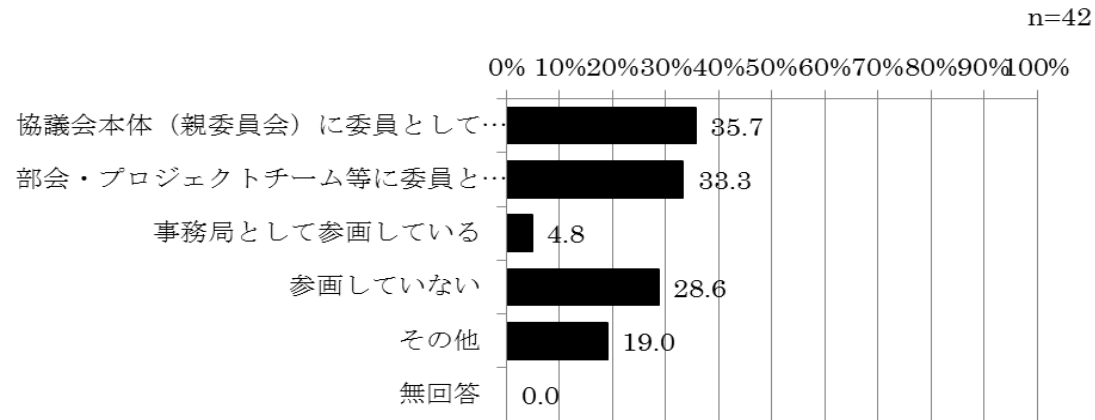


[I V] 問 4 (1). 業務の今後 : 対象年齢別

n=42



[I V] 問 3 (1) . 都道府県自立支援協議会とのかかわり方

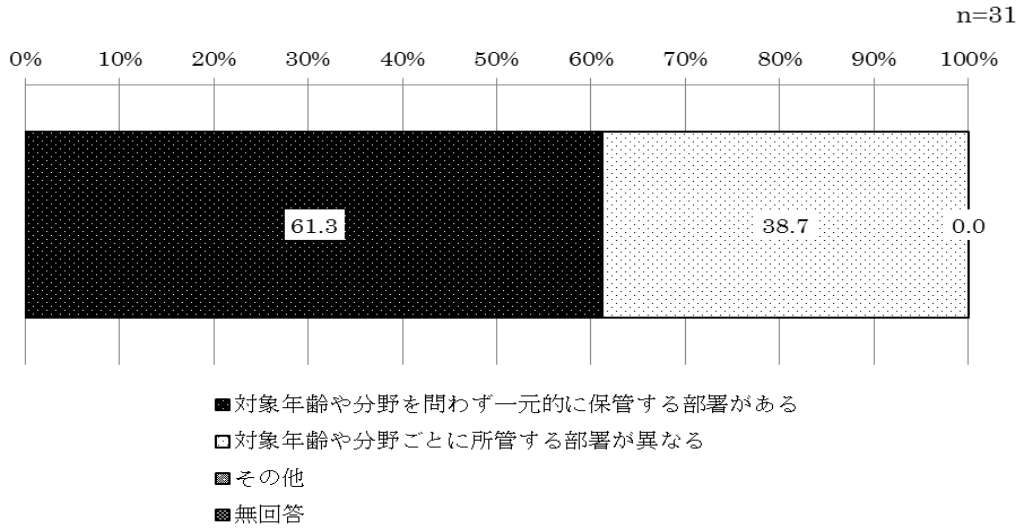


[I V] 問 3 (2) . 地域自立支援協議会とのかかわり方

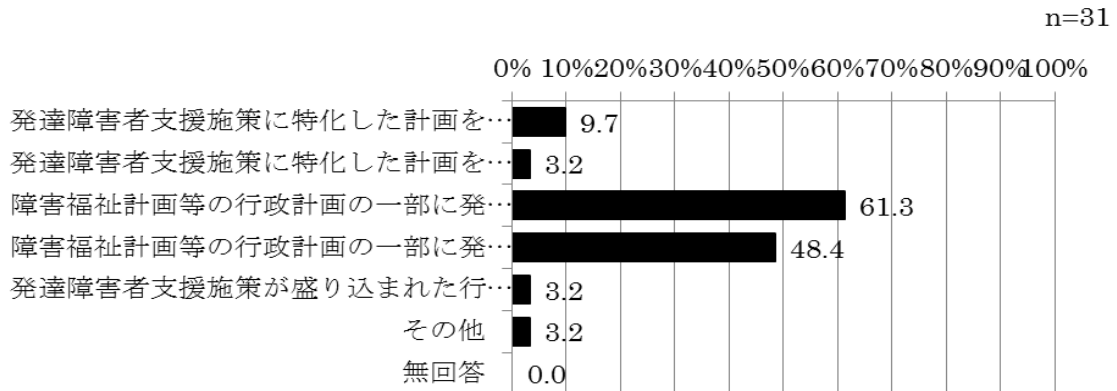
	管轄領域の地域自立支援協議会の設置数		協議会本体(親委員会)に委員として参画している数		部会・プロジェクトチーム等に委員として参画している数		部会・プロジェクトチーム等に事務局として参画している数		参画していない、かかわりがない協議会の数	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
サンプル数	34	100.0	37	100.0	36	100.0	28	100.0	29	100.0
1 最小値(ヶ所)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2 最大値(ヶ所)	80.00	80.00	18.00	18.00	18.00	18.00	0.00	0.00	86.00	86.00
3 平均(ヶ所)	17.44	17.44	1.54	1.54	1.64	1.64	0.00	0.00	12.28	12.28
4 標準偏差(ヶ所)	17.28	17.28	3.42	3.42	3.20	3.20	0.00	0.00	18.18	18.18

2. 都道府県・政令指定都市の調査結果

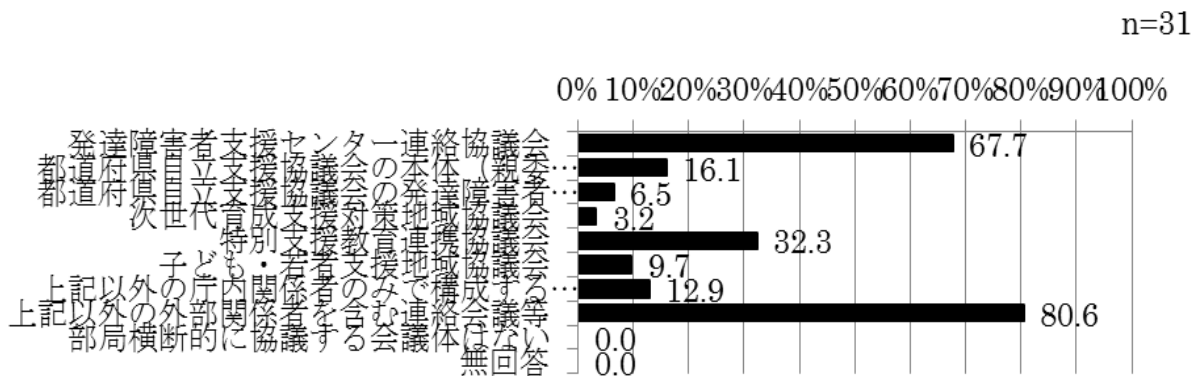
[I] 問 1. 発達障害者支援施策の所轄部署



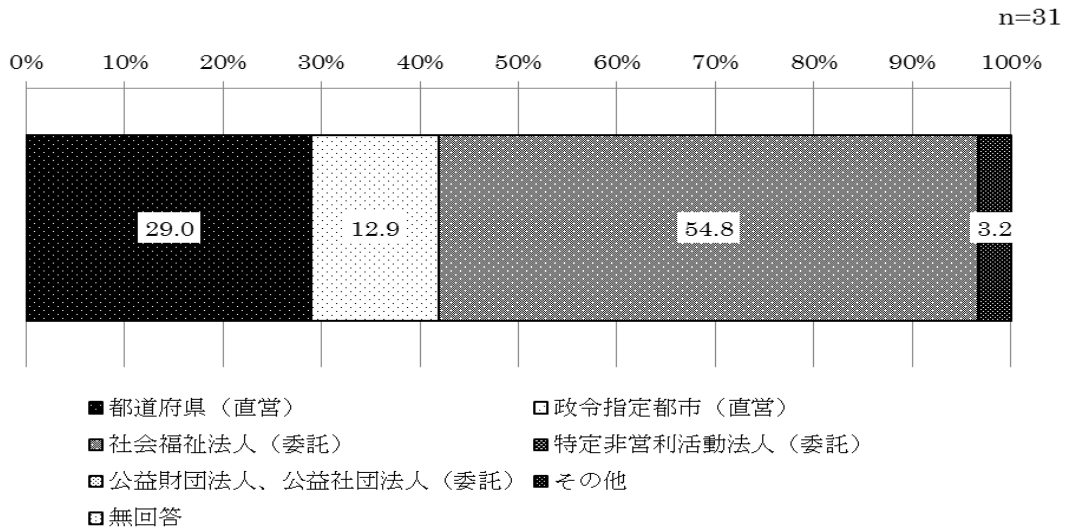
[I] 問 2. 発達障害者支援施策が盛り込まれた行政計画策定レベル



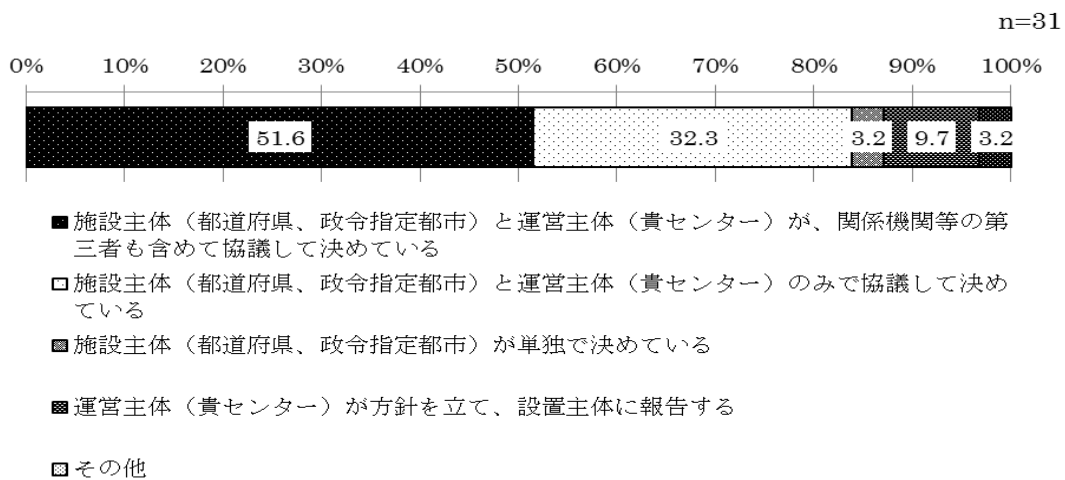
[I] 問 3. 発達障害者支援施策を検討する会議体



[I I] 問 1. 発達障害者支援センターの運営主体



[I I] 問 2. 発達障害者支援センターの運営方針の決め方

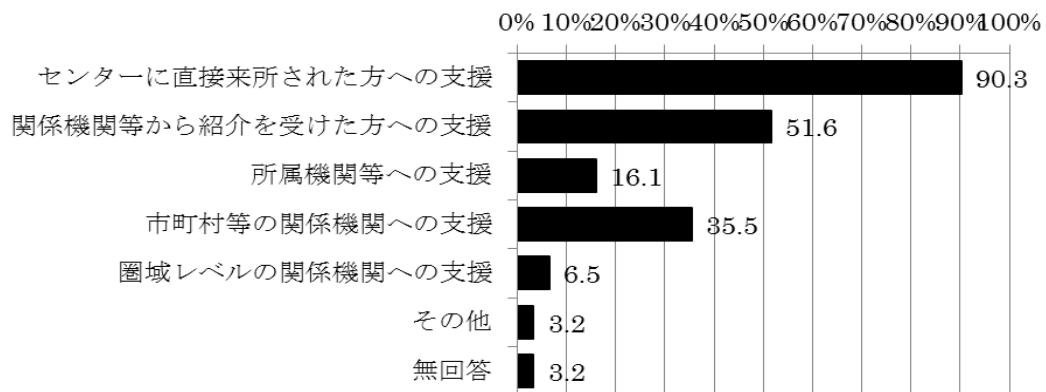


[I I] 問 3. 業務の現状：事業内容別



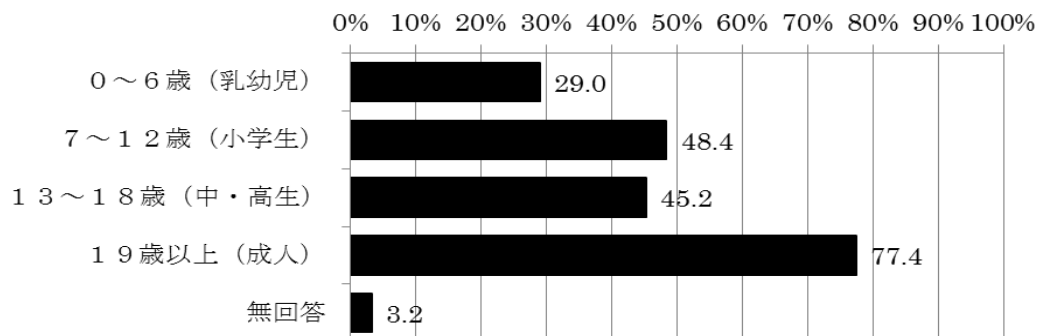
[I I] 問 3 . 業務の現状 : 業務形態別

n=31



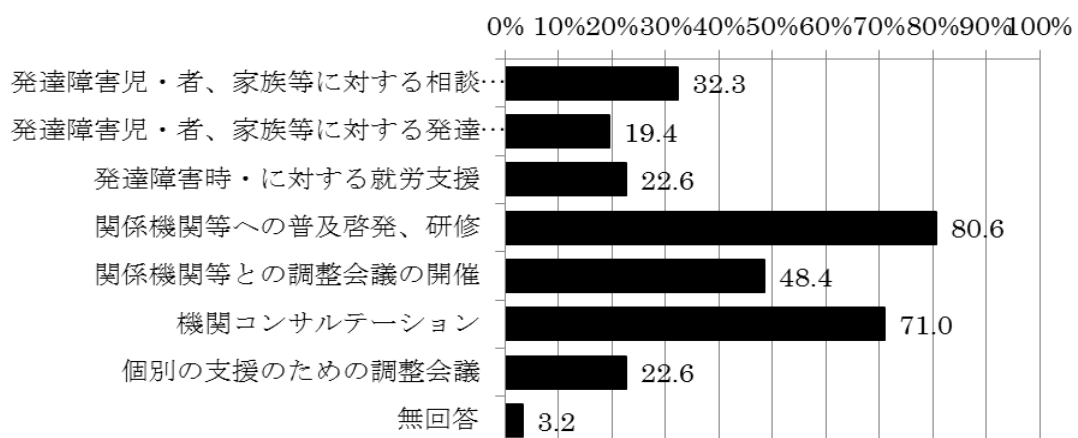
[I I] 問 3 . 業務の現状 : 対象年齢別

n=31



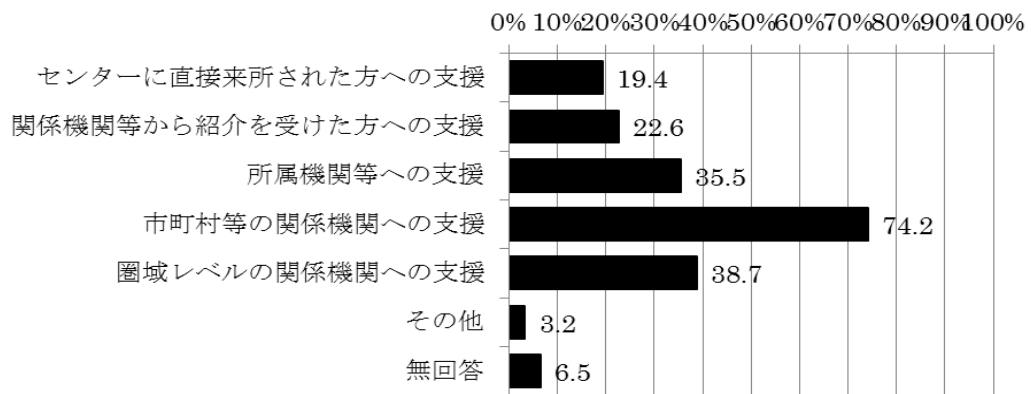
[I I] 問 4 . 業務の今後 : 事業内容別

n=31



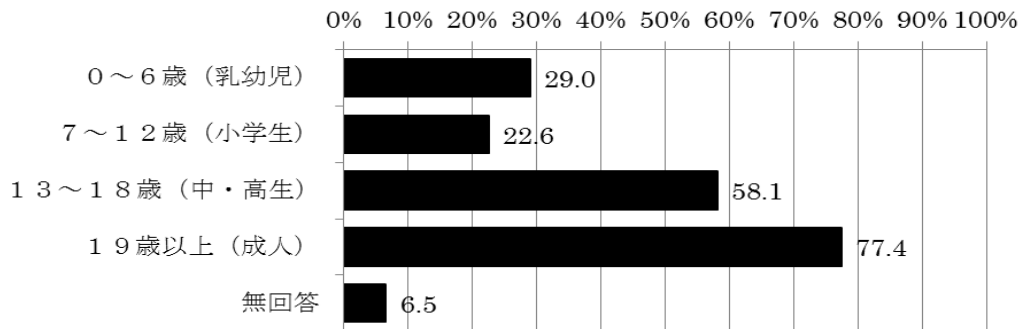
[I I] 問4. 業務の今後：業務形態別

n=31



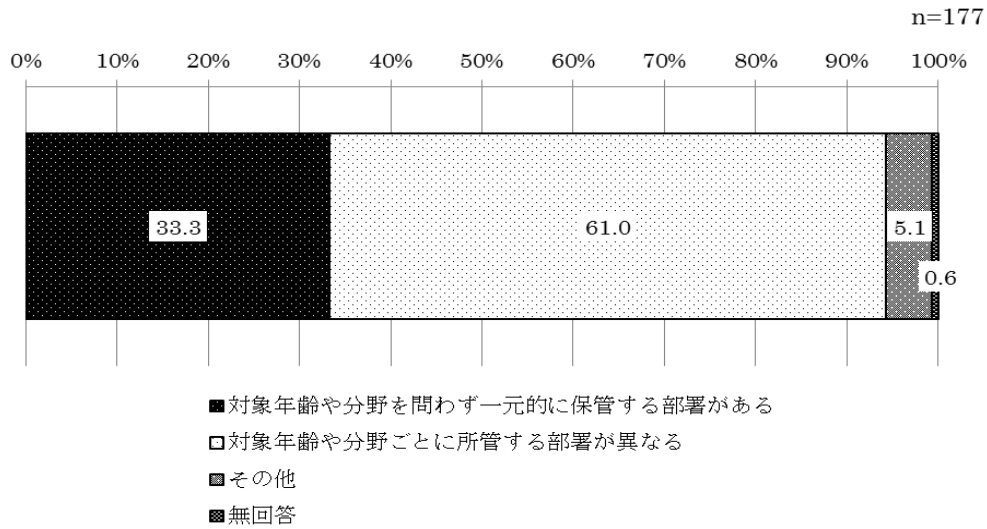
[I I] 問4. 業務の今後：対象年齢別

n=31

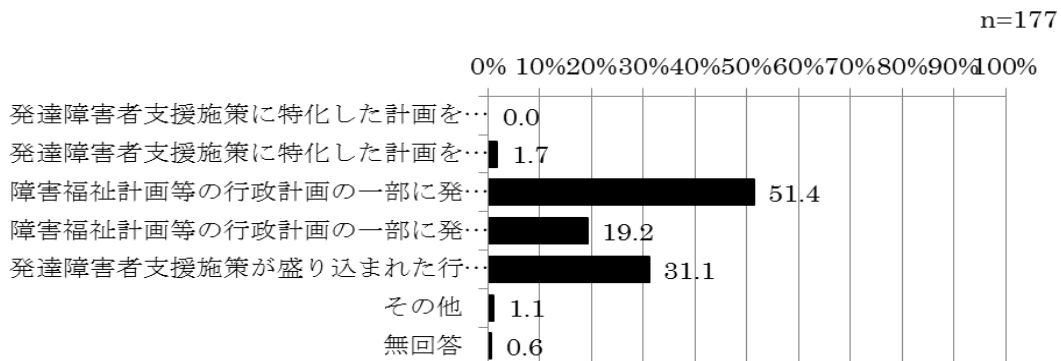


3. 市町村調査の結果

[I] 問 1. 発達障害者支援施策の所轄部署



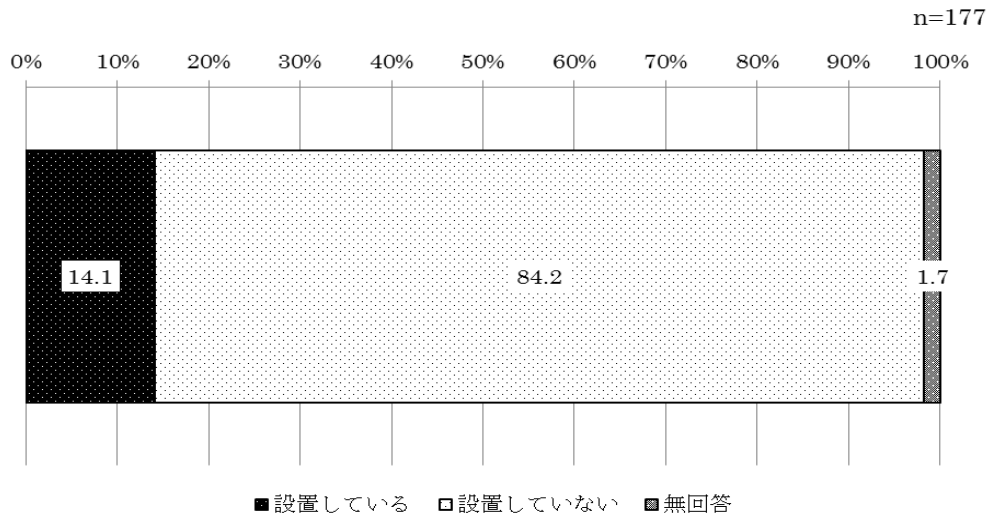
[I] 問 2. 発達障害者支援施策が盛り込まれた行政計画策定レベル



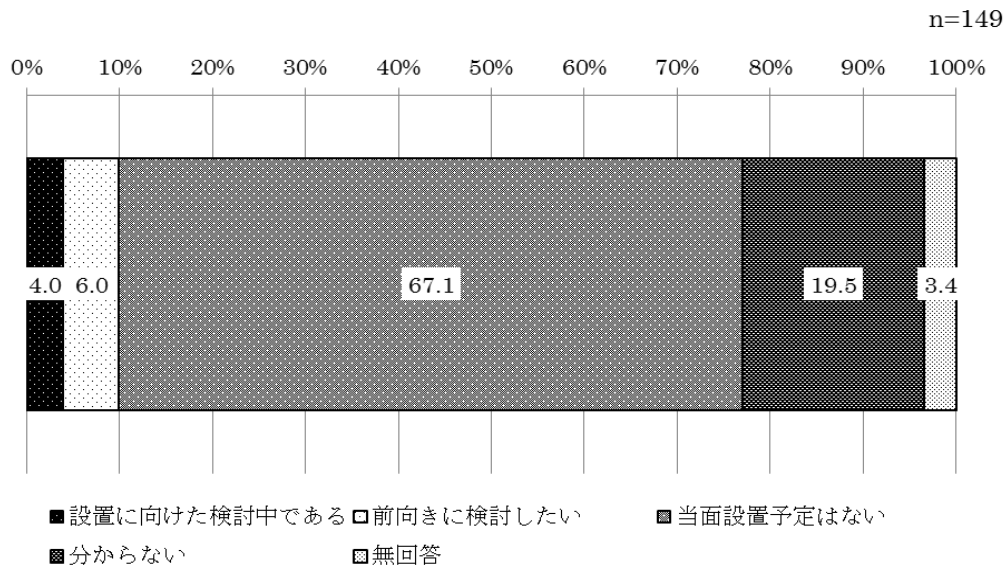
[I] 問 3. 発達障害者支援施策を検討する会議体



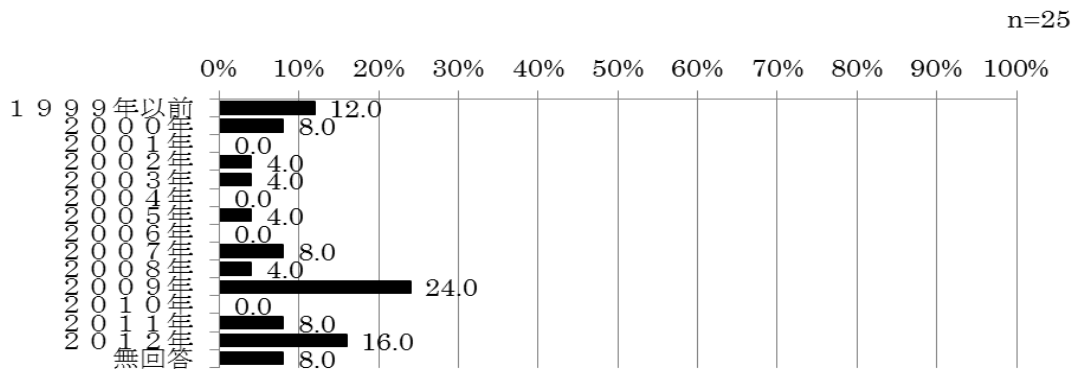
[I] 問 4 . 市町村独自の発達障害者支援センター設置の有無



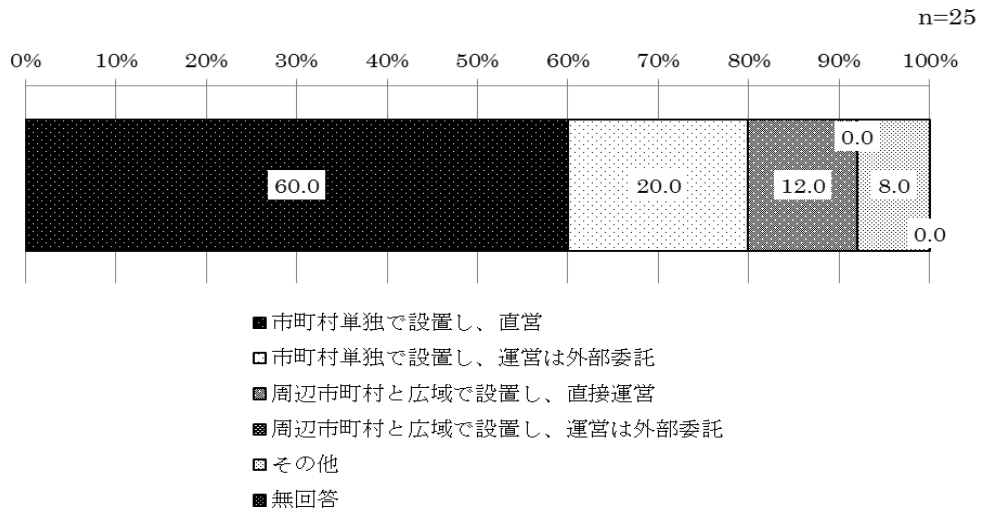
[I] 問 4 (1) . 市町村独自の発達障害者支援センター設置意向



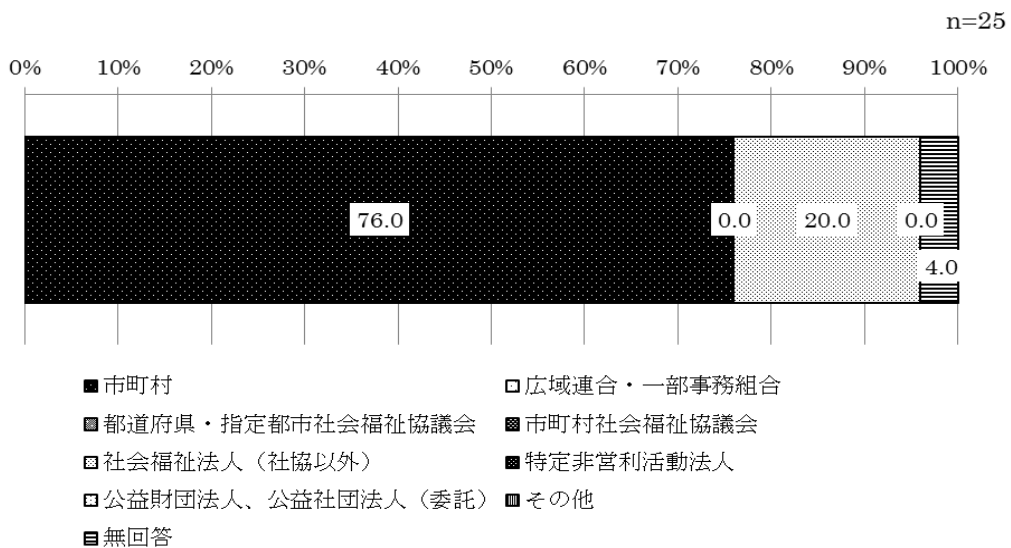
[I] 問 4 (2) . センターの開設年月



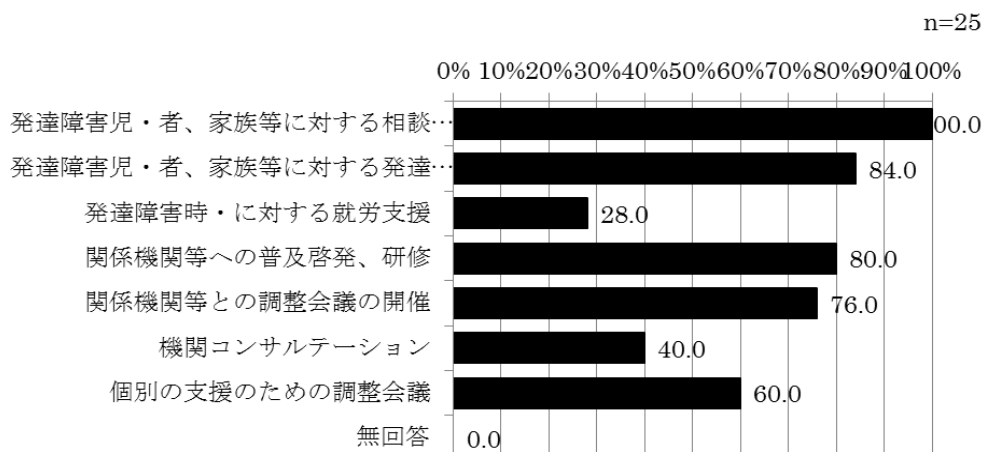
[I] 問 4 (3) . センターの設置・運営形態



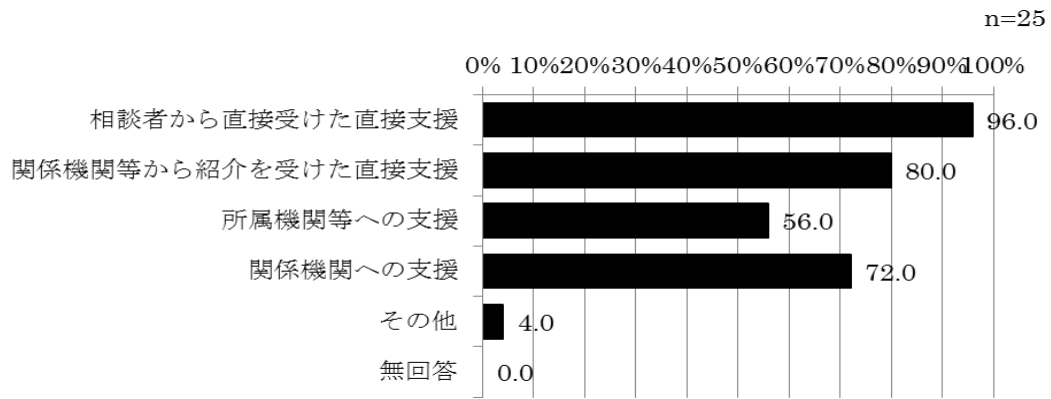
[I] 問 4 (4) . センターの運営主体の法人種別



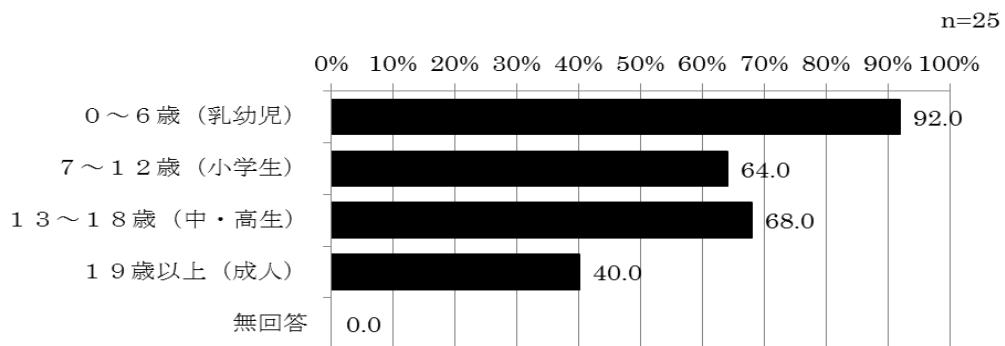
[I] 問 4 (5) . センターの実施事業：事業内容別



[I] 問4 (5). センターの実施事業：業務形態別



[I] 問4 (5). センターの実施事業：対象年齢別



[I I] 問 1 . 都道府県設置のセンターとの連携の現状

	発達障害児・者、家族等に対する相談支援		発達障害児・者、家族等に対する発達支援		発達障害時・に対する就労支援		関係機関等への普及啓発、研修		関係機関等との調整会議の開催		機関コンサルテーション		個別の支援のための調整会議		センターに直接来所された方への支援		関係機関等から紹介を受けた方への支援		所属機関等への支援		関係機関への支援		0~6歳(乳幼児)		7~12歳(小学生)		13~18歳(中・高校生)		対象年齢別:19歳以上(成人)	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
サンプル数	177		177		177		177		177		177		177		177		177		177		177		177		177		177		177	
1 主に市町村が実施	110	62.10	104	58.80	78	44.10	48	27.10	73	41.20	27	15.30	105	59.30	40	22.60	80	45.20	65	36.70	66	37.30	120	67.80	103	58.20	91	51.40	74	41.80
2 センターに依頼主に都道府県	8	4.50	14	7.90	23	13.00	42	23.70	19	10.70	39	22.00	5	2.80	53	29.90	19	10.70	23	13.00	26	14.70	7	4.00	11	6.20	15	8.50	18	10.20
3 センターで協働(市町村と都道府県)	41	23.20	37	20.90	30	16.90	37	20.90	27	15.30	20	11.30	31	17.50	32	18.10	35	19.80	30	16.90	32	18.10	31	17.50	35	19.80	40	22.60	45	25.40
4 実施していない	11	6.20	15	8.50	37	20.90	43	24.30	51	28.80	82	46.30	29	16.40	36	20.30	28	15.80	41	23.20	38	21.50	11	6.20	17	9.60	20	11.30	29	16.40
5 無回答	7	4.00	7	4.00	9	5.10	7	4.00	7	4.00	9	5.10	7	4.00	16	9.00	15	8.50	18	10.20	15	8.50	8	4.50	11	6.20	11	6.20	11	6.20

[I I] 問 2 . 都道府県設置のセンターとの連携の今後

	発達障害児・者、家族等に対する相談支援		発達障害児・者、家族等に対する発達支援		発達障害時・に対する就労支援		関係機関等への普及啓発、研修		関係機関等との調整会議の開催		機関コンサルテーション		個別の支援のための調整会議		センターに直接来所された方への支援		関係機関等から紹介を受けた方への支援		所属機関等への支援		関係機関への支援		0~6歳(乳幼児)		7~12歳(小学生)		13~18歳(中・高校生)		対象年齢別:19歳以上(成人)	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
サンプル数	177		177		177		177		177		177		177		177		177		177		177		177		177		177		177	
1 主に市町村が実施	71	40.10	62	35.00	40	22.60	25	14.10	46	26.00	22	12.40	67	37.90	24	13.60	36	20.30	31	17.50	28	15.80	82	46.30	73	41.20	58	32.80	38	21.50
2 センターに依頼主に都道府県	7	4.00	19	10.70	29	16.40	60	33.90	38	21.50	72	40.70	12	6.80	55	31.10	23	13.00	41	23.20	42	23.70	7	4.00	10	5.60	11	6.20	27	15.30
3 センターで協働(市町村と都道府県)	84	47.50	79	44.60	84	47.50	70	39.50	68	38.40	49	27.70	79	44.60	73	41.20	94	53.10	79	44.60	85	48.00	70	39.50	70	39.50	84	47.50	86	48.60
4 実施していない	8	4.50	9	5.10	14	7.90	13	7.30	17	9.60	26	14.70	12	6.80	14	7.90	13	7.30	14	7.90	11	6.20	9	5.10	13	7.30	13	7.30	13	7.30
5 無回答	7	4.00	8	4.50	10	5.60	9	5.10	8	4.50	8	4.50	7	4.00	11	6.20	11	6.20	12	6.80	11	6.20	9	5.10	11	6.20	11	6.20	13	7.30

実態調査票

発達障害者支援センターの実態と今後

のあり方に関する調査

I. 貴センターの基本情報

問1 貴センターの名称、所在都道府県を記入してください。

センター名称	
所在都道府県	

問2 貴センターの運営主体を記入してください。

1. 都道府県（直営）	4. 特定非営利活動法人（委託）
2. 政令指定都市（直営）	5. 公益財団法人、公益社団法人（委託）
3. 社会福祉法人（委託）	6. その他→具体的に（ ）

問3 貴センターの開設年月を記入してください。

西暦・平成（ ）年

問4 貴センターを附置する施設の状況を記入してください。

1. 自閉症児施設	4. 知的障害者授産施設
2. 知的障害児施設	5. その他施設→具体的に（ ）
3. 知的障害者更生施設	6. 附置施設なし

問5 貴センターの開所状況を記入してください。

(1) 貴センターの開所曜日・時間（24時制）を記入してください。

(例)	① (9) : (00) ~ (18) : (30) 開所	2. 休み
月曜	1. () : () ~ () : () 開所	2. 休み
火曜	1. () : () ~ () : () 開所	2. 休み
水曜	1. () : () ~ () : () 開所	2. 休み
木曜	1. () : () ~ () : () 開所	2. 休み
金曜	1. () : () ~ () : () 開所	2. 休み
土曜	1. () : () ~ () : () 開所	2. 休み
日曜	1. () : () ~ () : () 開所	2. 休み
祝祭日	1. () : () ~ () : () 開所	2. 休み

(2) 貴センターの開所時間以外の受付体制を記入してください。（複数可）

1. 貴センター職員の携帯電話で対応（オンコール）	4. 電子メールの受信（時間外の返信有無は不問）
	5. 時間外受付はしていない

2. 附置施設等へ転送
 3. FAX の受信（時間外の返信有無は不問）
 6. その他→具体的に（ ）

II. 貴センターの運営体制

問1 貴センターの基本的な運営方針はどのように決めていますか。

1. 設置主体（都道府県、政令指定都市）と運営主体（貴センター）が、関係機関等の第三者も含めて協議して決めている
2. 設置主体（都道府県、政令指定都市）と運営主体（貴センター）のみで協議して決めている
3. 設置主体（都道府県、政令指定都市）が単独で決めている
4. 運営主体（貴センター）が方針を立て、設置主体に報告する
5. その他（ ）

問2 貴センターの職員体制について記入してください。

(1) 現在貴センターに配置されている職員について記入してください。

	担当業務（複数可）					勤務形態				保有資格（複数可）						年齢	※四捨五入して、小数点以下第一位 現貴センターでの勤務年数 まで記入	合計額を四捨五入して整数で記入 ※基本給、手当、賞与、一時金等の 平成23年一年分の給与等
	1 センター長	2 相談支援担当	3 発達支援担当	4 就労支援担当	5 その他	1 常勤・専従	2 常勤・兼務	3 非常勤・専従	4 非常勤・兼務	1 社会福祉士	2 臨床心理士	3 言語聴覚士	4 精神保健福祉士	5 障害相談支援専門員	6 医師			
例	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	歳	. 年	万
1	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	歳	. 年	万
2	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	歳	. 年	万
3	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	歳	. 年	万
4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	歳	. 年	万
5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	歳	. 年	万
6	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	歳	. 年	万
7	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	歳	. 年	万
8	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	歳	. 年	万
9	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	歳	. 年	万
10	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	歳	. 年	万

※職員が多く記入欄が足りない場合はこのページをコピーして記入してください。

(2) 職員の異動方針について記入してください。

1. 貴センター職員は原則として貴センターから異動することはない

2. 貴センター職員も運営主体法人の他の職員と同様に人事異動がある
3. その他 ()

(3) 貴センターを効果的・効率的に運営するために、職員配置上、工夫していることがあれば記入してください。(例：専門性の高い業務を実施するために特定資格保有者を加配している、関係機関連携を円滑に進めるため地域で一定の経験を積んだ職員を配置している等)

--

問3 貴センターの事業活動収支（平成23年度決算）について記入してください。

※千円未満は四捨五入して記入してください。

※細かい費目別の記入が困難な場合は、収支の合計額のみ記入してください。

費目		金額			
		億	百万	千円	千円
(1) 事業活動収入	①地域生活支援事業				
	②その他厚生労働省補助金・委託費 →具体的に ()				
	③文部科学省補助金・委託費 →具体的に ()				
	④設置主体（都道府県・政令市）の単独事業				
	⑤運営主体（受託法人）の持ち出し				
	⑥その他→具体的に ()				
	収入合計				
(2) 事業活動支出	①人件費				
	⑦旅費交通費				
	⑧通信運搬費				
	⑨土地・建物・建物付属設備の賃借料				
	⑩減価償却費				
	⑪その他				
	支出合計				

III. 貴センターの具体的な業務内容

問1 貴センターで、主に対象とする発達障害児・者の年齢層を記入してください。

1. すべての年齢層を対象としている ⇨ 問2に進んでください。
2. 対象とする年齢層を限定している



【2. 対象とする年齢層を限定している」場合にうかがいます】

①具体的に対象としている年齢層を記入してください。(複数可)

1. 0～6歳(乳幼児) 2. 7～12歳(小学生) 3. 13～18歳(中・高生) 4. 19歳以上(成人)

②年齢層を限定している理由を記入してください。(複数可)

1. 業務多忙、人手不足ですべての年齢層には対応できないから
2. 管内面積が広く移動距離が長くて時間がかかるから
3. 貴センター職員の専門性、ノウハウが十分でなくすべての年齢層には対応できないから
4. 関係機関の協力が得られないから
5. 貴センターへの支援依頼がないから
6. 貴センター以外に対応できる機関があるから

→具体的に(複数可)

- ア. 児童相談所 イ. 知的障害者更生相談所 ウ. 福祉事務所
エ. 保健所(市町村保健貴センター含む) オ. 精神保健福祉センター
カ. 都道府県教育委員会 キ. 市町村教育委員会 ク. 公共職業安定所
ケ. 地域障害職業センター コ. 障害者就業・生活支援センター
サ. 自立支援法に基づく就労移行・継続支援事業所 シ. 指定計画相談支援事業所
ス. 指定障害児相談支援事業所 セ. 委託相談支援事業所 ソ. 基幹型相談支援センター(障害)
タ. 医療機関 チ. 心身障害児総合通園センター ツ. 障害児(者)地域療育等支援事業実施施設
テ. その他()
7. その他→具体的に()

問2 貴センターの活動圏域を記入してください。

1. 都道府県(または政令指定都市)全域を対象としている ⇨問3に進んでください。
2. 都道府県(または政令指定都市)の一部地域を対象としている

【2. 都道府県(または政令指定都市)の一部地域を対象としている」場合にうかがいます】

①具体的に対象としている市町村(政令指定都市の場合、行政区)の数を記入してください

合計()ヶ所のうち、活動しているのは()ヶ所

②活動圏域を限定している理由を記入してください。(複数可)

1. 業務多忙、人手不足ですべての圏域には対応できないから
2. 貴センター職員の専門性、ノウハウが十分でなくすべての圏域には対応できないから
3. 関係機関の協力が得られないから
4. 貴センターへの支援依頼がないから
5. 貴センター以外に対応できる機関があるから

→具体的に(複数可)

- ア. 児童相談所 イ. 知的障害者更生相談所 ウ. 福祉事務所
エ. 保健所(市町村保健貴センター含む) オ. 精神保健福祉センター
カ. 都道府県教育委員会 キ. 市町村教育委員会 ク. 公共職業安定所
ケ. 地域障害職業センター コ. 障害者就業・生活支援センター
サ. 自立支援法に基づく就労移行・継続支援事業所 シ. 指定計画相談支援事業所
ス. 指定障害児相談支援事業所 セ. 委託相談支援事業所 ソ. 基幹型相談支援センター(障害)
タ. 医療機関 チ. 心身障害児総合通園センター ツ. 障害児(者)地域療育等支援事業実施施設

テ. その他 ()
6. その他→具体的に ()

問3 貴センターにおける業務の現状についてうかがいます。

(1)現時点で量・時間として大きな割合を占めている業務について、記入してください。

<p>①事業内容別 (上位3つまで)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発達障害児・者、家族等に対する相談支援 2. 発達障害児・者、家族等に対する発達支援 3. 発達障害児・者に対する就労支援 4. 関係機関等への普及啓発、研修 5. 関係機関等との調整会議の開催 6. 機関コンサルテーション 7. 個別の支援のための調整会議
<p>②業務形態別 (上位2つまで)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 相談者から直接受けた直接支援 2. 市町村等から紹介を受けた直接支援 3. 所属機関への支援 4. 市町村等の関係機関への支援 5. 圏域レベルの関係機関への支援 6. その他 ()
<p>③対象年齢別 (上位2つまで)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 0～6歳 (乳幼児) 2. 7～12歳 (小学生) 3. 13～18歳 (中・高生) 4. 19歳以上 (成人)

(2)現時点で貴センターとして特に力を入れている業務、特徴的な業務について、具体的に記入してください。

問4 貴センターにおける業務の今後についてうかがいます。

(1) 今後、貴センターが主として取り組むべきと考えている業務について、記入してください。

<p>①事業内容別 (上位3つまで)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発達障害児・者、家族等に対する相談支援 2. 発達障害児・者、家族等に対する発達支援 3. 発達障害児・者に対する就労支援 4. 関係機関等への普及啓発、研修 5. 関係機関等との調整会議の開催 6. 機関コンサルテーション 7. 個別の支援のための調整会議
<p>②業務形態別 (上位2つまで)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 相談者から直接受けた直接支援 2. 市町村等から紹介を受けた直接支援 3. 所属機関への支援 4. 市町村等の関係機関への支援 5. 圏域レベルの関係機関への支援 6. その他 ()
<p>③対象年齢別 (上位2つまで)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 0～6歳 (乳幼児) 2. 7～12歳 (小学生) 3. 13～18歳 (中・高生) 4. 19歳以上 (成人)

(2) 今後、貴センターが特に力を入れて取り組むべきと考えている業務、発達障害者支援センター運営事業実施要綱には記載されていないが追加すべきと考えている業務・機能等があれば、具体的に記入してください。

IV. 制度改正等を踏まえた今後の貴センターのあり方

問1 平成24年4月の障害者自立支援法、児童福祉法の改正により、身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる「児童発達支援」という新しいサービスが創設され、障害児の通所・居宅サービスの利用については相談支援事業所が計画を作成することとなりました。今後、貴センターが発達障害児(0～18歳、乳幼児、小・中・高生)の支援を行うにあたって、こうした地域の「児童発達支援」事業所、相談支援事業所とどのような連携、役割分担を行うべきとお考えですか。

当面(3年程度)の展望	中長期的な展望

--	--

問2 平成24年4月の障害者自立支援法の改正により、障害福祉サービスを利用するすべての障害者に相談支援事業所がサービス等利用計画を作成することとなりました。今後、貴センターが発達障害者（19歳以上）の支援を行うにあたって、こうした地域の相談支援事業所とどのような連携、役割分担を行うべきとお考えですか。

当面（3年程度）の展望	中長期的な展望

問3 平成24年4月の障害者自立支援法の改正により、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく場としての「自立支援協議会」が法定化されました。

(1) 貴センターは都道府県自立支援協議会にどのようにかかわっていますか。(複数可)

1. 協議会本体(親委員会)に委員として参画している
2. 部会・プロジェクトチーム等に委員として参画している
3. 事務局として参画している
4. 参画していない
5. その他 ()

(2) 貴センターは地域自立支援協議会(圏域、市町村単位)にどのようにかかわっていますか。

① 貴センターの管轄地域の地域自立支援協議会の設置数	ヶ所
② 貴センターが協議会本体(親委員会)に委員として参画している数	ヶ所
③ 貴センターが部会・プロジェクトチーム等に委員として参画している数	ヶ所
④ 貴センターが部会・プロジェクトチーム等に事務局として参画している数	ヶ所
⑤ 貴センターが参画していない、かわりがない協議会の数	ヶ所

(3) 貴センターは今後、都道府県自立支援協議会、地域自立支援協議会にどのようにかかわっていきたいとお考えですか。

当面(3年程度)の展望	中長期的な展望

問4 地域で生活する障害者を支援する様々なサービスの基盤整備が進んでいます。たとえば、就労支援については、障害者自立支援法に基づく就労移行・継続支援事業所や障害者就業・生活支援センター、地域若者サポートステーション等の機関が地域にできています。今後、貴センターが発達障害者(19歳以上)の支援を行うにあたって、こうした地域の関係機関とどのような連携、役割分担を行うべきとお考えですか。

当面(3年程度)の展望	中長期的な展望

問5 発達障害者支援法の成立以降、市町村独自に発達障害に関する部署や事業を立ち上げる地域が出てきています。こうした身近な地域での発達障害児・者支援体制の充実した市町村と、支援体制整備が進んでいない市町村に対して、今後、貴センターはどのような支援、役割分担を行うべきとお考えですか。【この設問は政令指定都市の場合は回答不要です】

支援体制の充実した市町村に対して	支援体制整備が進んでいない市町村に対して

V. その他自由意見

問1 発達障害者支援センターの運営にあたり現在課題になっていること、今後の都道府県（または政令市）における位置づけ、関係機関との連携・ネットワーク構築等についてご意見があれば自由に記入してください。

問2 今回の研究事業で作成予定の「発達障害者支援センター業務マニュアル」に盛り込んでほしい内容等、ご意見・ご要望があれば自由に記入してください。

調査は以上です。お忙しいところご協力ありがとうございました。

発達障害者支援センターの実態と今後のあり方に関する調査

◆調査票の内容について確認させていただく場合がありますので、連絡先をご記入下さい。

貴自治体名	都道 府県	区市 町村
部署名	部	課 係
電話番号	— —	(内線:)

VI. 貴自治体における発達障害者支援施策について

問1 貴自治体における発達障害者支援施策の所管部署はどこですか。

7. 対象年齢や分野を問わず一元的に所管する部署がある
8. 対象年齢や分野ごとに所管する部署が異なる
9. その他 ()

問2 貴自治体では発達障害者支援施策が盛り込まれた行政計画を策定していますか。(複数可)

1. 発達障害者支援施策に特化した計画を策定している(基本構想レベル)
2. 発達障害者支援施策に特化した計画を策定している(事業内容や実施時期を明らかにし行財政運営の指針となる実施計画レベル)
3. 障害福祉計画等の行政計画の一部に発達障害者支援施策についても盛り込まれている(基本構想レベル)
4. 障害福祉計画等の行政計画の一部に発達障害者支援施策についても盛り込まれている(事業内容や実施時期を明らかにし行財政運営の指針となる実施計画レベル)
5. 発達障害者支援施策が盛り込まれた行政計画は策定していない
6. その他 ()

問3 貴自治体では、発達障害者支援施策に関して、対象者年齢や分野を横断して主にどのような合議体で検討していますか。(複数可)

1. 発達障害者支援センター連絡協議会
2. 都道府県自立支援協議会の本体(親委員会)
3. 都道府県自立支援協議会の発達障害者支援に関する部会・プロジェクトチーム等
4. 次世代育成支援対策地域協議会
5. 特別支援教育連携協議会
6. 子ども・若者支援地域協議会
7. 上記以外の庁内関係者のみで構成する連絡会議等
8. 上記以外の外部関係者を含む連絡会議等

9. 部局横断的に協議する会議体はない

VII. 発達障害者支援センターの業務について

問1 貴自治体の発達障害者支援センターの運営主体についてうかがいます。

(1) 貴自治体の発達障害者支援センターの運営主体を記入してください。

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1. 都道府県（直営） | 4. 特定非営利活動法人（委託） |
| 2. 政令指定都市（直営） | 5. 公益財団法人、公益社団法人（委託） |
| 3. 社会福祉法人（委託） | 6. その他→具体的に（ ） |

(2) 貴自治体で、発達障害者支援センターの運営主体を上記のようにした理由はなぜですか。

--

問2 貴自治体の発達障害者支援センターの基本的な運営方針はどのように決めていますか。

- | |
|--|
| 6. 設置主体（都道府県、政令指定都市）と運営主体（貴センター）が、関係機関等の第三者も含めて協議して決めている |
| 7. 設置主体（都道府県、政令指定都市）と運営主体（貴センター）のみで協議して決めている |
| 8. 設置主体（都道府県、政令指定都市）が単独で決めている |
| 9. 運営主体（貴センター）が方針を立て、設置主体に報告する |
| 10. その他（ ） |

問3 貴自治体の発達障害者支援センターにおける業務の現状についてうかがいます。

(1) 貴自治体の発達障害者支援センターが行っている業務について、記入してください。

<p>①事業内容別 (上位3つまで)</p>	<p>8. 発達障害児・者、家族等に対する相談支援 9. 発達障害児・者、家族等に対する発達支援 10. 発達障害児・者に対する就労支援 11. 関係機関等への普及啓発、研修 12. 関係機関等との調整会議の開催 13. 機関コンサルテーション 14. 個別の支援のための調整会議</p>
<p>②業務形態別 (上位2つまで)</p>	<p>7. センターに直接来所された方への支援 8. 関係機関等から紹介を受けた方への支援 9. 所属機関等への支援 10. 市町村等の関係機関への支援 11. 圏域レベルの関係機関への支援 12. その他 ()</p>
<p>③対象年齢別 (上位2つまで)</p>	<p>5. 0～6歳 (乳幼児) 6. 7～12歳 (小学生) 7. 13～18歳 (中・高生) 8. 19歳以上 (成人)</p>

(2) 発達障害者支援センターにおける上記の業務遂行において、貴自治体ではどのような課題があるとお考えですか。できるだけ具体的に記入してください。

(3) 現時点で、貴自治体が発達障害者支援センターの運営について特に力を入れていること、特徴的な取り組みがあれば、具体的に記入してください。

問4 貴自治体の発達障害者支援センターにおける業務の今後についてうかがいます。

(1) 貴自治体が、今後、発達障害者支援センターに主として取り組んでもらいたいと考えている業務について、記入してください。

<p>①事業内容別 (上位3つまで)</p>	<p>8. 発達障害児・者、家族等に対する相談支援 9. 発達障害児・者、家族等に対する発達支援 10. 発達障害児・者に対する就労支援 11. 関係機関等への普及啓発、研修 12. 関係機関等との調整会議の開催 13. 機関コンサルテーション 14. 個別の支援のための調整会議</p>
<p>②業務形態別 (上位2つまで)</p>	<p>7. センターに直接来所された方への支援 8. 関係機関等から紹介を受けた方への支援 9. 所属機関等への支援 10. 市町村等の関係機関への支援 11. 圏域レベルの関係機関への支援 12. その他 ()</p>
<p>③対象年齢別 (上位2つまで)</p>	<p>5. 0～6歳 (乳幼児) 6. 7～12歳 (小学生) 7. 13～18歳 (中・高生) 8. 19歳以上 (成人)</p>

(2) 貴自治体が、今後、発達障害者支援センターに特に力を入れて取り組んでもらいたいと考えている業務、発達障害者支援センター運営事業実施要綱には記載されていないが追加すべきと考えている業務・機能等があれば、具体的に記入してください。

--

VIII. 制度改正等を踏まえた今後の発達障害者支援センターのあり方

問1 平成24年4月の障害者自立支援法、児童福祉法の改正により、身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる「児童発達支援」という新しいサービスが創設され、障害児の通所・居宅サービスの利用については相談支援事業所が計画を作成することとなりました。貴自治体は、今後、発達障害者支援センターが発達障害児（0～18歳、乳幼児、小・中・高生）の支援を行うにあたって、こうした地域の「児童発達支援」事業所、相談支援事業所とどのような連携、役割分担を行うべきとお考えですか。

当面（3年程度）の展望	中長期的な展望

問2 平成24年4月の障害者自立支援法の改正により、障害福祉サービスを利用するすべての障害者に相談支援事業所がサービス等利用計画を作成することとなりました。貴自治体は、今後、発達障害者支援センターが発達障害者（19歳以上）の支援を行うにあたって、こうした地域の相談支援事業所とどのような連携、役割分担を行うべきとお考えですか。

当面（3年程度）の展望	中長期的な展望

問3 平成24年4月の障害者自立支援法の改正により、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく場としての「自立支援協議会」が法定化されました。貴自治体は、今後、発達障害者支援センターが、都道府県自立支援協議会、地域自立支援協議会にどのように関わっていくべきとお考えですか。

当面（3年程度）の展望	中長期的な展望

問4 地域で生活する障害者を支援する様々なサービスの基盤整備が進んでいます。たとえば、就労支援については、障害者自立支援法に基づく就労移行・継続支援事業所や障害者就業・生活支援センター、地域若者サポートステーション等の機関が地域にできています。貴自治体は、今後、発達障害者支援センターが、発達障害者（19歳以上）の支援を行うにあたって、こうした地域の関係機関とどのような連携、役割分担を行うべきとお考えですか。

当面（3年程度）の展望	中長期的な展望

問5 発達障害者支援法の成立以降、市町村独自に発達障害に関する部署や事業を立ち上げる地域が出てきています。こうした身近な地域での発達障害児・者支援体制の充実した市町村と、支援体制整備が進んでいない市町村に対して、貴自治体は、今後、発達障害者支援センターがどのような支援、役割分担を行うべきとお考えですか。【この設問は政令指定都市の場合は回答不要です】

支援体制の充実した市町村に対して	支援体制整備が進んでいない市町村に対して

IX. その他自由意見

問1 発達障害者支援センターの運営にあたり現在課題になっていること、今後の貴自治体における位置づけ、関係機関との連携・ネットワーク構築等についてご意見があれば自由に記入してください。

問2 今回の研究事業で作成予定の「発達障害者支援センター業務マニュアル」に盛り込んでほしい内容等、ご意見・ご要望があれば自由に記入してください。

調査は以上です。お忙しいところご協力ありがとうございました。

発達障害者支援センターの実態と今後のあり方に関する調査

◆調査票の内容について確認させていただく場合がありますので、連絡先をご記入下さい。

貴市町村名	都道 府県	区市 町村
部署名	部	課 係
電話番号	— —	(内線:)

X. 貴市町村における発達障害者支援施策について

問1 貴市町村における発達障害者支援施策の所管部署はどこですか。

- 10. 対象年齢や分野を問わず一元的に所管する部署がある
- 11. 対象年齢や分野ごとに所管する部署が異なる
- 12. その他 ()

問2 貴市町村では発達障害者支援施策が盛り込まれた行政計画を策定していますか。(複数可)

- 7. 発達障害者支援施策に特化した計画を策定している(基本構想レベル)
- 8. 発達障害者支援施策に特化した計画を策定している(事業内容や実施時期を明らかにし行財政運営の指針となる実施計画レベル)
- 9. 障害福祉計画等の行政計画の一部に発達障害者支援施策についても盛り込まれている(基本構想レベル)
- 10. 障害福祉計画等の行政計画の一部に発達障害者支援施策についても盛り込まれている(事業内容や実施時期を明らかにし行財政運営の指針となる実施計画レベル)
- 11. 発達障害者支援施策が盛り込まれた行政計画は策定していない
- 12. その他 ()

問3 貴市町村では、発達障害者支援施策に関して、対象者年齢や分野を横断して主にどのような合議体で検討していますか。(複数可)

- 10. 発達障害者支援センター連絡協議会
- 11. 都道府県自立支援協議会の本体(親委員会)
- 12. 都道府県自立支援協議会の発達障害者支援に関する部会・プロジェクトチーム等
- 13. 要保護児童対策地域協議会
- 14. 次世代育成支援対策地域協議会
- 15. 特別支援教育連携協議会
- 16. 子ども・若者支援地域協議会
- 17. 上記以外の庁内関係者のみで構成する連絡会議等
- 18. 上記以外の外部関係者を含む連絡会議等
- 19. 部局横断的に協議する会議体はない

問4 貴市町村では発達障害者支援施策に対応するために都道府県発達障害者支援センターとは別に、市町村独自で発達障害者支援に係るセンター等を設置していますか。

1. 設置している	2. 設置していない
-----------	------------



【「2. 設置していない」場合にうかがいます】

①今後の設置意向を記入してください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1. 設置に向けた検討中である 2. 前向きに検討したい 3. 当面設置予定はない 4. 分からない |
|---|

【「1. 設置している」場合にうかがいます】

②センターの開設年月を記入してください。

西暦・平成 () 年

③センターの設置・運営形態を記入してください。

1. 市町村単独で設置し、直営	4. 周辺市町村と広域で設置し、運営は外部委託
2. 市町村単独で設置し、運営は外部委託	5. その他 ()
3. 周辺市町村と広域で設置し、直接運営	

④センターの運営主体の法人種別を記入してください。

1. 市町村	5. 社会福祉法人（社協以外）
2. 広域連合・一部事務組合	6. 特定非営利活動法人
3. 都道府県・指定都市社会福祉協議会	7. 公益財団法人、公益社団法人（委託）
4. 市町村社会福祉協議会	8. その他→具体的に ()

⑤センターの実施事業について記入してください。

事業内容別 (複数可)	<ul style="list-style-type: none"> 15. 発達障害児・者、家族等に対する相談支援 16. 発達障害児・者、家族等に対する発達支援 17. 発達障害児・者に対する就労支援 18. 関係機関等への普及啓発、研修 19. 関係機関等との調整会議の開催 20. 機関コンサルテーション 21. 個別の支援のための調整会議
業務形態別 (複数可)	<ul style="list-style-type: none"> 13. 相談者から直接受けた直接支援 14. 関係機関等から紹介を受けた直接支援 15. 所属機関への支援 16. 関係機関への支援 17. その他 ()
対象年齢別 (複数可)	<ul style="list-style-type: none"> 9. 0～6歳（乳幼児） 10. 7～12歳（小学生） 11. 13～18歳（中・高生） 12. 19歳以上（成人）

XI. 都道府県が設置した発達障害者支援センターとの連携について

問1 貴市町村の発達障害者支援の取り組みと、都道府県が設置した発達障害者支援センターの業務の連携の現状についてうかがいます。

(1) 貴市町村と都道府県発達障害者支援センターは、以下の業務について、現時点でどのように役割分担していますか。

		1 主に市町村が実施	2 センターに依頼 主に都道府県	3 センターで協働 市町村と都道府県	4 実施していない
例		1	2	3	4
事業内容別	発達障害児・者、家族等に対する相談支援	1	2	3	4
	発達障害児・者、家族等に対する発達支援	1	2	3	4
	発達障害児・者に対する就労支援	1	2	3	4
	関係機関等への普及啓発、研修	1	2	3	4
	関係機関等との調整会議の開催	1	2	3	4
	機関コンサルテーション	1	2	3	4
	個別の支援のための調整会議	1	2	3	4
業務形態別	センターに直接来所された方への支援	1	2	3	4
	関係機関等から紹介を受けた方への支援	1	2	3	4
	所属機関等への支援	1	2	3	4
	関係機関等への支援	1	2	3	4
対象年齢別	0～6歳（乳幼児）	1	2	3	4
	7～12歳（小学生）	1	2	3	4
	13～18歳（中・高生）	1	2	3	4
	19歳以上（成人）	1	2	3	4

(2) 貴市町村と都道府県発達障害者支援センターによる上記の業務遂行の役割分担において、貴市町村ではどのような課題があるとお考えですか。できるだけ具体的に記入してください。

(3) 現時点で、貴市町村が都道府県発達障害者支援センターとの連携において特に力を入れていること、特徴的な取り組みがあれば、具体的に記入してください。

問2 貴市町村の発達障害者支援の取り組みと、都道府県が設置した発達障害者支援センターの業務の連携の今後についてうかがいます。

(1) 貴市町村と都道府県発達障害者支援センターは、以下の業務について、今後、どのように役割分担してきたいとお考えですか。

		1 主に市町村が実施	2 センターに依頼 主に都道府県	3 センターで協働 市町村と都道府県	4 実施していない
例		1	2	3	4
事業内容別	発達障害児・者、家族等に対する相談支援	1	2	3	4
	発達障害児・者、家族等に対する発達支援	1	2	3	4
	発達障害児・者に対する就労支援	1	2	3	4
	関係機関等への普及啓発、研修	1	2	3	4
	関係機関等との調整会議の開催	1	2	3	4
	機関コンサルテーション	1	2	3	4
	個別の支援のための調整会議	1	2	3	4
業務形態別	センターに直接来所された方への支援	1	2	3	4
	関係機関等から紹介を受けた方への支援	1	2	3	4
	所属機関等への支援	1	2	3	4
	関係機関等への支援	1	2	3	4
対象年齢別	0～6歳（乳幼児）	1	2	3	4
	7～12歳（小学生）	1	2	3	4
	13～18歳（中・高生）	1	2	3	4
	19歳以上（成人）	1	2	3	4

(2) 貴市町村が、今後、都道府県発達障害者支援センターに特に力を入れて取り組んでもらいたいと考えている業務、発達障害者支援センター運営事業実施要綱には記載されていないが追加すべきと考えている業務・機能等があれば、具体的に記入してください。

XII. 制度改正等を踏まえた今後の都道府県発達障害者支援センターのあり方

問1 平成24年4月の障害者自立支援法、児童福祉法の改正により、身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる「児童発達支援」という新しいサービスが創設され、障害児の通所・居宅サービスの利用については相談支援事業所が計画を作成することとなりました。貴市町村は、今後、都道府県発達障害者支援センターが発達障害児（0～18歳、乳幼児、小・中・高生）の支援を行うにあたって、こうした地域の「児童発達支援」事業所、相談支援事業所とどのような連携、役割分担を行うべきとお考えですか。

当面（3年程度）の展望	中長期的な展望

問2 平成24年4月の障害者自立支援法の改正により、障害福祉サービスを利用するすべての障害者に相談支援事業所がサービス等利用計画を作成することとなりました。貴市町村は、今後、都道府県発達障害者支援センターが発達障害者（19歳以上）の支援を行うにあたって、こうした地域の相談支援事業所とどのような連携、役割分担を行うべきとお考えですか。

当面（3年程度）の展望	中長期的な展望

問3 平成24年4月の障害者自立支援法の改正により、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく場としての「自立支援協議会」が法定化されました。貴市町村は、今後、都道府県発達障害者支援センターが、地域自立支援協議会にどのようにかかわっていくべきとお考えですか。

当面（3年程度）の展望	中長期的な展望

問4 地域で生活する障害者を支援する様々なサービスの基盤整備が進んでいます。たとえば、就労支援については、障害者自立支援法に基づく就労移行・継続支援事業所や障害者就業・生活支援センター、地域若者サポートステーション等の機関が地域にできています。貴市町村は、今後、都道府県発達障害者支援センターが、発達障害者（19歳以上）の支援を行うにあたって、こうした地域の関係機関とどのような連携、役割分担を行うべきとお考えですか。

当面（3年程度）の展望	中長期的な展望

XIII. その他自由意見

問1 都道府県発達障害者支援センターの運営にあたり現在課題になっていること、今後の貴市町村における位置づけ、関係機関との連携・ネットワーク構築等についてご意見があれば自由に記入してください。

問2 今回の研究事業で作成予定の「発達障害者支援センター業務マニュアル」に盛り込んでほしい内容等、ご意見・ご要望があれば自由に記入してください。

調査は以上です。お忙しいところご協力ありがとうございました。

厚生労働省

平成 24 年度障害者総合福祉推進事業

発達障害者支援センター等の相談・支援、
機関連携及び人材の育成等の業務に関する調査について

発達障害者支援センター運営マニュアル

平成 25 年 3 月

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク

はじめに

平成 16 年に発達障害者支援法が成立し、新たな障害として発達障害が定義され、福祉、教育、雇用等さまざまな分野間の連携やライフステージを通じた地域における一貫した支援が規定されるとともに、それまでの自閉症・発達障害支援センターは、発達障害者支援センターとして法律に規定された。

発達障害支援の中核を担う発達障害者支援センターは、発達障害者支援法が成立して 6 年が経過し、都道府県及び指定都市に発達障害者支援センターが設置され、独自に設置する市町村も増えてきている。発達障害者支援センターは、設立時期・実施主体・職員職種、支援形態、支援内容及び他機関との連携等はさまざまであり、各地域で地域のニーズに基づいた多様な取組がなされている一方、支援やサービス内容の質に相違が見られるなど地域格差が生じている。

発達障害者支援センターは、都道府県・指定都市レベルにおいて設置されてきたが、直接支援を中心に考えれば発達障害者支援センターが全県をカバーすることは困難であり、より専門性を必要とするケースへの対応や地域の機関や事業所等へのバックアップ、連携やネットワーク構築のマネジメント機能が求められてきている。現実には、全国の発達障害者支援センターが直接支援を担う部分もあるものの、次第に地域における他の発達障害者支援機関が増加しているなかで、発達障害支援センターのそもそもの役割・機能とは何か等の新たな整理が必要となってきた。特に、発達障害者支援に関して全都道府県をカバーする支援システムや他の専門機関・施設・事業所と連携した有機的なネットワークの構築のために発達障害者支援センターの位置づけを明確にする必要がある。

また、平成 22 年 12 月の障害者自立支援法や児童福祉法の改正に伴い、発達障害が精神障害の一分野として規定され、障害者自立支援法のサービスの対象となった。また、相談支援体制の強化がなされ、市町村に基幹相談支援センターや障害児支援の強化として児童発達支援センターの設置が開始されている。このように相談支援や発達支援の形態が大きく変化するなかで、発達障害支援の中核を担う発達障害者支援センターの地域における位置づけ、役割、機能が制度改革の進展の中でも改めて問われている。

このように、福祉施策が大きく変化する中で、発達障害者支援センターへの期待が高まっているが、発達障害者支援センターの支援・サービス内容や他機関との連携やネットワーク構築の方法は様々である。これが各発達障害者支援センター間の格差や、引いては各都道府県の発達障害者への支援の質的な格差と成っており、一定の質が確保された発達障害者支援センターの業務を明らかにすることは喫緊の課題である。本事業は、発達障害者支援センター等の現状を適切に調査・把握し課題を明らかにし、発達障害者支援センターの役割や機能を再整理し、標準的なサービス提供や連携及びネットワーク構築のための業務マニュアルを作成することにより、全国どの地域においても一定の質の支援やサービスが提供できることを目的とする。

一般社団法人日本発達障害ネットワーク
理事長 市川 宏伸

目 次

発達障害者支援センター運営マニュアル

はじめに

第 I 編 発達障害者支援センターとは

第 1 章 発達障害者支援施策の経過

1. 新たな福祉の流れと自閉症・発達障害支援センター
2. 発達障害者支援法の成立と発達障害者支援センター
3. 障害者自立支援法の成立と発達障害者支援センター
4. 障害者自立支援法の改正と発達障害者支援センター

第 2 章 発達障害者支援センターの役割

1. 発達障害者支援センターの基本的性格
 - (1) 発達障害者支援の特色と現状
 - (2) 基本的性格
2. 発達障害者支援センターの基本的機能
 - (1) 基本的な機能
 - (2) 新たな機能の明確化

第 3 章 「地域支援体制」構築の役割

1. 「地域支援体制」とは
2. 「地域支援体制」を具現化する発達障害者支援センター
3. 「地域支援体制」の構築
 - (1) 「地域支援体制」の重要性
 - (2) 「地域支援体制」を可能にする地域支援ネットワーク
 - (3) 「地域支援体制」の構築
 - (4) 「地域支援体制」の構築方法

第 4 章 発達障害者支援センターの業務と組織

1. 目 的
2. 業務内容
3. 実施主体
4. 職員配置
5. 設 備
6. 運 営
 - (1) 運営における基本的な視点
 - (2) 支援の基本的な視点
 - (3) 職員に求められる資質

第 5 章 発達障害者支援センターと関係諸機関等との連携

1. 福祉分野との連携
2. 労働分野との連携
3. 教育分野との連携
4. 医療分野との連携
5. その他分野との連携

第6章 今後の発達障害者支援センターを考える

1. 発達障害者支援法と発達障害者支援センター
2. サービス体系と発達障害者支援センター
3. 障害者総合支援法と発達障害者支援センター
4. 今後の課題

第Ⅱ編 事例集（モデル的実践）

- 事例1 人材育成
- 事例2 教育との連携
- 事例3 就労支援
- 事例4 普及・啓発
- 事例5 支援ネットワークの構築
- 事例6 市町村へのサポート
- 事例7 困難事例への専門的支援
- 事例8 家族支援

おわりに

資料

- ・全国の発達障害者支援センター一覧
- ・発達障害者支援法
- ・発達障害者支援法施行令
- ・発達障害者支援法施行規則
- ・発達障害者支援法の施行について
- ・発達障害者支援体制整備事業の実施について
- ・発達障害者支援センター運営事業の実施について
- ・「発達障害者支援センター運営事業の実施について」取り扱いについて

発達障害者支援センター運営マニュアル

はじめに

発達障害者の自立及び社会参加のために生活全般にわたる支援を図り、その福祉の増進に寄与することを目的とした発達障害者支援法が、平成17年4月1日から施行され7年が経過した。その後、福祉サービス等について共通の制度の下で一元的に提供する障害者自立支援法が、平成18年4月1日から施行され、平成22年12月には、「障害者自立支援法の一部を改正する法律」が成立した。平成24年6月には障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が成立し、平成25年4月から施行されようとしている。

当初、障害者自立支援法には、発達障害者の支援についての法的な明確な規定はなかったが、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて 障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」が成立し、発達障害が精神障害に含まれるものとして明記され、各種サービスの対象となることも明確になった。また、平成24年4月からは、相談支援については、障害福祉サービスを利用しているすべての人（障害児も含む）にサービス等利用計画（ケアプラン）を作成することや、地域における相談支援体制の強化を図るための中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）を市町村に設置する等の相談支援の充実が図られている。

また、同じく平成24年度から、障害児については、児童福祉法を基本とし、障害児支援の強化が図られた。障害児施設については、従来、肢体不自由児、難聴幼児、知的障害児の通園施設と、肢体不自由児、知的障害児、自閉症児、盲ろうあ児、重症心身障害児等の入所施設の障害別に分かれていたが、それぞれ障害児通所支援と障害児入所支援に一元化された。障害児通所支援については、発達支援や家族支援を実施する児童発達支援センター等として、障害児支援の拠点として身近な地域に設置されることになった。また、放課後等の活動の場である放課後等デイサービスや保育所等へのアウトリーチの支援である保育所等訪問支援も新たに制度化された。

発達障害支援の中核を担う発達障害者支援センターは、発達障害者支援法が成立して7年が経過し、都道府県及び指定都市の全てに設置され、独自に設置する市町村も増えてきている。発達障害者支援センターは、設立時期・実施主体・職員職種、支援形態、支援内容及び他機関との連携状況などはさまざまであり、各都道府県・指定都市で地域のニーズに基づいた多様な取組がなされている一方、支援やサービス内容の質に相違が見られるなど地域格差が生じている。発達障害者支援センターは、都道府県・指定都市レベルにおいて設置されてきたという経緯もあり、発達障害への対応が可能な障害福祉サービス事業所が増えてきている中、より専門性を必要とするケースへの対応や地域の支援機関や事業所等へのバックアップ支援、連携やネットワーク構築のマネジメント機能を求める声が大きくなってきている。しかし現実には、発達障害者支援センターが直接支援を担わなければならない部分も残ることから、発達障害者支援センターのそもそもの役割・機能とは何か等の新たな整理が必要となってきている。特に、発達障害者支援に関して全県をカバーする支援システムや他の専門機関・施設・事業所と連携した有機的なネットワークの構築のために発達障害者支援センターの位置づけを明確にしていく必要がある。

このように、障害福祉施策が大きく変化する中で、発達障害者支援センターへの期待が高まってい

るが、発達障害者支援センターの支援・サービス内容や他機関との連携やネットワーク構築の方法は様々である。これが各発達障害者支援センター間の格差や、ひいては各都道府県の発達障害者への支援の質的な格差となっており、一定の質が確保された発達障害者支援センターの業務を明らかにすることは喫緊の課題である。

本事業は、発達障害者支援センター等の現状を適切に調査・把握し課題を明らかにし、発達障害者支援センターの役割や機能を再整理し、標準的なサービス提供や連携及びネットワーク構築のための業務マニュアルを作成することにより、全国どの地域においても一定の質の支援やサービスが提供できることを目的とする。また、同時に今後の発達障害者支援センターのあり方についても提言していきたい。

第 I 編 発達障害者支援センターとは

第 1 章 発達障害者支援施策の経過

1. 新たな福祉の流れと自閉症・発達障害支援センター

社会福祉基礎構造改革の一連の流れの中で、平成12年6月7日、「社会福祉事業法等の一部改正法案」が国会を通過し、法律の名称を「社会福祉法」と変え、公布、施行された。障害者福祉においては、ノーマライゼーションと自己決定の実現を目指し、障害者が地域でその人らしく安心して普通の生活を行うことが求められ、平成15年度から支援費制度がスタートした。このような新たな社会福祉制度の構築の中で、自閉症及び発達障害のある方々も、地域でその人らしく安心して生活できるような相談・支援の体制の整備が強く求められてきた。特に、在宅の自閉症児・者については、こだわり等の特有な行動や強度行動障害等への対応が、家族への大きな負担となっている現実があり、早急な対応が必要とされた。

自閉症については、その70～80%に知的障害が見られることから、これまで知的障害者福祉施策の中でサービスが提供されてきたが、近年、知的障害を伴わない自閉症（いわゆる高機能自閉症）やアスペルガー症候群などの障害も人間関係の障害のために社会生活や就労に困難を抱えるという共通の課題を抱えながら、知的障害を伴わないという理由で、福祉的対応がなされてこなかったため、新たな取り組みが必要であるとされた。このような状況に対処するため、平成14年度に自閉症やアスペルガー症候群をも含めた広汎性発達障害を対象とする相談支援の拠点としてのセンター的な機関である「自閉症・発達障害支援センター」事業が創設された。

2. 発達障害者支援法の成立と発達障害者支援センター

わが国においては、「自閉症・発達障害支援センター運営事業」の創設とともに「発達障害」という用語が行政施策の中で初めて使われた。平成16年5月に改正された「障害者基本法」においては、「障害者とは、身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」とされ、付帯決議において、「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれるものである」とされた。

また、自閉症やアスペルガー症候群等の広汎性発達障害のみならず、その他にも、読み書きや計算など、特定の分野の学習が困難な学習障害（LD）、注意を持続することが困難であったり、衝動的に行動したりする注意欠陥/多動性障害（AD/HD）などの障害があり、いずれも脳の機能支障が原因と推測されるが、早期からの発達支援を行うことが重要であるという声が拡大してきた。平成14年に実施された「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」では、このような特別な支援を必要とする高機能自閉症、学習障害、注意欠陥/多動性障害の可能性のある児童・生徒は、6.3%を占めているとされ、さまざまな教育的ニーズを必要としている発達障害の児童が多数存在していることがわかってきた。

発達障害者支援法案は、議員立法として平成16年12月に成立し、平成17年4月から施行されている。この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることから、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育等における発達障害者へ

の支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めるなど、発達障害者にライフステージに応じた一貫した支援が法律に規定された。平成14年度より予算補助として始まった「自閉症・発達障害支援センター運営事業」は、発達障害者支援法により「発達障害者支援センター」として、各都道府県・指定都市における相談・支援の中心的役割を担うことになった。また、発達障害者支援センターの対象も従来の広汎性発達障害に加えて学習障害や注意欠陥多動性障害などに拡大された。

また、発達障害者支援センターについては発達障害者支援法に規定されたこともあり、早期の全国的配置が喫緊の課題となり、平成16年12月24日に少子化社会対策基本法に基づき、国の基本施策として、「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日に閣議決定）に基づく「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画」（「子ども子育て応援プラン」）においては、平成19年度中に全国の都道府県・指定都市に配置するものとされた。各都道府県・指定都市への配置も順調になされ、平成23年度には全国79か所の発達障害者支援センターが運営されている。

3. 障害者自立支援法の成立と発達障害者支援センター

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費医療負担等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みの構築などを目指す障害者自立支援法が平成17年10月に成立し、平成18年4月より施行されている。障害者自立支援法においては、相談支援を市町村の責務とするとともに、相談支援事業を市町村の必須の事業としている。また、身近な相談支援は、従来、身体、知的、精神と各障害種別に分かれていた体制を一元化して市町村で行うと共に、都道府県は、広域的・専門的ないわばバックアップの役割を担うとされている。この意味で、都道府県や指定都市に設置される発達障害者支援センターは、発達障害者の相談支援の中核センターとして広域的・専門的ないわばバックアップの役割が期待されていた。また、発達障害者支援センターは、従来の補助事業から地域生活支援事業の中の専門性の高い相談支援事業に位置づけられた。

4. 障害者自立支援法の改正と発達障害者支援センター

障害者自立支援法は平成18年度から施行されているが、発達障害者の支援についての法的な明確な規定はなかった。法施行後3年後の見直しがなされ、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて 障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案（つなぎ法）」が成立した。この障害者自立支援法一部改正においては、障害者自立支援法上のサービスをより受けやすくする観点から、発達障害者が障害者の範囲に含まれることが法律に明記された。18歳の未満の精神に障害のある児童の中に発達障害児を含むものとして、発達障害児についても児童福祉法の対象とし、発達障害児について適切な発達支援や家族支援を含めた専門的な相談支援を実施していくものである。

相談支援については、障害福祉サービスを利用しているすべての人（障害児も含む）にサービス等利用計画を作成し、地域における相談支援体制の強化を図るための中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）を市町村に設置する等の相談支援の充実が目指されている。

障害児については、児童福祉法を基本とした身近な支援の充実を図る障害児支援の強化が目指されている。障害児施設については、従来の肢体不自由児、難聴幼児、知的障害児の通園施設と肢体不自由児、知的障害児、重症心身障害児施設等の入所施設の障害種別に分かれていたが、それぞれ障害児通所支援と障害児入所支援と整理された。障害児通所支援については、発達支援や家族支援を実施す

る児童発達支援センターとして身近な地域に設置されていく予定である。また、放課後等の活動の場である放課後等デイサービスも新たに法律に規定されスタートしている。障害児の支援の見直しにおいては、福祉分野と教育分野の連携が大きな課題となっている。新たな仕組みの中では、児童発達支援センターが保育所や幼稚園、必要に応じて学校、特別支援学校に出向いて支援することや、放課後等デイサービスにおいて児童を適切に支援していくためには学校との連携が不可欠となっている。

相談支援においては児童を含めた障害者すべてに個別支援計画であるサービス等利用計画が作成されることと関係して、平成19年度からスタートした特別支援教育の実施においても個別の教育支援計画の作成が位置づけられている。今後は、福祉分野や労働分野が作成する個別支援計画と教育分野が作成する個別支援計画の整合性が求められ、将来は一つのものになっていく必要がある。平成24年4月18日付けで、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課と文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の連名で出された事務連絡「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」は、個別支援計画を協力して作成することを求めるもので、現場における連携の推進を後押しするものであるといえる。

第2章 発達障害者支援センターの役割

1. 発達障害者支援センターの基本的性格

(1) 発達障害者支援の特色と現状

発達障害者への支援は、他の障害と共通とする部分が多いが、発達障害者に配慮した支援の特色をいくつか挙げると、

- ①発達障害という障害特性に基づく、適切な支援が行われること。そのために発達障害を理解し継続的に援助できる支援者の確保が重要であること。
- ②発達障害者への支援は、医療・保健・福祉・教育・労働・司法など多分野に及び、教育や労働など一般施策の内容も含むので、それぞれの支援者や機関が連携してチームでアプローチしていくことが有効であること。
- ③乳幼児期から高齢期という、長いライフステージを通した一貫した継続的な支援が重要であること。障害特性に鑑み、特に移行期に配慮した継続的支援が重要であること。

発達障害者支援法や障害者自立支援法の施行により、発達障害者が地域でその人らしく安心して生活できる仕組みは、以前と比べて整いつつあるが、さまざまな課題を抱えている状況が依然としてある。その主な内容は、

- ①発達障害への理解に基づいた支援ができる支援者等が少なく、引いては発達障害者を対象とした相談支援やサービスを提供できる事業者は少数である。
- ②発達障害者への支援は、医療・保健・福祉・教育・労働・司法など多分野に及ぶが、それぞれの支援者や機関が連携してチームでアプローチする状況に至っていない。
- ③発達障害者の支援は、発達障害を早期に発見し発達支援を行うこと、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援など各ライフステージを通した一貫した支援の体制が整っていないので、支援がぶつ切れで継続的な支援を受けにくい状況がある。

このような状況に鑑み、発達障害者が地域でその人らしく安心して生活するためには、発達障害という障害特性に基づき適切な支援が行われ、発達障害を理解し継続的に援助できる支援者を確保し、医療・保健・福祉・教育・労働・司法など多分の支援者や機関が連携し、長いライフステージを通した一貫した継続的な支援を行う仕組み（「**地域支援体制**」という。）を構築する必要がある。

(2) 基本的性格

発達障害者支援センターは、医療・保健・福祉・教育・労働・司法などに関する業務を担当する支援者、支援機関及び関係機関などの相互の緊密な連携を確保し、地域ネットワークを構築することによる一体となった総合的な取り組み（「**地域支援体制**」という。）を推進するという基本的役割がある。「地域支援体制」は、発達障害者のライフステージを通じた一貫したものとして構築されるものである。また、「地域支援体制」は、地域の実情に応じて計画的に構築されていくものである。

また、このような地域支援体制は、発達障害者支援センター単独でなしうるものでなく、地域の関係機関等と連携しながら構築していくものであるが、とりわけ都道府県及び指定都市等の行政機関と一体的に、市町村や関係機関等を巻き込んで構築していくものである。

このように、発達障害者支援センターはその活動を通じて「地域支援体制」を実現していくものである。そのために、次の3つの基本的性格を特徴とする。

① 専門性

発達障害者支援センターは、発達障害に関する各般の問題について、発達障害児（者）及びその家族等からの相談に応じ、専門的な支援を行うものである。専門的な相談支援は、地域の障害者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようになるため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等により行なわれるものである。また、発達障害児（者）や家族に対し発達に関する専門的支援を、及び就労を希望する発達障害児（者）に対して、就労に向けた専門的支援を行うものである。その際、発達障害者支援センターは地域の関係機関と連携して支援していく必要があり、そのためには、普段から地域の支援の仕組み（「地域支援体制」）を構築していくことが求められている。

このように発達障害者支援センターは、その専門性をもって市町村や地域の関係者、関係機関をバックアップしていくことが求められている。また、専門的な相談支援の実施に当たっては、地域の障害者の状況や実態についてあらかじめ調査して把握しておくことや、市町村、関係者や関係機関との連携やネットワークの構築を行うこと、更に地域の支援体制の構築のためのさまざまなアクションを行うことが重要である。

② 広域性

発達障害者支援センターは、各都道府県及び指定都市に配置されるものである。発達障害者支援センターがカバーする地域は広域的にならざるをえず、都道府県や指定都市内のさまざまな関係機関、更には市町村行政及び地域におけるさまざまな関係機関や事業所と役割を分担しながら活動していくことが重要である。発達障害者支援センターは、その専門性をもって地域の関係者や関係機関を広域的にバックアップしていくことが求められている。発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、広域性の観点から、医療・保健・福祉・教育・労働・司法等に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、普段から地域のネットワークを構築しておくことが必要である。

③ 一貫性

発達障害者支援法においては、発達障害児に対し発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとされ、発達障害者のライフステージにおける一貫した支援の必要性が明確にされ、これにかかる国や地方公共団体の責務が明らかにされている。発達障害者支援センターの役割は、乳幼児から成人まで、地域におけるライフステージを通した一貫した支援を行うものである。

このように、発達障害者支援センターは、発達障害者の地域における「専門性」、「広域性」、「一貫性」という基本的性格に基づき、「地域支援体制」を構築していく中核機関として位置づ

けられるものである。

2. 発達障害者支援センターの基本的機能

(1) 基本的な機能

発達障害者支援センターは、発達障害を有する障害児（者）に対する支援を専門的・広域的に支援を行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、これらの発達障害児（者）及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とするものである。

このような支援の中心となる焦点は、人間と環境とが相互に作用しあっている状況にどのように関わっていくかである。特に発達障害児（者）や家族に対面的に関わって支援していく方法とそのような直接的な支援が効果的に機能するよう、背後から間接的に働きかける支援が考えられる。

① 直接的支援

上記の目的を達成するために、発達障害者支援センターは、発達障害児（者）や家族への相談支援、発達支援、就労支援を対面的に関わっての支援を行っている。また、その方法は発達障害者等をケースワークのように個別に支援を行うものと、ペアレントトレーニングのように集団的に支援を行うものに分けられる。これらの支援は、専門的な支援として地域のニーズに応えるもので、発達障害者支援センターの重要な機能となってきた。また、それぞれの分野の専門性を高めるためにも、個別及び集団的な直接的支援を通じて担当する職員のスキルを向上させる効果もある。これらにおいて、直接的支援は、特に地域に発達障害者支援センターのような専門的相談支援機関がない場合において、重要な役割を果たしてきた。

一方、発達障害者支援センターは、都道府県及び指定都市に配置されるもので、直接的支援を受け入れられる能力に鑑み、このような直接的支援を行うことには限界が生じている。いかに直接的な支援を地域の関係機関等に委ねていくかについて、すなわち役割を分担していくことが課題となる。それは、また発達障害者支援センターの機能の変化を意味しているとともに、「**地域支援体制**」の発展プロセスを意味している。

② 間接的支援

直接的支援を行いつつも、環境すなわち地域に焦点をあてる間接的支援に軸足をうつしていくことが重要である。地域の状況把握を行い、計画的に地域の支援体制を構築していくことが発達障害者支援センターに求められるようになる。それは、発達障害者支援センターがもつ専門性や広域性を、市町村行政、地域の関係者や関係機関へのバックアップ支援をとおして、地域に拡大していくプロセスである。このようなプロセスは、発達障害者支援センターの発展モデルとなり、最終的には、発達障害児（者）のための「**地域支援体制**」の構築に繋がっていくものとなる。その際、連携やネットワーク、スーパービジョンやコンサルテーションの技法を活用することは間接的支援に有用なものになる。また、地域全体の発達障害理解の促進のための啓発、専門家の養成という人材育成も重要な間接的支援の領域となる。

(2) 新たな機能の明確化

発達障害者が住み慣れた地域で継続して生活を送れるように支援するためには、個々の発達障害者の状況やその変化に応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することが必要である。

そのためには、行政（市町村）との連携、医療・保健・福祉・教育・労働・司法などの専門職相互の連携、さらにはさまざまな住民活動などのインフォーマルな活動を含めた、地域のさまざまな資源を統合、ネットワーク化し、発達障害者を地域において総合的かつ継続的に支援する仕組みが必要である。すでに直接的支援及び間接的支援を通して培った専門性をいかして、発達障害者支援センターは、この「地域支援体制」という支援基盤の整備を積極的に行っていくことが求められている。

これら、関係施設との連携強化等により発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する役割をすでに発達障害者支援センターは、発達障害者支援体制整備事業において一定程度果たしてきたが、今回、都道府県等の行政と協働してこの「地域支援体制」を構築していくことが、発達障害者支援センターの中核的役割であることを明確化したい。

発達障害者支援センターは、この基本的機能を適切に果たすために、社会福祉士等の専門職を配置し、地域の専門職と他職種連携を行い、発達障害者の安心した地域生活を支えてきた。従来の発達障害児（者）への支援のための知識と技術の向上とともに、「地域支援体制」の構築のための知識と技術の習得と向上が、発達障害者支援センターの職員に不可欠な資質となる。

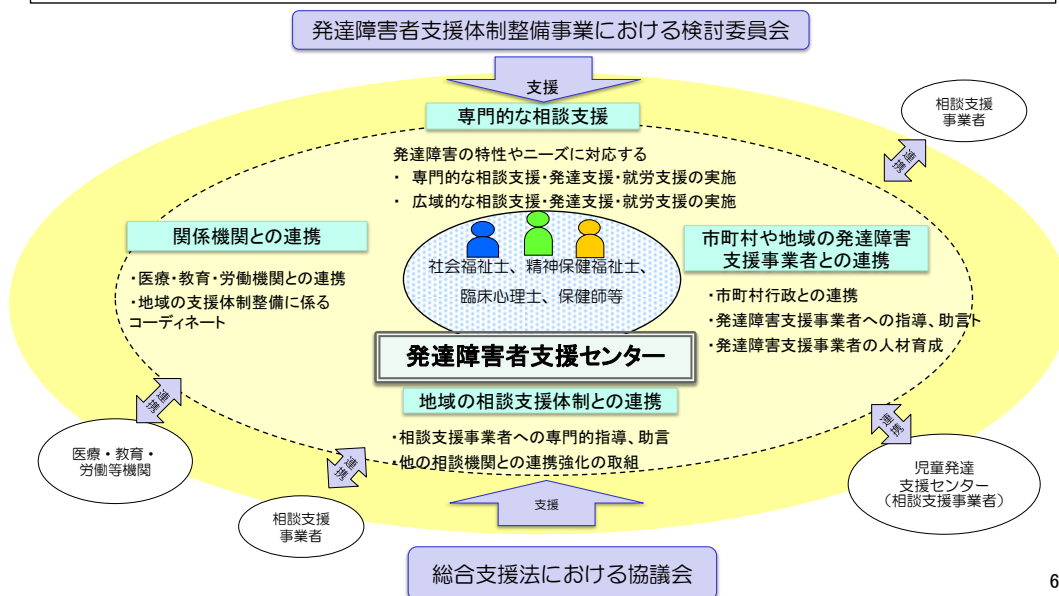
第3章 「地域支援体制」構築の役割

1. 「地域支援体制」とは

発達障害者が住み慣れた地域で継続して生活を送れるように支援するためには、個々の発達障害者のニーズに応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することが必要である。そのためには、市町村との連携、医療・保健・福祉・教育・労働・警察及び司法などの専門職相互の連携、さらにはさまざまな住民活動などのインフォーマルな活動を含めた、地域のさまざまな資源を統合、ネットワーク化し、発達障害者を地域において総合的かつ継続的に支援する仕組みが必要である。すなわちこれが発達障害者のための「地域支援体制」である。

発達障害者の「地域支援体制」

発達障害者支援センターは、県内等の相談支援の拠点として専門的な相談支援、発達（療育）支援、就労支援、家族支援などを実施することにより、「地域支援体制」を構築する。



2. 「地域支援体制」を具現化する発達障害者支援センター

発達障害者の地域における生活を支えるためには、市町村、専門職や専門機関等と連携した協働のアプローチが必要である。発達障害者を支援するためには総合的・継続的に協働してさまざまなサービスや支援を提供していくことが不可欠である。このような地域支援システムの構築するためには、行政（市町村）との連携、医療・保健・福祉・教育・労働・司法などの専門職、専門機関相互の連携、インフォーマルなサービスを含めた、地域のさまざまな社会資源の統合やネットワーク化が必要である。

発達障害者支援センターは、社会福祉士などを配置し、多職種が力を合わせ、その専門知識を活かし、地域での各種のサービスや住民活動を結び付け、ネットワーク化などにより地域における総合的な支援体制である「**地域支援体制**」を都道府県等行政と協働して構築していくための中核機関として設置されるものである。

3. 「地域支援体制」の構築

(1) 「地域支援体制」の重要性

発達障害者が住み慣れた地域で継続して生活を送れるように支援するためには、個々の発達障害者のニーズに応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することが必要である。

そのためには、行政（市町村）との連携、医療・保健・福祉・教育・労働・司法などの専門職相互の連携、さらにはさまざまな住民活動などのインフォーマルな活動を含めた、地域のさまざまな資源を統合、ネットワーク化し、発達障害者を地域において総合的かつ継続的に支援する仕組みが必要である。このような発達障害者のための「**地域支援体制**」により、発達障害者や家族が地域で安心して生活できる仕組みが整う。

(2) 「地域支援体制」を可能にする地域支援ネットワーク

発達障害者の地域における生活を支えるためには、市町村、専門職や専門機関等が連携した協働のアプローチが必要である。発達障害者を支援するためには総合的・継続的に協働してさまざまなサービスや支援を提供していくことが不可欠である。このような地域支援システムを構築するためには、行政（市町村）との連携、医療・保健・福祉・教育・労働・司法などの専門職、専門機関相互の連携、インフォーマルなサービスを含めた、地域のさまざまな社会資源の統合やネットワーク化が必要である。「**地域支援体制**」を構築するとは、すなわち地域支援ネットワークを構築していくことである。

(3) 「地域支援体制」の構築

①発達障害支援体制整備事業の活用

都道府県・指定都市において、医療・保健・福祉・教育・労働・司法など部局横断的施策を構築するために、発達障害にかかる関係者からなる「発達障害者支援体制整備検討委員会」を設置し、県内の発達障害者の現状の把握、今後の支援体制の構築等について検討するものとしている。

また、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を障害保健福祉圏域（あるいは市町村）において実施するものである。その際、地域での一貫し

た支援のためには支援のネットワークを構築するとともに、個別の支援計画の作成により関係機関・関係者の緊密な連携のもとで発達障害者の支援を実際に行うものである。当事業の実施にあたっては、文部科学省の実施する「特別支援教育推進体制モデル事業」と協働して実施することとしており、発達障害者の地域支援システムの構築のために当該事業を活用することも考えられる。

②協議会の活用

障害者総合支援法第89条の2は、「地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の医療・保健・福祉・教育労働などに関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会を置くことができる。」とされ、同上第2項において「前項の自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」とされている。

具体的には、都道府県等自立支援協議会に発達障害部会等を設置し発達障害者の地域支援システムの検討を行うこと等が考えられる。

③発達障害者支援センター連絡協議会の活用

発達障害者支援センターの運営及び発達障害者の地域の支援体制等を検討するため連絡協議会や運営協議会を設置し、発達障害者支援センターの運営のための協議を通して、地域における発達障害児者のための全体的な支援の仕組みである「**地域支援体制**」の構築を目指すことも考えられる。

(4)「地域支援体制」の構築方法

第2章において、発達障害者のための支援の特色を挙げたが、発達障害者が地域でその人らしく安心して生活するためには、以下の仕組み、すなわち地域支援体制を構築していく必要がある。

- ①発達障害という障害特性に基づく、支援者の確保を含めた適切な支援が行われる仕組みを作ること。
- ②医療・保健・福祉・教育・労働・司法など多分野の支援者や機関が連携してチームでアプローチしていくこと仕組みを作ること。
- ③長いライフステージを通した一貫した継続的な支援の仕組みをつくること。

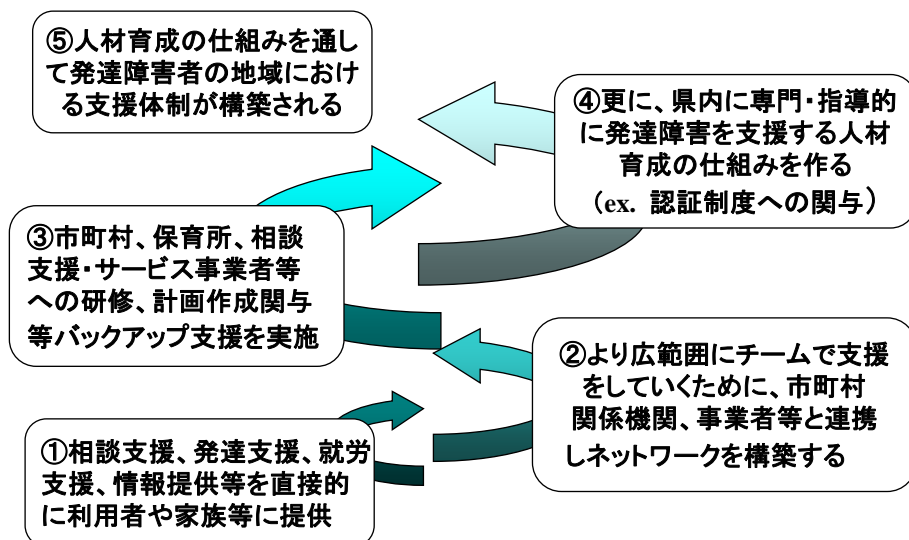
以下に、地域支援体制構築のプロセスの一例を示す。

- ① 発達障害者支援センターは、相談支援、発達支援、就労支援、情報提供などを通して、発達障害者や家族にかかわる。全国的には、地域にはこれら支援のための社会資源が絶対的に不足しているため、これらの支援を直接的に行わざるを得ない。特に、発達障害者支援センターが新たに立ち上がって間もない頃は、これら直接的支援が中心となるのもやむを得ない。発達障害者支援センターを地域に認知してもらう意味で個別のケースにかかわるざるを得ず、支援センター職員の力量もこの臨床で鍛えられるということで意味あるものとなる。し

かし、次第に扱えるケースに限界が出てきて、カバーできる地域も発達障害者支援センター近辺に限られることになる。

- ② 上記の実践から、発達障害者支援センターは、より効率的に支援を行うために、地域の行政、

地域支援体制構築のプロセス



2

関係機関や事業者と連携の関係を築くことにより、すべてのケースを発達障害者支援センターが受けるのではなく、必要に応じて地域の関係機関や事業者につなげていくことが大切である。市町村行政や関係機関や事業者との連携は、つなげていくだけでなくチームでアプローチしていくためにも、それぞれが役割分担を行って広範囲に効率的な支援を可能とするためにも大切である。その際、支援会議やサービス等調整会議を通して、顔の見える関係に基づく連携を築いていくことが考えられる。

- ③ 連携によって築かれた関係性を基盤として、発達障害者支援センターは、発達障害者にかかわる行政職員、関係機関、事業者、家族団体等を対象として積極的に研修やセミナー等をとおして発達障害を理解した仲間を増やしていくことが重要となる。発達障害者支援センターは、これら研修やセミナーの企画・運営を行うことにより更なる連携を広げていくことが可能となる。更に個別のケース（特に困難事例等）に関するスーパーバイズ、あるいは機関コンサルテーションを通し、発達障害を理解して適切にかかわれる人たちを増やしていくことが重要である。これら後方あるいはバックアップ支援は、専門的支援として主にアウトリーチで行われるものである。今後は、サービス等利用計画や障害児支援利用計画に専門的観点から関与して欲しいという要望が強くなってきている。
- ④ 更に、都道府県内に発達障害に関する専門家を養成して、その人たちによって地域の発達障害を理解する関係者を増やしていくという重層的な支援者の仕組みを構築していくことが考えられる。発達障害者支援センターは、都道府県行政と連携して、そのプログラム作りや、臨床場面の提供、評価体制までも構築して、都道府県内に専門家を増やしていくことが考えられる。いくつかの都道府県においては、センターもかわりながら行われている発達障害に関する専門家の認証システムの構築もこの事例に入るものである。

- ⑤ このように、発達障害という障害特性に基づく適切な支援者を確保するために、人材養成のさまざまな仕組みを築いていくことが、発達障害者が地域でその人らしく安心して生活するための仕組み、すなわち地域支援体制の構築していくこととなる。この意味で、地域支援体制はすぐに構築できるものでなく、そのプロセスがあるとともに、ある形ができたならさらに発展させていくものであろう。このような形成プロセスに関与することこそ発達障害者支援センターの役割である。

第4章 発達障害者支援センターの業務と組織

1. 目的

発達障害者支援センターは、発達障害を有する障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関との連携強化等により発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制（「地域支援体制」という。）の整備を推進し、もって、これらの発達障害児（者）及びその家族及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

2. 業務内容

発達障害者支援法は、法第14条において発達障害者支援センターの業務内容を次の5つに規定している。

(1) 相談支援

発達障害者や家族からの多様な相談に応じ、地域における生活を可能にするための相談支援を行うものである。相談支援は、地域の障害者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うものである。その際、有効な相談支援のために市町村や地域の関係機関等との連携やネットワークの構築を行うものである。

(2) 専門的支援

発達障害児者に対し、専門的に発達段階や生活の状況等をアセスメントし、発達障害児（者）のニーズに基づいた発達支援プログラムを提供し、その結果を評価していくこと及び専門的に就業能力をアセスメントし、発達障害者のニーズに基づいた就労の支援を行うこと及びその結果を評価していくエビデンスに基づく支援を行うものである。その際、有効な就労支援のために市町村や地域の関係機関等との連携やネットワークの構築を行うものである。

(3) 情報提供及び研修

発達障害者及び家族、医療・保健・福祉・教育・労働・司法等に関する業務を行う関係者及び関係機関、民間団体並びにボランティア活動に従事する者、広く市民に対し発達障害についての理解のための情報提供及び研修を行うものである。

(4) 連絡調整

発達障害に関して、市町村、関係機関及び民間団体との連絡調整をおこなうものである。具体的には個々の課題等の解決のための連絡調整と医療・保健・福祉・教育・労働・司法などの専門職、専門機関相互との連携、インフォーマルなサービスを含めた、地域のさまざまな社会資源の統合やネットワーク化のために連絡調整を行うものである。

(5) その他

これら業務に附帯する、その他の業務に関することを行うものである。

発達障害者支援センター業務内容の整理

発達障害者支援法 業務 平成 16.12.10 法律 167	運営事業の実施 (部長通知)事業内容 平成 17.7.8 障発 0708004	運営事業実施の取扱い (課長通知) 実施留意点 平成 17.7.8 障障発 0708001
1. 専門的な相談支援 (第 14 条第 1 項第 1 号)	(1) 発達障害児(者) 及びその 家族に対する相談支援 ① 相談・指導助言・情報提 供 ② 来所及び訪問	(1) 発達障害児(者) 及びその 家族に対する相談支援の留 意点
2. 専門的な発達支援 専門的な就労支援 (第 14 条第 1 項第 2 号)	(2) 発達障害児(者) 及びその 家族に対する発達支援 ① 相談・指導助言・情報提 供・医学的診断心理的判 定・連携 ② 関係諸機関への指導・助 言 ③ 一時保護 (3) 発達障害児(者) 及びその 家族に対する就労支援	(2) 発達障害児(者) 及びその 家族に対する発達支援の留 意点 (3) 発達障害児(者) に対する 就労支援の留意点
3. 情報提供及び研修 (第 14 条第 1 項第 3 号)	(4) 関係施設及び関係機関等 に対する普及啓発及び研修 ① 普及啓発 ② 研修	(4) 関係施設及び関係機関等 に対する普及啓発及び研修 の留意点
4. 連絡調整 (第 14 条第 1 項第 4 号)	関係施設及び関係機関との連 携 ① 連携 ② 連絡協議会 ③ 連絡体制の確保	関係施設及び関係機関との 連携の留意点 ① 連絡協議会
5. 附帯する業務 (第 14 条第 1 項第 5 号)		

3. 実施主体

(1) 実施主体は、都道府県又は指定都市とする。

なお、都道府県等は、発達障害者支援センターの行う事業の全部又は一部について、発達障害

者支援法（平成16年法律第167号）第14条第1項に基づく指定を受けた社会福祉法人に委託することができる。

(2)社会福祉法人等は、都道府県等の承認を得て、事業の一部について、他の社会福祉法人に委託することができる。なお、この場合には、社会福祉法人は、委託先の社会福祉法人との連携を密にし、一体的に事業に取り組むものとする。

4. 職員配置

この事業を行うに当たっては、あらかじめ、発達障害者支援センターの管理責任者を定めるとともに、事業を担当する次の職員を常勤として配置しなければならない。

なお、事業を担当する職員は、発達障害者支援センターを附置した障害児（者）施設の入所児者に対する直接処遇の業務は行わないものとする。

(1)相談支援を担当する職員

社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に定める社会福祉士をいう。以下同じ。）であって、発達障害児（者）の相談支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と知事が認める者。

(2)発達支援を担当する職員

発達障害児者の心理判定及び発達支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と知事が認める者。

(3)就労支援を担当する職員

発達障害児（者）の就労について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と知事が認める者。

5 設備

発達障害者支援センターには、次の設備を設けるものとする。

ただし、発達障害者支援センターを附置した障害児（者）施設等の入所児（者）への支援や、施設の運営上支障がない場合には、附置した施設と設備の全部又は一部を共有することは差し支えないものとする。

なお、相談室等については、利用者個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

- ①相談室等
- ②事務所
- ③便所
- ④その他必要な設備

6 運営

発達障害者支援センターの運営にあたっては、組織としてその目的を明らかにし、目的を達成するために必要な資源・職員を整え、その活動を促進する運営責任者を選定し、地域の諸機関との調整等についての活動の方針を立て、発達障害者支援センターの活動を計画的に運営していくこ

とが重要である。

このような発達障害者支援センターの運営における基本的な視点は、以下のものがある。

(1) 運営における基本的な視点

① 事業目的・事業方針の明確化

発達障害者支援センターは、専門的な事業を実施する観点から、専門職員の組織的協働が不可欠である。このような複数の専門職員が協働して効果的な活動を行っていくために、活動・事業の目的や方針は明確化される必要がある。

② 事業の組織運営

上記の事業目的・事業方針の明確化し、事業・業務を円滑に行うためには、必要な事業・業務を分担・分業して、それぞれの職員の役割を明確化するとともに、連絡や調整、会議等を通して事業や業務を遂行していくための組織体制を構築することが重要である。

③ 事業の計画と評価

組織の目的・使命を具現化するために、事業の内容とその進め方を事業計画として示される必要がある。この事業計画(Plan)に基づいて、事業を実施(Do)し、実施した経過や問題をチェック(Check)し、今後の事業の内容、進め方、あり方を見直し、さまざまな対応(Action)を図って、再び新たな事業計画を策定し、実施していくプロセスがPDCAサイクルである。

④ 事業・業務運営

組織が協働して事業や業務を実施していくためには、組織のメンバーのそれぞれの仕事が明確化され、それぞれのメンバーが何を成すべきかを自覚していることが重要である。業務の分担を進め、業務の内容を明らかにし、一定の質の支援を行うためには、業務の標準化やマニュアルを整備しておくことも必要である。業務の標準化やマニュアル化は、重要なものであるが、それらが固定化されて新たな試みを阻害しないように、定期的な見直しも重要である。

⑤ 事業・業務運営への具体的取組

事業・業務運営は、組織運営の他に、建物・設備の維持・保守。管理や、人事・労務管理、予算・財務管理まで幅広いものである。特に、発達障害者支援センターが提供する相談支援、発達支援、就労支援などその専門性に基づいた支援は、直接的及び間接的な支援として、その質が問われものである。サービスの質の向上という観点から、事業・業務運営に努めなければならない。それが、地域から信頼される発達障害者支援センターとなる。

また、事業・業務運営は、実際には、社会福祉法制、通知、要綱等により実施されるので、それらの理解は事業・業務運営の遂行上不可欠なものである。発達障害者支援センターの今後の事業・業務運営の方向性を定めるためにも、社会福祉及び障害福祉の動向への関心は必要不可欠なものとなる。また、サービスの質の向上においては、精神医学や臨床心理学における研究や実践効果にも目を配る必要がある。

(2) 支援の基本的な視点

発達障害児者等への支援は、年齢も異なり、支援の分野も異なるが、その支援の基本的な視点は、以下のものとなる。

①エンパワメントに基づく支援

発達障害者支援センターには、発達障害者について専門的な支援を行うことが期待されている。発達障害者が自分の生活を自分で作るという積極的な動機を失い、家族や専門家に依存するという状況（「パワレス（力を失っている状態）」）に対して、個人として尊厳ある存在であることを基本として、本人の想い、希望をもとに、本人の選択した生活の場において暮らすことを支援することが重要である。そのために、発達障害者が本来もっている力（ストレングス）を引き出すことにより、自分の生活を自分で作ってくような係わりが重要である。このように、障害者それぞれの個別性を尊重しながら、支援者とパートナーとしての関係をつくり、障害者が自分の課題を発見し、自己決定して生活していくよう働きかける支援（エンパワメントによる支援）を行う必要がある。

②権利擁護に基づく支援

権利擁護支援は、発達障害者本人や家族だけでは十分に問題が解決できず、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある場合に、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、本人の権利を擁護する観点から専門的・継続的に支援を行うものである。

具体的な業務内容は、成年後見制度の活用促進、障害者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用支援及び意思決定の支援などにより、障害者の地域における生活の維持安定を図っていく。

③関係機関と連携した支援

発達障害児者については、幼児期から学齢期、成人期や老年期まで、障害者のライフステージによって、その支援者、関係機関等はさまざまに変化していく。利用するサービスについても、福祉・保健・医療・教育・労働・司法等の幅広い領域にまたがり、サービスもフォーマル・インフォーマルと多様となっている。発達障害者支援センターは、これらを適切に調整することにより、それぞれの領域を超えてチームアプローチや協働による支援が可能となる。

④地域における一貫した支援

乳幼児期から学齢期、成人期まで、発達障害児（者）のライフステージによって、その支援者、関係機関等はさまざまに変化していく。ライフステージの変化、特に教育から就労等移行期においてつながりが途絶え、障害者が困難を抱えるケースがある。当事者の情報を整理した個別支援ファイルの活用やライフステージ移行時のサービス等調整会議の開催等により関係機関同士の支援のノウハウの円滑な共有・引き継ぎや支援の方向性の統一を図っていくことが求められている

(3)職員に求められる資質

発達障害者支援センターの職員は、相談支援、発達支援、就労支援、その他支援を行うものであり、その際、職員に求められる資質は以下のものがある。

① 発達障害に関する幅広い知識と技術の習得

発達障害者支援センターの職員は、相談支援、発達支援、就労支援及びその他の支援において必要とされる発達障害についての知識と技術を十分に習得しておくことが求められる。そのような知識を必要に応じて分かりやすく利用者に提供するとともに、技術を個々の利用者に合わせて活用できる能力が求められる。

また、発達障害者支援センターの職員には、発達障害者のための地域支援体制を構築していくことが求められており、発達障害児（者）や家族の状況の把握の方法、地域支援体制の構築のための計画作成の方法や評価方法、これらを可能にするための連絡・調整等のマネジメントの知識と技術の習得が求められている。

② 福祉分野や他の分野についての幅広い知識（制度やサービスを含む）

発達障害者支援センターの職員は、相談支援、発達支援、就労支援及びその他の支援において必要とされる法制度やサービスについて、福祉分野のみならず関連分野についても幅広く理解しておく必要がある。特に、発達障害者を含む障害福祉の動向、発達障害者支援法や障害者総合支援法における相談支援やサービス等及び地域支援体制の構築のためのノウハウについて詳細に理解しておくことが求められる。

③ 連携やネットワークを構築する力

支援の各過程においては、多くの関係者とチームを形成するが、チームワークの原則は、チームを組む一人ひとりが対等な関係のもとに、必要に応じて支援会議を開催するなどにより、チーム内の合意形成や役割調整が確保されていくことが必要である。職員には、このようなチームアプローチを可能とする調整の能力が求められている。また、職員は、発達障害者の地域支援体制を構築する役割が課せられているが、これらは地域の関係機関等の連携やネットワークにより可能となる。発達障害者支援センターの職員は、これらネットワーキング形成のための能力が必要である。

④ 社会資源を活用・調整・開発する力

発達障害者支援センターの職員は、利用者のニーズに合致したサービスを提供するため、サービス提供者や行政の窓口等に社会資源の改善等を働きかけことが求められる。また、利用者のニーズを充足するための社会資源が不足している場合においても、利用者の立場にたって、社会資源の開発のためにサービス提供者や行政等関係者に提言していくことが重要である。その際、障害者総合支援法に規定される協議会等を活用していくことも考えられる。

第5章 発達障害者支援センターと関係機関等との連携

発達障害者支援センターには、地域支援体制の構築のための中核的役割が求められているが、そのためには、地域の関係機関等の連携が不可欠であり、医療・保健・福祉・教育・労働・司法、その他分野との連携の具体的方法等を述べる。

1. 福祉関係分野との連携

(1) 連携が欠かせない理由

発達障害にかかわる福祉分野は、その種類も相談機関からサービス提供機関まで、その時期も乳幼児期から高齢期まで、その実施主体もNPOから公的機関までさまざまである。発達障害者支援センターでは、各地域のこれら市町村行政や関係機関と連携することで、はじめて発達障害児（者）の地域生活を可能とすることができる。

(2) 主な連携機関との関係

① 相談支援事業所

障害者自立支援法（平成25年度よりは、障害者総合支援法）における「相談支援」は、改正法により、基本相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）及び計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）からなる。「一般相談支援事業」は基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を言い、「特定相談支援事業」は、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を言う。これら事業については、一定の資格を有する相談支援専門員の配置などの基準を満たせば、一般相談は都道府県が、特定相談については、市町村が事業者指定を行う。

基本相談支援は、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することである。

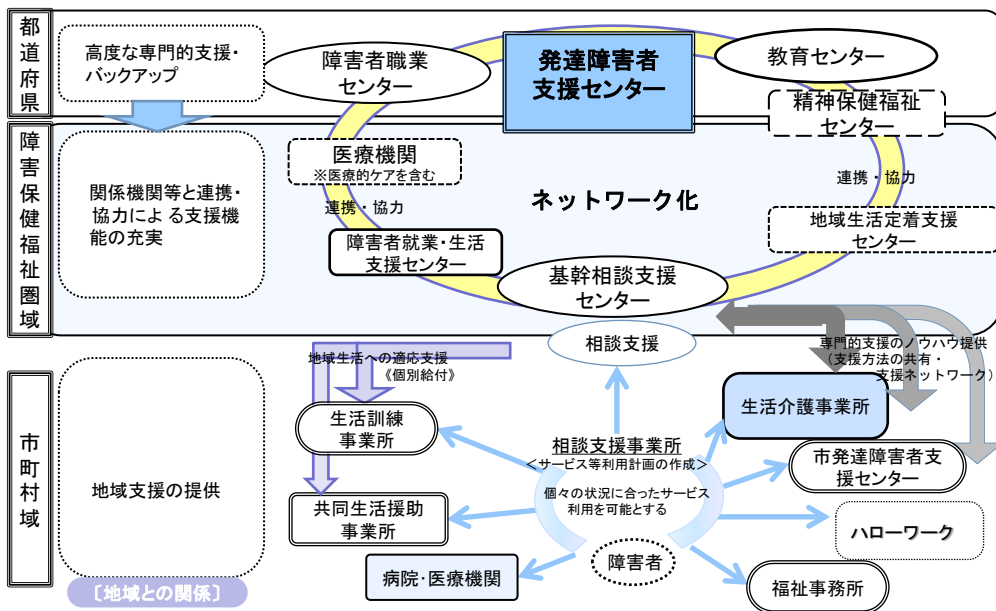
一方、計画相談支援は、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用する障害福祉サービスや地域相談支援の種類・内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画を作成すること（サービス利用支援）とサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行うこと（継続サービス利用支援）とされている。平成24年度より3年間を目処に、すべての福祉サービスを利用している障害者に、サービス等利用計画を作成するとされている。発達障害者が障害者総合支援法のサービスを利用することや発達障害者にサービス等利用計画が作成されることなどから、発達障害者相談支援センターと相談支援事業者及び相談支援専門員との連携が重要になる。特に、発達障害者についての個別の相談は、地域の相談支援事業者に委ねていくことも考えられる。

②障害福祉サービス事業所

i 障害者福祉分野との連携

平成 24 年度から、障害者自立支援法等のサービスが発達障害者にも利用できることが明確となった。障害者自立支援法等のサービスは、発達障害者に徐々に使われはじめたばかりであるが、今後は生活や就労等の事業において発達障害者を対象とした事業を運営する事業者を確保することが重要である。各事業には、サービス管理者が配置されているが、療養介護、生活介護、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援等各事業にサービス管理責任者が居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援の各事業にサービス提供責任者が配置され、個別支援計画を中心にサービスの一連の流れを管理することとされている。発達障害者支援センターは、これら事業や個別支援計画をとおして、積極的に連携していく必要がある。その際、発達障害の理解のための情報提供や心理的な判定結果等の情報提供や支援方法などの専門的アドバイスが求められる。

発達障害者支援システム(成人)



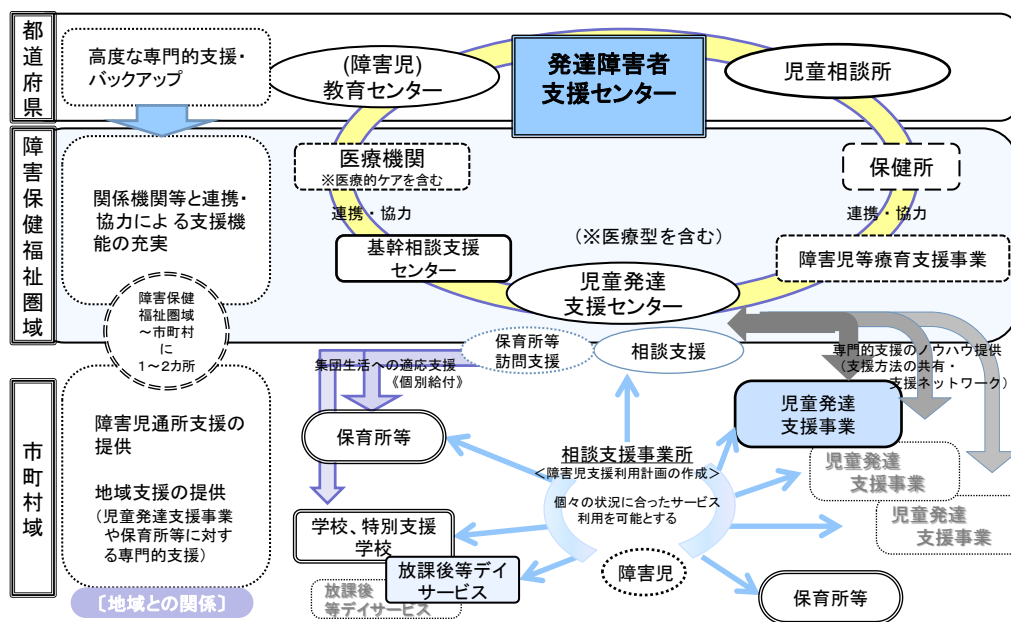
8

ii 障害児福祉分野との連携

障害児については、児童福祉法を基本とした身近な地域における支援の提供を図るため障害児支援の強化を推進している。障害児施設については、従来、肢体不自由児、難聴幼児、知的障害児の通園施設と肢体不自由児、知的障害児、自閉症児、盲ろうあ児、重症心身障害児の入所施設の大きく二つに分かれていたが、それぞれ障害児通所支援と障害児入所支援に一元化を図った。障害児通所支援については、発達支援や家族支援を実施する児童発達支援センターが地域の障害児支援の拠点位置づけられことにより、今後身近な地域に設置されていくであろう。また、放課後等の訓練や活動の場である放課後等デイサービスも新たに制度化され、平成 24 年 4 月より実施されている。発達障害児(者)の地域レベルにおける児童発達支援センターを中心にした相談・療育の支援体制の整備が課題になっている。また、障害児支援における、福祉分野と教育分野の連携が大きな課題となっている。新たな障害児支援の枠組みの中では、児童発達支援センターが学校や幼稚園に出向いて支援することや、放課後等デイサービスにおいて児童を適切に支援して

いくための学校との連携が不可欠である。18日付けで、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課と文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の連名で出された事務連絡「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」は、個別支援計画（障害児通所支援等における個別支援計画と学校における個別の教育支援計画等）の作成にあたり福祉分野と教育分野との連携を求めているところである。

発達障害者支援システム(児童)



また、発達障害は、児童虐待と関連する可能性が高いことが明らかになっている。児童虐待対策ではリスクの段階を含めた早期発見と対応が重視され、地域でネットワークを整備して支援を行うことが目指されている。保健・医療・保育等の子どもに関わる多くの関係者が児童虐待を理解し、支援の必要性を見立てる力を養った上で、それぞれの場で配慮を行うことや、必要に応じて専門機関を含む関係者のネットワークでの対応を行うことが重要である。その中核機関である児童相談所との連携を通して対応していくことも課題となっている。また、近年発達障害児の入所が増加していると言われている児童養護施設や児童自立支援施設との連携も重要である。児童における発達支援サービスは、発達障害のある子どもの育ちに有効であると考えられている。そのため、放課後児童健全育成事業等との連携を通して、発達障害児の適切な支援を行う体制をつくる必要がある。また、発達障害者支援センターは、地域において保育所や幼稚園と連携していくことも求められている。

(3) 地域の支援機関から期待される発達障害者支援センターの役割

発達障害児（者）の支援やサービス提供に関するすべての施設や事業所、関係機関等が、必ずしも発達障害の理解に基づいた支援やサービス提供を行っているわけではない。特に成人期の発達障害者への支援は、はじまったばかりである。発達障害者支援センターが発達障害者本人に対して必要なニーズ把握やアセスメントを行い、具体的なサービス等利用計画や個別支援計画の作成のアドバイスや支援プログラムのための情報を提供していくことは、支援に大きな効果を生み

出すものである。また、その後の支援やサービス提供に際してスーパーバイズ等とおしてフォローやバックアップしていく環境整備は、地域支援体制の構築のための基礎になっていだろう。

2. 労働分野との連携

(1) 連携が欠かせない理由

広域の事業を展開する発達障害者支援センターでは、各地域の就労支援機関と連携することで、はじめて成人期の就労支援が行える。

現在、国の発達障害者を対象とする就労支援施策は、多数存在している（厚労省の WEB ページ参照：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha/06d.html>）。発達障害者の就労支援には、このような制度とその活用方法の理解は不可欠である。しかし、障害者雇用や就労支援施策にかなり精通していないと、これらの事業の対象とする条件や年間想定数等を把握し、適切に活用することは困難である。また、地域の産業や雇用・求人状況、就労に向けての準備訓練のメニュー、継続的な生活支援の在り方等、居住地域固有の資源・情報も必要となる。これらを広域対象の発達障害者支援センターがすべて実施することは非現実的である。

(2) 主な関係機関の役割

図1は、発達障害者支援センターが就労支援として関係する、地域の主な機関の役割の大きさを就労支援のプロセスごとに概念図として表したものである。網掛けされた四角形の太さが、それぞれの機関が得意とするプロセスを表している。例えば、ハローワークは就労相談の初期や求職・定着支援で重要な役割を果たす。地域によっては、5つの機関がすべて存在しない場合があり、結果的に、他の機関がある機能を代替・補完している可能性もあると思われる（各機関を運営方針や担当者の裁量によっても異なる）。

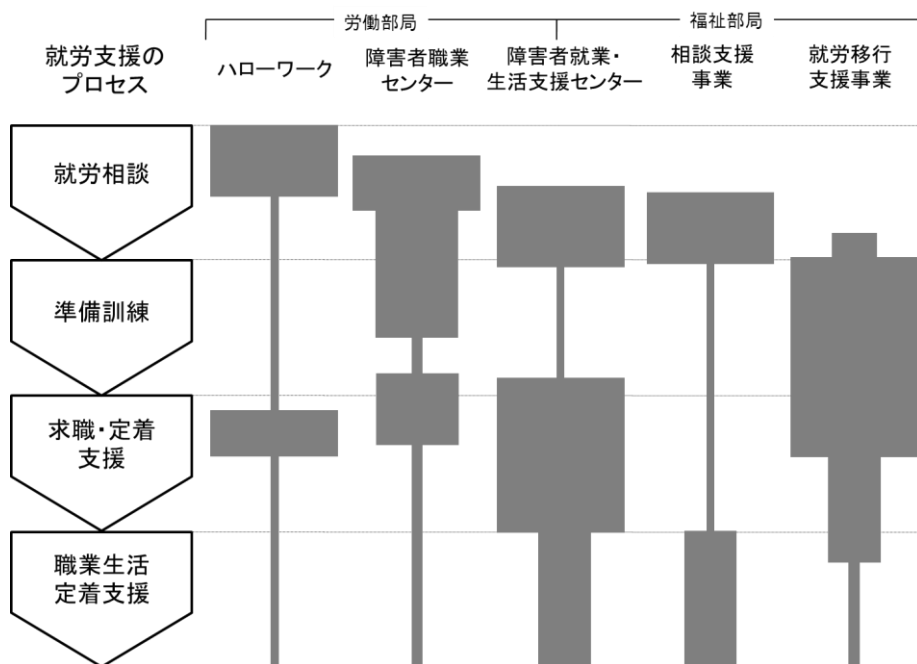


図1. 就労支援のプロセスと主な関係機関の役割の概念図

就労支援プロセスのうち、就労相談の最も初期段階は、もっぱらハローワークの役割である。確定診断前、場合によっては本人が障害に気づきがない段階から就労相談を受ける場合も多くある。

このような事例は、ハローワークから発達障害者支援センターにケースが紹介される。ハローワークと同様に、若者サポートステーションやジョブカフェも、就労相談の初期段階に発達障害者が相談する機関である。一方、障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所は、確定診断後の就労相談が大多数であり、発達障害者支援センターでそれまで相談を受けているケースを紹介する機会が多くなる。

発達障害者支援センターと同様に、広域の事業である障害者職業センターでは、就労相談と準備訓練、そして求職活動中の人的支援であるジョブコーチ派遣を行う。特に、専門の職業カウンセラーを配置し、発達障害者に特化した職業準備訓練や職業能力評価を行なっている（平成 25 年度より全センターで実施）。都道府県原則 1 ヶ所であることから、通所による準備訓練利用が地域により困難な場合も存在する。しかし、職業評価やジョブコーチ等は地域への派遣もあり、積極的に情報交換することが重要である。

同様に職業準備訓練を提供する機関として、障害福祉の給付事業である就労移行支援事業がある。障害者職業センターの準備訓練は原則 3 ヶ月以内であるが、就労移行支援事業は 2 年間という長期の準備訓練期間が設けられている。また、全国で 2,500 ヶ所以上の就労移行支援事業が存在し（利用者数 2.5 万人以上）、身近な地域で準備訓練が提供されている。ただし、この事業は比較的新しい仕組みであり、運営主体により事業方針は様々である。場合によっては、十分な就労移行支援ができない場所も存在し（就労実績が上がらない等）、発達障害に対する支援経験がない事業所も少なくない。事業所を訪問し、実態を直接確認することと、事業の責任者としっかりと情報交換することを勧める。

求職活動・定着支援のプロセスは、まさに地域の就労支援機関の専門性が欠かせない時期である。求人情報と本人の希望との調整や障害特性と仕事の内容との調整、採用面接やインターンシップと各種助成制度の活用は、ハローワークを中心に、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業が連携しながら、時には採用から定着支援段階にジョブコーチ派遣を行い進めていき。多くの発達障害者支援センターは、逐次情報収集する程度の役割になる場合が多いと想定される。

初期の定着支援の後は、職場生活支援の担当を障害者就業・生活支援センター、日常生活支援の担当を相談支援事業がそれぞれ分担して担う事例が増えて来た。また、準備訓練として活用した就労移行支援事業が長期間の継続支援を実施している場合もある。この段階まで来ると、発達障害者支援センターが関わる必要性は一般的にはかなり低くなる。もし長期的な相談支援が必要であるなら、地域の就労支援で継続支援を行う担当者、そしてその頻度や内容について確認する。

比較的手厚い就労支援が必要な障害者に、地域の関係機関と連携しながら、包括的な就労支援を提供する機関として、障害者就業・生活支援センターが整備されてきている（平成 24 年度で全国に 327 ヶ所）。職業準備訓練を必要としない障害者の求職活動や定着支援、さらに職業準備訓練の必要性をアセスメントする、そして中長期的な職業生活の継続支援を担う、地域の中核的な機関としての役割が期待されている。また、いくつかの都道府県では、障害者就業・生活支援センターと類似の機能を持つ、障害者就労支援センターを設置している事例もある。障害種別を問わない、障害者の就労に特化した、専門的な相談支援機関である。

(3)地域の就労支援機関から期待される発達障害者支援センターの役割

前項とは反対に、地域の就労支援機関から、発達障害者支援センターにどのような役割が期待されているかまとめる。

- ① 就労支援プロセスの進捗状況を確認: 発達障害者に限らず、就労相談から求職活動に至る過程は、比較的短期間にいくつもの新しい場所を訪問し、時には面接・試験、インターンシップ等ストレスフルな活動に身を置く。発達障害者支援センターが地域の就労支援機関と並行して支援を行う場合は、就労支援プロセスの進捗状況に合わせ、無理なく（過剰な負荷なしで）ステップアップしているか確認することが求められる。また、図1の就労支援のプロセスは、基本的に障害者雇用枠（精神障害者保健福祉手帳の開示）での就労と定着を前提にしている。確定診断や障害者手帳の交付申請から日が浅い人にとっては、この障害者雇用前提の支援に十分な理解・納得が得られていない場合もある。さらに、就労移行支援事業による比較的長期の職場準備訓練を利用している場合、提案された目標やプログラムを本人が納得せず、不信感を持ちながら支援を受けているかもしれない。就労支援プロセスの役割を認識しながら、一人ひとりの「気持ち」を支える支援が発達障害者支援センターには期待される。
- ② 就労支援以外のオプションの検討と調整: 就労を希望するが、地域の就労支援機関の提案や相談内容を否定する、または定期的な面接・通所の約束に対して頻繁に欠席する等、現時点で、就労支援のプロセスにのることができない人がいる。生活環境の変化や、二次的な精神科的症状の改善等が、就労支援以前に必要な事例は決して少なくない。当面、就労支援以外のオプションを提示し、丁寧に方針転換する調整機能が、発達障害者支援センターには求められる。
- ③ 障害枠以外の職業生活の継続支援: 障害者雇用枠ではなく、自ら求職活動し就労に結びついた人、または相談以前の職場で継続的に働き続けている人は、図1の就労支援機関と関わりを持つことはほとんどいない。しかし、職業生活を継続に不安や悩みをもち、継続的な相談支援を希望する人は、発達障害者支援センターが窓口となり、必要に応じて地域の機関の紹介や調整を行うことになる。

3. 教育分野との連携

「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、平成19年4月から、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援が行なわれている。具体的には、養護学校が特別支援学校、特殊学級が特別支援学級となり、各学校において校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の作成が行われている。障害児の支援の見直しにおいては、福祉分野と教育分野の連携が大きな課題となっていた。新たな仕組みの中では、児童発達支援センターが学校や幼稚園に出向いて支援すること、放課後等デイサービスにおいて児童を適切に支援していくためには学校との連携が不可欠である。

また、相談支援においては児童を含めた障害者すべてに個別支援計画であるサービス等利用計画が作成されることになる。平成19年度からスタートした特別支援教育の実施においても個別の教育支援計画の作成が位置づけられている。今後は、福祉分野や労働分野が作成する個別支援計画と教育分野が作成する個別の教育支援計画の整合性が求められている。平成24年4月18日付けで、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課と文部科学省初等中等教育局特別支援教育課との連名で出された通知「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」は、福祉分野と教

育分野が、個別の支援計画を協力して作成することを求めるもので、現場における連携を具体的に構築するツールになるものである。

児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について(概要)

(平成24年4月18日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名通知)

◆ 趣旨

学校と障害児通所支援を提供する事業所や障害児入所施設、居宅サービスを提供する事業所(以下「障害児通所支援事業所等」という。)が緊密な連携を図るとともに、学校等で作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画(以下「個別の教育支援計画等」という。)と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等で作成する個別支援計画(以下「障害児支援利用計画等」という。)が、個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましい。

◆ 留意事項

1 相談支援

障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いする。

2 障害児支援の強化

(1) 保育所等訪問支援の創設

このサービスが効果的に行われるためには、保育所等訪問支援の訪問先施設の理解と協力が不可欠であり、該当する障害児の状況の把握や支援方法等について、訪問先施設と保育所等訪問支援事業所、保護者との間で情報共有するとともに、十分調整した上で、必要な対応がなされるよう配慮をお願いする。

(2) 個別支援計画の作成

障害児通所支援事業所等の児童発達支援管理責任者と教員等が連携し、障害児通所支援等における個別支援計画と学校における個別の教育支援計画等との連携を保護者の了解を得つつ確保し、相乗的な効果が得られるよう、必要な配慮をお願いする。

45

障害のある児童生徒のニーズは教育、福祉、医療等さまざまな観点から生じるもので、これら関係機関等の連携協力に十分配慮することは重要になってきており、発達障害者支援センターは、ケースワーク、スーパーバイズ及びコンサルテーションを通して、連携していくことが求められている。

4. 医療分野との連携

専門性の高い適切な支援を行うためには子どもの評価と診断が必要である。そのために、発達障害者支援センターは、病院等医療機関等々の連携が不可欠である。医療機関等を巻き込んだ地域支援体制の構築のために、発達障害者支援センターは医療機関とさまざまな調整等の連携が重要となる。

生涯にわたる支援を進めるためには、早期発見・早期対応の取組を十分に機能させる必要がある。早期発見の機会としては、1歳6ヶ月健診と3歳児健診が引き続き重要である。発達上の課題を幅広く認識した上で継続的にフォローし、経過の中で必要な場合には医療などの専門的な対応を行うために都道府県に保健所が、市町村に保健センターが設置されている。これら母子保健施策を行う機関では、健診などを通じて一人一人の子どもを丁寧に見ることを通じて健やかな育ちを支えるものであり、発達障害者支援センターとの連携、特に、保健師さんとの連携が不可欠である。特に、乳幼児健診場には、発達障害の早期発見とそれに続く早期支援のためのいくつかの条件がそろっている。親と専門職が顔を合わせて相談できること、保健師、小児科医、言語聴覚士、臨床心理技術者(臨床心理士、臨床発達心理士など)、地域によっては小児神経専門医、児童精神科医などの多職種チームワークが成り立つ場である。親がわが子を少し客観的に見つめ、乳幼児の心の発達に関する一般的な知識を学べる場であり、幼稚園や保育所、そして学校への橋渡しもふくめて、地域でのサポートのネットワークを構築する場であるから、発達障害者支援センターの積極的関与が求められている。

また、発達障害者支援法第 19 条は、専門的な医療機関の確保等)として、

- 1 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとするとしている。全国的に見れば、発達障害にかかわる医師の十分な確保は困難な状況にある。そのような状況のなか、都道府県等を活動の範囲とする発達障害者支援センターは、県内等の医療機関等に関する情報を得る立場にあり、その情報を地域の発達障害者やその家族、関係機関等に伝えて行く役割がある。また、発達障害者支援センターは中心となり、地域の発達障害に関する医療ネットワークの構築も今後は考えられる。

精神障害者の医療及び保護を行い、障害者自立支援法と相まってその社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、その発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的として精神保健福祉センターが各都道府県・政令指定都市に設置されている。発達障害者の支援と関連したひきこもりの相談や支援を行っている発達障害者支援センターもあり、発達障害者支援センターが精神保健福祉センターと連携・協働していくことが求められている。

5. その他分野との連携

発達障害者については、少年院、少年鑑別所、刑務所、拘置所など矯正施設在所中に社会復帰に向けた社会生活能力の向上に向けた支援や出所後の生活を想定した関係者の連携が重要である。また、退所者には矯正施設や保護観察所や更生保護施設の司法分野と福祉分野が地域生活定着支援センター等を活用しながら支援する形が整いつつある。このような社会復帰を想定した支援体制がどの地域において構築できるよう、罪を犯した発達障害者を受け入れる地域生活定着支援センターと発達障害者支援センターが連携して、ケアマネジメントの手法を活用してチームでアプローチすることが課題である。裁判所・警察、保護観察所・更生保護施設・地域定着支援センター等との連携が重要となる。

また、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害し、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務等を規定した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成 23 年 6 月 24 日に成立し、平成 24 年 10 月 1 日から施行されている。市町村・都道府県の関連部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」が設置され、発達障害者支援センターとの連携が求められている。

第6章 今後の発達障害者支援センターを考える

発達障害者の自立及び社会参加のために生活全般にわたる支援を図り、その福祉の増進に寄与することを目的とした発達障害者支援法が、平成17年4月1日から施行され8年が経過しようとしている。その後、共通の制度の下で福祉サービス等について一元的に提供する障害者自立支援法が、平成18年4月1日から施行され、平成22年12月には、「障害者自立支援法の一部を改正する法律」が成立した。平成24年6月には障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が成立し、平成25年4月から施行されようとしている。このような法律や制度が大きく変わる中で今後の発達障害者支援センターの役割について改めて考えてみたい。

1. 発達障害者支援法と発達障害者支援センター

2004（平成16）年12月3日に成立し2005（平成17）年4月1日より施行された「発達障害者支援法」は、発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」とし、「その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義した。この法律により、わが国においてはじめて『発達障害』が法律に位置づけられ、国や地方自治体等において、発達障害者が医療・保健・福祉・教育・労働等の幅広い分野における支援の対象となった。また、発達障害者支援法の施行により、ライフスージを通した一貫した支援が地域レベルにおいてできはじめ、福祉・教育・労働の連携が本格的にはじまり、その成果は着々と出ているものの、改めて課題と思われるものが浮かび上がってきている状況である。成人期の課題などはその典型例と言えるだろう。発達障害者支援センターは、このような地域の発達障害児者や家族が一貫した支援を受けられるよう、関係機関と連携やネットワークをつくり、「地域支援体制」を構築していくために中心的役割を果たしていかなければならない。

2. サービス体系と発達障害者支援センター

平成18年度から施行されている障害者自立支援法は、身体障害、知的障害、精神障害の三障害の種別を超えてサービスを一元的に提供するものであり、発達障害や高次脳機能障害などが障害者自立支援法のサービスをより利用しやすくする普遍的な仕組みを作っていくこととされていた。（衆議院厚生労働委員会における付帯決議、平成17年7月13日）。そのため、障害者自立支援法の附則、第三条第一項においては、「政府は、・・・障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされ、三年後の見直しにおいては、障害者自立支援法の対象者の範囲を拡大して、発達障害者等を位置づけることが課題であった。

このように障害者自立支援法は発達障害者の支援についての法的な規定は明確ではなかった。法施行後3年後の見直しがなされ、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて 障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案（つなぎ法）が成立し、発達障害児（者）が障害者自立支援法のサービス対象として明確化された。改正法においては、障害者自立支援法上のサービスをより受けやすくする観点から、発達障害者が障害者の範囲に含まれることが法律上明記された。18歳の未満の精神に障害のある児童の中に発達障害児も含むものとし、発達障害児についての児童福祉法の対象とし、発達障害児に

ついて適切な発達支援や家族支援を含めた専門的な相談支援を実施していくものである。また、平成23年7月には、障害者基本法の改正においても発達障害が法に規定された。

障害者自立支援法は、大きく分けて介護給付（療養介護、生活介護、短期入所、行動援護）と訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）に分かれている。知的障害を伴う広汎性発達障害の方々については介護給付のニーズが高い（例えば、行動援護などはその典型）と言えるが、多くの発達障害者にとっては、生活訓練などの社会的技能の向上を目指した生活訓練や就労に向けて一定期間訓練する就労移行支援等のニーズが高いと考えられる。このようなサービスは、全国どこの地域においても利用できる状況にはなっていない。これらサービスの充実と発達障害者に活用できる支援方法を確立することが必要である。発達障害者支援センターは、このような発達障害者が利用できるサービス資源を増やし、それに関わる人材の育成に努めていくことが求められている。

3. 障害者総合支援法と発達障害者支援センター

法律の名称が「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となった。（平成25年4月1日施行）法の目的が「自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう」から「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう」に代わり、基本理念が新たに設けられた。（平成25年4月1日施行）

「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」とされた。（平成26年4月1日施行）

共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合する。障害者の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進するものである。（平成26年4月1日施行）

施行後3年を目途として、障害支援区分も含めた支給決定のあり方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方等を検討するものである。このように意思決定に困難を抱える発達障害児（者）について、その意思決定をいかに支援していくかという大きな課題がある。

4. 今後の課題

(1) 相談支援と支援計画について

成人期の発達障害者については、二次的な精神障害を合併して状態が悪くなった人への支援体制整備が急務であることが指摘されている。障害の地域生活支援と、精神科医療サービスという異なる支援体系を組み合わせた地域における支援体制のモデル的構築も重要である。障害者自立支援法一部改正により、相談支援については、障害福祉サービスを利用しているすべての人（障害児も含む）にサービス等利用計画（ケアプラン）を作成することや、地域における相談支援体制の強化を図るための中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）を市町村に設置する等の相談支援の充実が目指されている。発達障害児者の特性やニーズに基づいたサービス等利用計画が作成される必要がある。これら発達障害児（者）のケアプラン作成において発達障害者支援センターは、地域の相談支援事業者と連携していくことが求められている。

(2) 発達障害児（者）の支援について

障害児については、児童福祉法を基本とした身近な支援の充実を図る障害児支援の強化が目指されている。障害児施設については、従来の肢体不自由児、難聴幼児、知的障害児の通園施設と肢体不自由児、知的障害児、自閉症、盲ろうあ児、重症心身障害児等の入所施設の大きく二つに分かれていたが、それぞれ障害児通所支援と障害児入所支援と整理された。障害児通所支援については、発達支援や家族支援を実施する児童発達支援センターとして身近な地域に設置されていく予定である。また、放課後等の活動の場である放課後等デイサービスも新たに法律に規定されスタートしている。発達障害児（者）の地域レベルにおける児童発達支援センターを中心にした相談・療育の支援体制の整備が課題になっている。

障害児の支援の見直しにおいては、福祉分野と教育分野の連携が大きな課題となっている。新たな仕組みの中では、児童発達支援センターが学校や幼稚園に出向いて支援することや、放課後等デイサービスにおいて児童を適切に支援していくためには学校との連携が不可欠である。

(3) 権利擁護等について

大阪地方裁判所において、アスペルガー症候群と精神鑑定された被告の殺人事件で、検察官の求刑を超える懲役 20 年の判決が言い渡された。この判決文は、被告人は、十分な反省をしておらず、アスペルガー症候群に対応できる受け皿が何ら用意されておらず、その見込みもないという現状のもとでは再犯のおそれが強く心配されるので、許される限りの長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要があり、そうすることが社会秩序の維持に資するとして、有期懲役刑の上限である懲役 20 年にいったとされている。この判決は、アスペルガー症候群をはじめ発達障害者に対する差別及び刑罰という点で大きな問題を抱えていると考えられる。司法のみならず社会のより正しい発達障害の理解の促進と適切な対応が望まれている。

このように犯罪や事件に巻き込まれること、警察や司法における不適切な取り扱い、差別・無理解により発達障害児（者）の権利が侵されている事案がなお多く発生している。発達障害者支援センターは、発達障害児（者）とその家族の権利を擁護していくことがますます重要になってくると考えている。

障害者基本法の改正、障害者自立支援法から障害者総合支援法、障害者虐待防止の制定・施行、障害者差別禁止法に向けた検討、そして障害者権利条約の批准に向けた動向など発達障害を取り巻く状況が激しく大きく変化している。このような変化に適切に対応し、発達障害者の政策・施策を戦略的に地域に構築していくことが求められている。発達障害者支援センターは、地域支援体制の仕組みを構築することにより、これらを実現していくことが期待されている。

第Ⅱ編 発達障害者支援センター事例集（モデル的実践）

事例 1. 人材育成

1. 名称：滋賀県発達障害者支援センターいぶき（社会福祉法人 湖北会）
2. 所在地：滋賀県米原市下多良 2-47 平和堂米原店 3 階
南部地域相談室：滋賀県守山市守山 5 丁目 6-15
滋賀県小児保健医療センター療育部内
3. 県内等のカバー領域：いぶきは県全体を対象エリアとしている 3 次機関である。県内の福祉体制としては、3 次機関としてのいぶきと 2 次の福祉圏域に 7 か所、1 次として 19 市町から構成される重層的な構造より成る。
4. 創 設：平成 14 年 12 月 1 日
5. 職員配置：センター長（臨床心理士 非常勤）、相談支援（常勤 1 名 臨床発達心理士） 発達支援員（常勤 2 名：臨床発達心理士、臨床心理士）、就労支援員（常勤 2 名：社会福祉士、教職資格） 事務職（1 名 非常勤）の計 7 名

キーパーソン養成事業～滋賀県発達障害支援センターいぶきの活動～

第 4 章の中で、滋賀県発達障害支援施策として、キーパーソン養成事業が紹介されているいぶきでは、その養成事業の一部を委託されたのを受けて研修内容を吟味しつつ平成 20 年度から毎年福祉圏域の自立支援協議会から選出された研修生に対して、福祉圏域の発達障害支援のための人材養成を行ってきた。

この活動の特徴は、二つある。一つは、県が専門的な講義を中心とする研修と並行して、いぶきでは、実践的な研修を行う。受講生に各人が実際に支援している発達障害のある方と家族の相談を研修の中で、面接、評価、課題の解決していく実践的なスタイルをとっていることである。二つは、各福祉圏域 1 名からなる 7 名の受講生がグループで研修を受けることによって、研修生にとってチーム支援の基本を体験する機会になるとともに、研修生同士またいぶきのスタッフと顔の見える関係をつくり地域支援に活かすことにある。

実施方法（表 1 に研修内容を示す）

キーパーソン養成研修 1 年目

発達障害支援に関する講義：発達障害の基本的知識を習得する事を目的として 22.5 単位を修得することを目的に行う。

講義内容：

- ① 評価に関して事柄として、WAIS-Ⅲ、WISC-Ⅳ、AAPEP、PEP-Ⅲ等のフォーマルな評価に関する基本的知識を得るとともに実際に検査を実施
- ② 発達障害の特性と当事者の特性を理解すること
- ③ コミュニケーション（表出と理解）
- ④ 就労支援Ⅰ：ライフステージに応じた就労支援を学齢期、移行期、成人期の現状の 3 つの講義内容
- ⑤ 就労支援Ⅱ：（1）2 次障害のある場合、無い場合の就労支援 （2）知的障害

のある場合、高機能発達障害の場合の就労支援

実践的実習：

- ①面接を通して、インフォーマルなセスメントを行う
- ②フォーマルな評価の実施（必要に応じて）
- ③発達障害支援スタッフ養成研修を受講し、様々なタイプの当事者の支援について実践的に学ぶ（3日間連続の実践研修でフロム・ア・ビレッジの協力のもとに行っている事業である）

見学研修：

- ①いぶきがコンサルテーションをしている学校、事業所などの見学実習
- ② ソーシャル・クラブの活動見学研修：休日に開かれている発達障害児・者の活動を見学（滋賀自閉症研究会たんぼぼの協力を得ている）

グループディスカッション；

- ① 研修生が担当している当事者、家族の面接、評価場면을共有しつつ、インフォーマルアセスメントをする。
- ② 研修生一人一人個別のコンサルテーション
- ③ 圏域担当者による指導
- ④ プレゼンテーション：事例をまとめて認証委員会に報告

キーパーソン養成研修2年目（フォローアップ研修）

1年目は、専門研修を含めて25単位を受講する。2年目は、認証を受けた研修生を対象に3単位のフォローアップ研修をしている。フォローアップ研修の内容は、研修時に支援をした発達障害の当事者の現状報告と、各福祉圏域で支援の現状・課題になっている事柄等、予めテーマを決めて、テーマにそってグループディスカッションをして圏域の課題を共有した。

成 果

平成20年度から始まり、平成24年度で5年になる。初年度は、2名（甲賀圏域と湖西圏域）で試験的に始めその後は毎年6～7名が研修を受講しキーパーソンとして認証されている。平成23年度までで19名が研修を修了している。（平成24年度修了予定を含めて25名）

受講後は認証ケアマネージャーとして、各圏域の相談支援センターとして生活支援センター、働き暮らし応援センター等の活動、相談支援を行っている。圏域の発達障害支援の中心としての活動と共に、いぶきと連携して研修事業を企画立案や、事例検討の機会を持っている圏域もある。いぶきとしてはそれぞれの圏域のニーズを踏まえ当事者・家族支援が継続し地域生活への移行がスムーズにいくシステムの構築するための人材養成の一步となったと考える。

課 題

1) 研修内容の検討の必要性：研修生が比較的圏域の事業所で中堅クラスが多く、事業所としては受講する期間の間の影響が出ると考えられ研修への意欲はあるが受講しにくい状況がある。この事に関しては、研修の期間を問題、その他に解決を図る必要があるかもしれない。圏域のニーズを考えて研修内容を検討する必要もあるだろう。

2) 人材としての活用に関する事：受講後認証ケアマネージャーとして各圏域で相談支援をするための体制整備も必要となる。今後は、市町との連携を一層進めていくことになるが、圏域のケアマネージャーと共に活動して、県内の相談支援体制が重層的なシステムとして機能するための人材活用に活かしたいと考えている。また、体制整備に関しては、IV章に譲りたい。

表1. キーパーソン養成事業の研修内容

	内容	単位	研修講師
専門研修	○発達障害者支援施策	0.5	学識経験者、障害者自立支援課
	○特別支援教育	0.5	特別支援教育専門家
	○保護者支援	0.5	発達障害関係団体
	○医療	1	医療関係者
	○評価・面接技術	9	発達障害者支援センター
	○コミュニケーション支援	2	発達障害者支援センター
	○TEACCHプログラム	0.5	発達障害者支援センター
	○ソーシャルスキル支援	1	発達障害者支援センター
	○行動マネジメント	0.5	発達障害者支援センター
	○余暇支援、生活支援	1	発達障害者支援センター
	○就労支援	2	就労支援関係者、発達障害者支援センター
	○事例検討（コンサルテーション）	3	発達障害者支援センター
実践研修	○自閉症等発達障害者支援スタッフ 実践的研修事業	3	発達障害者支援センター
実践報告	○プレゼンテーション	0.5	認証委員会

事例 2. 学校教育との連携

- 1 名称：大阪府発達障がい者支援センター アクトおおさか
- 2 所在地：〒532-0023 大阪府大阪市淀川区十三東 1-1-6
- 3 県内等のカバー領域：大阪市および堺市を除く大阪府内 43 市町村を対象。府内の 18 障害福祉圏域、人口 534 万人のエリアをカバーしている。
- 4 創立年月日：2002 年 6 月 1 日
- 5 職員配置：センター長、副センター長、相談支援員合わせて常勤職員 5 名。職種は臨床心理士、臨床発達心理士、精神保健福祉士、社会福祉士。

1. 事例の概要

アクトおおさかでは平成 14 年 6 月の開所以来、18 歳以上の成人期の相談が年々増加し、現在では 6 割以上に達している。これらの成人期の相談ケースから浮き彫りになった課題として、知的障害を伴う自閉症者における課題と、高機能の発達障害者の課題が挙げられる。前者では、行動障害の重篤化や自立スキル・職業スキルが未習得で、就労や地域移行が困難な事例が多い。後者では、未診断で本人・家族の障害受容や自己理解に課題がある事例、二次障害の重篤化、支援機関・マンパワーの不足、支援体制の未整備が挙げられる。

これらの成人期の課題に対して予防的に取り組むためには、早期の発達支援、学齢期における特別支援教育との連携は不可欠である。ところが、発達障害者支援センターは、行政的には厚生労働省、都道府県の福祉部局の管轄であり、教育委員会や学校教育機関との連携は、仕組みとしては整備されていないのが現状である。また、教育現場においても発達障害のある児童・生徒への特別支援教育の必要性が強調されてはいるが、障害特性の理解や教育支援方法について、明確なモデルが支援者間で十分共有されていないという課題がある。さらに、学校教育から卒後に向けての移行期の支援についても、積極的に福祉と教育とが連携すべき課題である。

2. 事例の内容

①学校教育支援モデル事業（平成 14 年度～平成 20 年度）

学校教育との連携を組織的に進めていくために、「学校教育支援モデル事業」として実施要項を作成し、大阪府教育委員会に対して事業説明を行い、地域選定および事業実施について協力を要請した。研修内容は表 1 に示す通りである。研修の中でも特に強調しているのは、障害特性の理解と、一人一人の評価に基づき支援方法を組み立てるプロセスの研修である。このプロセスを基礎講座・実技研修・フォローアップ研修の中で繰り返し、さらに、定期的な巡回相談を組み合わせることで、教員が一人一人に合わせた支援を具体的に計画実施できる実践力の養成を図る。

学校巡回相談の流れは、図 1 に示すように、事前調査表により学校としてのニーズとモデル児童・生徒の状況把握を行い、モデル児童・生徒を 1～2 名に絞り込む。1 年目は原則として 1 ヶ月に 1 回アクトおおさかの巡回相談担当者が、学校・園を訪問し、授業参観の後、具体的に助言を行う。次の巡回日までに取り組み経過をまとめた経過表を、学校長の確認後、市教育委員会指導主事を通じてアクトおおさかの担当者に提出するという流れで実施した。

表 1. 学校教育支援モデル事業の研修内容

1. 基礎講座（講義形式）（合計約 10 時間）
 - ① 発達障害の特性理解 ② 個別の評価と目標の設定
 - ③ コミュニケーションの評価と支援 ④ 行動上の問題の理解と対応
2. 実技セミナー（1 グループ 5～6 人の少人数での実習形式）（2 日間）
 - ① リーディングスタッフの養成をねらう
 - ② 対象校の教室利用とモデル児童の参加協力を得る
 - ③ モデル児童の個別の評価→指導計画・準備→実施・再評価→修正→再実施のプロセスによる実習
3. テーマ別合同研修会（1 テーマについて半日間）
 - ① 教室の物理的構造化、② スケジュールの活用、③ 教材作り、④ 評価から支援プログラムの立案、⑤ 行動上の問題の理解と対応法などの中から選択されたテーマについて実習および実践交流を行う。
4. 巡回相談
 - ① 市町村教育委員会により指定された学校・園に対して、アクトおおさかの巡回相談員を派遣する。
 - ② 1 校・園につき、おおむね月 1 回、半日の巡回相談を実施する
 - ③ 校内で主として巡回相談を受ける学級、児童を選定し、その学級、児童生徒への指導助言をモデルとして、他の児童生徒の理解へと広げていく。
 - ④ 2 年目のフォローアップ対象校・園に対しては、年間 6 回を限度として巡回相談を実施する。
5. 実践報告会や事例検討会のスーパーバイズ
 研修参加者による実践報告会や事例検討会（学校や教育委員会等が主催）での助言等

図 1. 学校巡回相談の流れ

選定地域の各市町村教育委員会がアクトおおさかとの協議
 の上で対象の幼稚園・小中学校を指定

↓

巡回相談事前調査表の提出(ニーズの確認)

↓

モデル児童・生徒の絞込み

↓

モデル児童・生徒の評価

↓

巡回相談(月 1 回) ← ↑

↓

巡回相談経過表の提出 ⇒ ↑

②福祉教育連携事業

平成 19 年度に特別支援教育が本格実施され、特別支援学校のセンター的機能が明確化されたことにより、従来の学校教育支援モデル事業の内容を見直し、平成 20 年度より福祉教育連携事業を開始した。

表2. 福祉教育連携事業

1. リーディングスタッフ養成研修（平成20年度～23年度）

目的：指定されたブロックの支援学校および市町村のリーディングスタッフを対象に、地域の幼稚園、小中学校への発達障がいのある児童生徒に関するコンサルテーション等を実施するための養成研修を行う。

内容：①学校コンサルテーションについての講義と実習②実技研修（2日間）③テーマ別合同研修（個別支援計画の立案、AAPEPによる評価等）の中から、ブロックのリーディングスタッフのニーズにより選択実施。

2. 移行支援モデル事業

目的：発達障がいのある生徒に対する就学期から卒後への移行期における支援のあり方について、指定された府立支援学校の教員を対象に研修を行う。

内容：①連続講座（青年・成人期の課題、自立支援、就労支援等をテーマ）②モデル生徒の評価、移行支援計画の立案、指導の実施について、巡回相談を通して助言する。

3. 事例の考察

自閉症・発達障害の特性に合わせた特別支援教育を推進するモデル校、リーディングスタッフの養成という目的を明確にし、府・市教育委員会と連携をとりながら、組織的・計画的に事業を実施することにより、個別ケースへの介入方式と比べて、事業効果の広がりや継続性が見られた。

モデル校への巡回相談の成果は、管理職をはじめとする校内バックアップ体制の整っている学校ほど大きかった。また、市町村教育委員会が、発達障害に関する専門教員やモデルとなる学校を育成していくというはっきりしたビジョンを持っている場合に、アクトおおさかのモデル事業が、有効に活用され成果がより明確となった。

研修システムにおいても、複数の研修形態と継続的な巡回相談とを組み合わせることにより、2年間のモデル事業実施期間において、基礎的理解から実践・応用へと段階的に研修を進めることができた。さらに、アクトおおさかの2年間のモデル事業を終了後も、本研修システムの有効性を確認した市の中には、市独自予算で同様の教員研修や巡回相談を法人に委託して継続的に実施し、市の特別支援教育体制の専門家チームやリーディングスタッフの養成と連動させて、教員による巡回相談や講師派遣等の実施で効果を得ているところも見られた。

本事業の成否は、教育委員会の特別支援教育担当者の協力、管理職その他の校内支援体制、特別支援教育担当教員の力量と柔軟性、保護者の理解と協力、校内の他の状況によるところが大きく、実際、これらの条件のいずれかに課題のあった場合には、なかなか現場での実践の成果が得られにくかった。そのような場合には、年度の途中で教育委員会、巡回相談校側と協議をして、改善に向けた対策を検討した。

本事業は支援者の側の養成を目的としているため、当然のことながら、個別の困難事例への直接介入的なアプローチとは目的が異なる。アクトおおさかに持ち込まれる相談事例や学校現場からのニーズは、そのような困難事例への個別的・直接的な介入の要請である。それぞれのアプローチの強みと限界を認識しながら、相補的に機能していくことが必要だと考える。

今後の発達障がい者支援センターの役割として、就学前から学齢期を経て青年・成人期へと全てのライフステージの支援から見た視点や支援モデルを発信していくことがますます重要になるであろう。療育施設・幼稚園などの就学前の機関から小学校への移行期のつなぎの課題、さらに、これまでのアクトおおさかの学校教育との連携事業の対象ではなかった高等学校や専門学校、大学における発達障がい者の社会的自立と就労に向けた移行支援に、学校教育との連携を広げていきたいと考えている。

事例3. 就労支援

1. 名称：横浜市発達障害者支援センター
2. 所在地：神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 3-35-8 7F
3. 県内等のカバー領域：

発達障害者支援センターは、都道府県及び政令市に付置されることが、発達障害者支援法に定められている。当センターは横浜市からの委託を受けて運営しているが、横浜市の人口が、3,700 千人と非常に多いこと、また、横浜市がかつてより母子保健に尽力しており、早期発見・療育におけるシステムはかなり整備されてきているため、当センターは 18 歳以上（～65 歳未満≒2,330 千人）を対象としている。

社会資源	対象	0～13 歳	13～17 歳	18 歳以上
横浜市リハビリテーションセンター(1 か所) 地域の療育センター(10 か所)	障害児 全般	相談・診療 通園		
横浜市リハビリテーションセンター(1 か所) 小児療育相談センター(1 か所)	障害児者 全般		相談・診療・指導	
横浜市発達障害者支援センター(1 か所)	発達障害者に 特化			相談・就労支援・ 広報啓発・機関連携

また、当センターは横浜市において二次相談支援機関として位置づけられており、一次相談支援機関と位置づけられている区福祉保健センターや地域活動ホーム、生活支援センターといった地域の中核的な相談支援機関に対して、以下のような役割も期待されている。

- ①地域の相談機関と連携した一次支援
- ②支援機関間からの相談の受け止めと、困難ケースのバックアップ
- ③発達障害に関わる地域の連携構築
- ④横浜市内の発達障害関係機関のネットワークの構築を通しての発達障害の者支援の体制整備及び資源開発

4. 創設年月日：2002 年 7 月 1 日

5. 職員配置：

当センターでは、センター事業の相談員として 5 名の配置のほかに、横浜市の単独事業として行っている「横浜市発達障害者就労支援開発事業」の事業実施機関を管理監督し、助言を行う「発達障害者支援マネージャー」として 1 名（臨床心理士）、「発達障害者支援体制整備事業」における支援体制サポート事業の「サポートコーチ」として 2 名（臨床心理士）、一人暮らしの利用者を対象の中心として、定期面談や訪問等により、金銭・健康管理等、自立生活を維持するための「自立生活アシスタント」として 2 名（社会福祉士）の合計 10 名が配置されている。

事例の内容

1. 事例の概要

当センターの特徴の一つは 18 歳以上を対象としていることであり、そのため、高機能／アスペルガータイプの人たちによる就労に関連する内容や、就労場面での経験が来所するきっかけとなる人たちが比較的多い。

相談者との面談から、発達障害の「認識のズレや歪み」「客観視の弱さ」「イメージーションの弱さ」といった特性が就労の困難をもたらす課題の発生につながっていることが解ってきた。その課題の一つは、

「自分に適した仕事が見つからない」「働く上での自身の課題が見つからない」といった「自己理解」についてであり、二つ目は、「職場に必要なコミュニケーションができない」「職場のルール・習慣を知らない」といった「コミュニケーションの理解」についてである。これらの課題が、「働く意欲を低下させる」「苦手な領域の仕事に就き、うまく働けないことにより離転職を繰り返してしまう」「課題が見つからず、対策できないまま、問題を顕在化させる」「コミュニケーションの拙さ、不足、ズレに基づく業務上のミスやトラブル」「対人場面におけるトラブル」「自分の失敗の原因を振り返ることができず、気持ちの切り替えができない」といった事象の発生につながっている。さらにこのようなマイナスの経験は「負のスパイラル」を形成し、自分の力だけでは抜け出すことは難しい状況を形成してしまう。

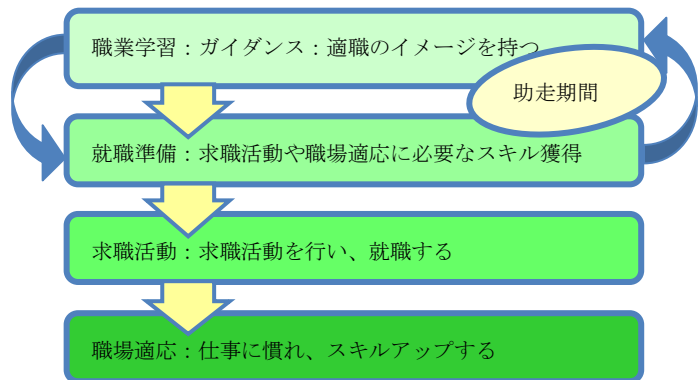
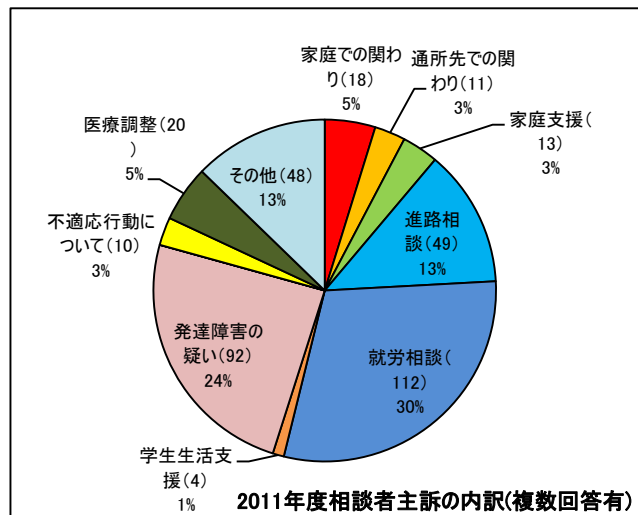
就労までのプロセスにおける個別支援の流れは右図にあるような流れでとらえている。

相談だけで就労に結びつくケースはほとんどなく、このプロセスを展開していく前提として多角度からのアセスメントを行い、本人のプロフィールを整理することが重要である。

そのためには、就労に関するチェックリスト等を用いながら、本人や家族から聞き取りを行う。例えば、「今、本人が直面している課題」の背景にある障害特性を知ることは

欠かせない。また、行動がパターン化しやすいということは、失敗もパターン化しやすいということであり、生育歴や職歴などから「誤学習」や「未学習」の経過と結果の把握に努めている。さらに、聞き取りだけではなく、実際の場面を見て「つまづき」や「必要な支援」を判断することも重要で、簡易作業や GATB や幕張版ワークサンプルなどの職業評価を行って、本人の状況を確認する。また、医療情報を聴取し、ケースによっては、本人の了解をとった上で、主治医と連絡調整を行い、心理検査の結果などの提出を求めている。この他、関係機関からの情報を収集するためケース会議を開催し、本人の行動様式や支援課題の確認などを行う。

こうしたアセスメントを通して、相談者の多くの人に「職業的な興味や経験が限定されている」



「適性や能力に合う職業のイメージが乏しい」「職業生活のイメージがない」「支援を受けずに失敗を繰り返してきた」「通常教育・高等教育の出身者が多くいる」「障害に気づいて間もない」といった傾向があることも分ってきた。

そこでプロセスの最初の段階に「職業学習・ガイダンス」としては、これまでの就労経験や実習体験等を通じて、上手に振り返りを行い、自身の得意・不得意、向き・不向き等を理解し、自分にとっての適職のイメージ、あるいは、働き方のイメージを作ることを位置づけている。しかし、相談機関においては、実際の職場を想定した幅広い職業体験を提供することに限界があることは否めない。

また、なぜ働きたいのかを明確にし、働くことへの意識づけをすること。訓練などを通じて獲得できないことが存在することや自分が活動する上で、配慮や支援が必要であることやその具体的な内容を知ることを通して、自身の障害に対する理解と受容を促し、目指す就労の在り方（方向性）について見定めていくことを目的とした。

こうした取り組みは、自身の障害に対する認識や受容の程度を高めることにもつながる。仕事をしていく上で、苦手なことに対して配慮や支援を必要とするのか、しないのか、配慮を必要とした場合の一つの手段として「障害者雇用」の存在と具体的な情報を提供していく。但し、障害者雇用の対象となるためには、手帳の取得が必要であり、プライバシーにもかかわるデリケートな問題であるため、説明の仕方によっては、拒否感につながる例も少なくない。

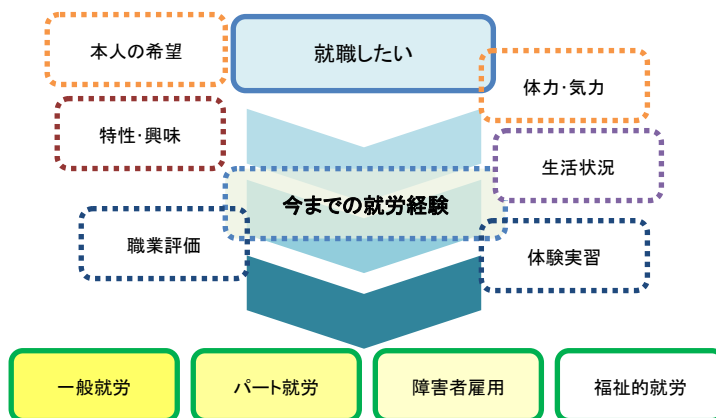
次の就職準備の段階では、具体的なスキルの獲得に向けて支援を行う。例えば、求職活動が上手く行かないケースで、その要因として、応募書類が準備できない人に対しては、履歴書や職務経歴書の記入方法を、面接での受け答えに課題がある人には、採用面接の受け方を伝えて実際に取り組んでもらう。指示や対人場面の意味を取り違えることが多い人や支援依頼ができないような社会的場面やコミュニケーションが苦手な人には、状況理解と適切な振る舞い方を覚えてもらえるように、修正が受け入れられるように取り組みをしてもらう。不適応経験が多くネガティブ思考の人には、ストレスやフラストレーションのコントロールといったことなどに関して、余暇活動のレパトリーを広げるなどして気分の切り替えの仕方、新たな過ごし方の学習を促している。

就労を達成することや職場で適応していくためには、最初の、適職のイメージ作りや自己管理の力を知る「職業・ガイダンス」の段階と、求職活動に必要なスキル、職場適応に必要なスキルなど「スキル獲得に向けての支援」の段階が重要な要素となっている。

これまでの当センターにおける就労支援の取組から、以下の4点が課題として上げられる。

①社会資源の薄さ：

現在、障害者の就労支援については、就労移行支援業所は有効な社会資源であるが、当センターの相談者の中には高機能や高学歴であったり、診断後間もない状況にあるために、障害福祉サービスの利用に違和感や抵抗感がある人は少なくないため、十分にその機能を利用しきれていない。そうした対象者にとって活用しやすい仕組みと資源の開発が求められている



る。

②足枷となっている制度の利用要件：

支援は、本来「必要な人に、必要な場で、必要な支援を」であるべきだが、専門的な支援を希望しても、利用のための要件が足枷となってしまっているケースは少なくない。診断があれば、手帳がなくても利用可能な支援や社会資源がある一方で、障害者手帳の取得や区分認定を受けていなければ利用できない支援や社会資源も存在する。就労支援の現場はある意味生き物であり、「タイミング」という要素で成否が左右されることも少なくない。一定の基準も必要であるが、タイムリーに機能させられる制度であることが望まれる。

③企業への普及・啓発が必要

障害者の雇用対策は進み、法定雇用率も引き上げられる状況となってきているが、発達障害者を雇用する企業はまだ多くはなく、結果的に企業側にも成功イメージがないのが現状である。また、企業側がイメージしている障害者も身体障害者や知的障害者であることが多く、発達障害者を想定した障害者求人は少ない。また、発達障害者に適した職種の求人も少なく、本人たちにとっては、非常に限られた選択肢から選ばざるを得ない状況があるため、中には、障害者向けの専門支援を選択できない状況となっていることもあり、企業開拓の必要性は高い。

④相談支援の限界：

相談者の中には、高機能や高学歴の人たちであっても、コミュニケーションや想像力に頼らざるを得ない「相談支援」という方法や場面に馴染まない、あるいは、苦手とする人が存在する。こうした人たちに対しては、当センター1 か所で解決できるものではない関係機関などの協力を仰ぎ、実習の実施などの実体験による補完等の工夫やシステム開発が必要とである。

当センターのように 18 歳以上の発達障害者を支援の村象としている場合、障害について「未診断」である場合が多く、現存の制度にはすぐに乗りきれない相談者が増えてきており、そうした人たちの就労の関する課題は多岐にわたっている。そのため、横浜市では、発達障害者支援開発事業を実施し、発達障害者の就労支援を取り巻く課題とその解決策について検討を重ねてきている。

事例4. 普及・啓発

1. 名称：千葉県発達障害者支援センターCAS（社会福祉法人 菜の花会）
2. 所在地：本部：千葉県千葉市中央区亥鼻2-9-3
CAS東葛飾（分室）：千葉県我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ4階
3. 県内全域：県内にある政令市（千葉市、人口96万人）以外の県内全域を対象エリアとする。
人口は523万人（平成24年4月現在）で7障害保健福祉圏域（千葉市障害保健福祉圏域除く）、35市18町で構成されている。
本部センターにおいては県央部及び県南部の27市17町（361万人）、県北部に関してはCAS東葛飾において8市1町（162万人）を対象とする。
4. 創設：平成14年10月1日（分室設置は平成18年9月1日）
5. 職員配置：センター長（常勤1名、兼就労支援、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士）
相談支援（常勤1名、非常勤1名、教職資格（1名））
発達支援（常勤3名、非常勤2名 臨床心理士（4名）、臨床発達心理士（1名））
就労支援（常勤1名、臨床心理士）、事務職（1名 非常勤）

発達障害者支援センターの役割のひとつに幅広い普及・啓発が位置づけられている。

平成19年12月18日の国連総会において毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議され、世界各地において啓発の取り組みが行われている。ここでは、千葉県・千葉市における世界自閉症啓発デーの取り組みについて紹介する。

平成20年年度より千葉県自閉症協会・千葉市発達障害者支援センター・千葉県発達障害者支援センターCAS・の3者で「世界自閉症啓発デーちば実行委員会（実行委員長は千葉県自閉症協会会長、事務局は千葉県と千葉市のセンターが交互に担う）」を組織して啓発イベントを開催している。以下にこれまでの具体的な活動内容、課題、今後の展開等について述べる。

具体的な活動内容等

	活動	内容	
1	映画上映会	「星の国から孫ふたり」 「ぼくはうみが見たくなりました」	星の国委員会協力 千葉県自閉症協会地区 上映会への協力も
2	ロビー活動	作品展（絵画、手芸、鉄道関連） パネル（自閉症協会、センター活動紹介） 光とともにコーナー 支援グッズ紹介 キャラバン隊公演	千葉市内ビジネスセン ターQぼーるアトリウ ム内で開催 寸劇で自閉症について わかりやすく伝える
3	講演会	うすいまさと氏 トーク&ライブショー 岩手県被災地からの報告（岩手県自閉症協会） 熊本葉一氏	平成24年度からは実 施していない。街頭啓 発活動に移行

4	DVD上映	「自閉症の子どもたち」	ロビーにて毎正時
5	ミニコンサート	自閉症の方のミニフロアコンサート	ロビーにて1時間
6	チーバ君	ロビー及び駅前チラシ配布	ご当地キャラクターの活用は効果的
7	のぼり旗	40本準備して会場内に設置 (50cm×180cm)	数量的に少なくとも10本以上で効果増
8	懸垂幕	県庁(90cm×4m・2本)、各市役所(90cm×10m、90cm×4m・2市)に掲示	毎年度、設置する市町村を増やしていく
9	のぼり旗配布	県内全市町村にのぼり旗2本を配布	各市町村で保管していただき、毎年度、市役所などのロビーに設置するよう依頼文書送付
	活動	内容	
10	車内広告	千葉都市モノレール全車両(36車両)に啓発デーポスター掲示	B3版
11	ワンコインハート	啓発デーのシール(20mm×8mm)を名刺の空間に添付。名刺交換の機会に啓発が通年で行えることと、自閉症の方の工賃向上に寄与することができる。	シールを貼付は、事業所に所属する自閉症の方の作業として依頼。
12	市町村広報誌掲載	各市町村の広報誌お知らせコーナーを確認し、その掲載内容、項目、文字数に合わせて原稿を作成。担当課に電話連絡の際、原稿はできている旨を伝えるとスムーズ	市町村担当課の方のできる限り負担をかけないように掲載依頼
13	ベイエフエム	ラジオでのスポットCM	
14	ノヴェルティ配布	330mlのミネラルウォーター 啓発デー名前入りボールペン(単色) ⇒次回は3色ボールペンで検討中	ミネラルウォーターはとても効果的であった。ボトル包装にPRも必要であった。飲んだ後に手元に残らないので啓発効果が一時的なことがデメリット。ボールペンは使用していただける間は啓発効果が見込めることがメリット。
15	地域ミニコミ誌掲載	地域ローカル情報誌に記事として掲載していただくことの効果は大きい。新聞折り込みなどに啓発チラシを挟み込むとすると、1枚3円程の経費。180万部の折り込み数で経費算出すると実現は困難	全県下180万戸に手配りで配布しているミニコミ誌に掲載。

		であるが、記事として掲載していただければ高い啓発効果が得られる。掲載に向け積極的に発信して、活用を図ることが必要である。	
16	ブルーライトアップ	千葉ポートタワーブルーライトアップ	ライトアップだけでは、啓発効果は高くないと思われる。現地でのチラシ配布、ロビー展示などの活動と併せて行うことが課題。

今後に向けて

* 基本的な活動として会場内での活動も必要ではあるが、それだけでは広がりがないという課題がある。やはり来場する方の割合の多くは支援者、関係者だという現状がある。会場に来場しない方々を、どのようにして来場していただくかという視点より、こちらがその方々の所に出向いて活動するということが効果的だと考える。限られたマンパワーでの活動では、ロビー活動より駅前等の街頭でのチラシ配布に活動に重点を置くことが方向性としてはいいのではないかと考える。より一般県民・市民にどれだけ知っていただくことができるかが活動のポイントである。

新たな活動の展開について

千葉県自閉症協会、発達障害者支援センターの実行委員会組織において企画し実施する場合、実際に活動を行うのも協会の会員、センタースタッフということになる。前述した限られたマンパワーでは活動の限界がある。今後、ボランティアの活用も積極的に行っていく事が求められる。一つの方策として、主要駅での啓発チラシ配布においては、その地域にある大学（高校でも可）とコラボレートし、学生（生徒）ボランティアの活用も一つの方策である。

平成 24 年 11 月、県内大学の学園祭においてミニコンサートやキャラバン隊、チラシの配布等の啓発活動を実施した。このような企画も県内に順次拡大していければと考えている。

■ 下欄に県内保護者の啓発デーに寄せた思いを紹介する。

私は改めて感じております。世界全体を対象に、自閉症 Autism の名を冠した日が生まれたことの愛おしさを。自閉症である私たちの家族が、この地球において普遍的な存在であることを願い、尊厳を持って生きて行くことを目指す象徴の記念日であるからです。「決意や創造性、そして希望を持って毎日、自閉症に立ち向かう子どもたちと家族の勇気に、敬意を払おうではありませんか。」第一回世界自閉症啓発デーに寄せられた潘基文国連事務総長のメッセージは、私たちの歩んできた、そしてこれから歩いていく道程を、肯定してくれたものであると受け止めております。しいて言えば「自閉症に立ち向かう」というよりも「自閉症と折り合いをつけていく」のが私と家族のペースですが。

毎年巡り来る4月2日という日、地球上の多くの人々にとっては、啓発デーAwareness Day がありますが、私たちにとっては記念日 Anniversary なのです。

～県内保護者の啓発デーに寄せた思い～

事例5. 支援ネットワークの構築

1. 名称：大分県発達障がい者支援センターECOAL
2. 所在地：879-7302 大分県豊後大野市犬飼町久原 1863-8
3. 設置日：平成 17 年 2 月 1 日
4. 職員配置：4 名
5. 領域：大分県全域
6. HP：<http://www.ecoal.info/>
7. 運営方針

① 総合的な相談支援と支援体制の整備

発達障がい者や家族、支援者等からの多様な相談に応じるとともに、関係諸機関との連携を深めることにより、発達障がい者が地域生活をおくるために適切なサービスの利用や社会資源の活用を促し、安心して暮らすことのできる体制づくりを目指す。

② 専門的支援の実施

関係諸機関が発達障がい者の発達段階やニーズに基づいた支援プログラムを提供できるよう、アセスメント情報や支援モデルの開発と実施に取り組む。

③ 普及啓発活動及び、人材育成

発達障がい者及び家族、医療、保健、福祉、教育等の業務に携わる者や関係諸機関、民間団体、ボランティアに従事する者から一般市民に対して、発達障がいの理解を促す普及啓発を行うとともに、発達障がい者の地域生活支援の軸となる人材を育成する。

④ 地域支援ネットワークの構築

発達障がい者支援センター連絡協議会の構成メンバーを始めとする関係諸機関及び民間団体との連携を深め、地域におけるさまざまな社会資源との調整や支援ネットワークの構築を目指す。

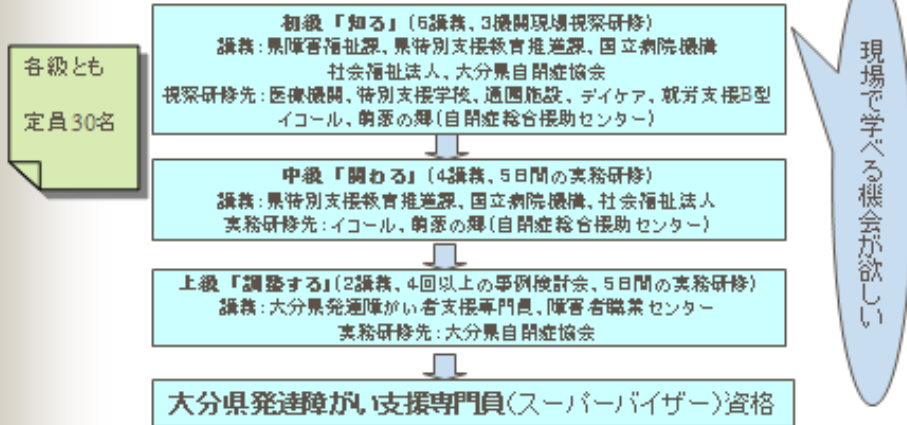
平成 17 年に施行された「発達障害者支援法」の中で、実践的裏付けのある情報をつなぎ合わせ、広い視野で相談に応じられる専門家を各地域や各領域の中で育てていく仕組みづくりと、専門機関の連携体制を整えることが国及び地方公共団体の責務として謳われ、その研修運営や情報提供・連絡調整を果たしていくことが発達障害者支援センターの役割として明示された。大分県では、平成 3 年から自閉症の専門的な相談や療育支援に携り、平成 14 年から大分県からの委託で自閉症に関する専門的な相談や研修会を行ってきた社会福祉法人萌葱の郷めぶき園が発達障害者支援センター（以下、当センターと記す）の委託を受け、平成 17 年から運営している。

開所当初から支援センターに寄せられた相談や事例は個別的で多岐にわたり、深刻な例も少なくなかった。そして、その原因として発達障がいの特性に対する無理解のもとで本人や家族が孤立化している例が多くみられたことから、個々のライフステージを通じて適切な支援を見通して実践・検証を行うことのできる実践家の確保と、当事者やその家族、支援者が孤立しないように関係機関が連携することが期待された。そのため、当センターでは、これを最重要課題として位置付け、大分県の発達障がいに関する専門機関で構成された大分県発達障がい者支援センター連絡協議会（以下、連絡協議会と記す）において平成 17 年度から検討をすすめ、連絡協議会が実施主体となって、実践家を育てる仕組みと専門家と専門家、専門家と保護者や本人がつながりやすくなるシステムの確立を目指した「大分県発達障がい者支援専門員養成研修」を平成 18 年からスタートさせた（図 1）。

大分県発達障がい者支援専門員養成研修

【目的】 この研修は実践現場で発達障がい児(者)の医療・保健・福祉・教育・労働の各分野において支援を行っているスペシャリストの方々に対して、**3年の研修期間**を経ることで発達障がい児(者)のライフステージを見通した相談やコンサルテーション、支援計画を作成できるゼネラリストの養成を目指しています。

【実施主体】 **大分県発達障がい者支援センター連絡協議会**



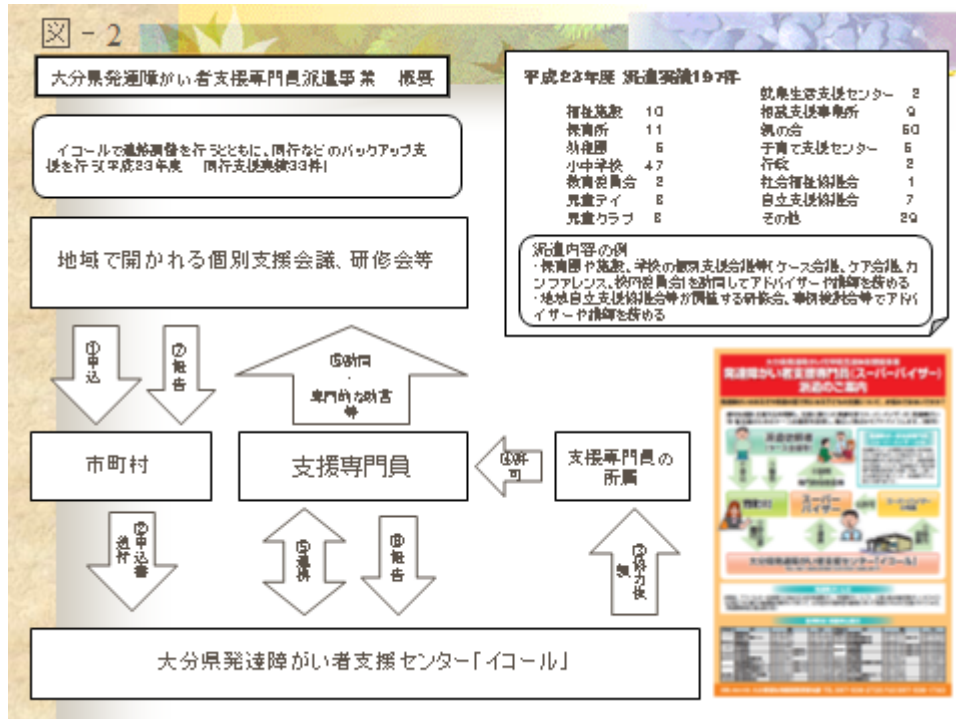
各機関のスペシャリストの方に対して、情報の共有化とネットワークの構築を推進する

本研修会は、藩を問わずに参加者を募集した神戸海軍塾のように、参加する方々の職種を問わず、お互いが自分の専門領域外のことを学びあう姿勢で臨むことを重んじているため、早期療育から就労・生活支援まで幅広い業種の方に参加していただくことができるとともに、連絡協議会を実施主体としていることから、医療・教育・福祉・行政・労働・保護者会のエキスパートによる講座の他、各関係機関の現場を視察したり、実地を伴う研修を織り込むこともできている。具体的には、初級では、「知る」ことを目的に各現場を視察できる研修内容を、そして中級では「関わる」ことを目的に現場でスーパーバイズを受けられる実地研修を取り入れ、上級においては、事例検討会や保護者会への定例会などに参加しながら、支援計画を作成したり、相談に応じたりするスキルを身に付けることを目指している。

本研修会は、座学のみではなく、幼児から成人期までの発達障がい児・者に実際に関わり、各専門機関のエキスパートからスーパーバイズを受けられることを特色としているが、その反面、視察や実地研修先に負担がかかるとともに、内容が非常に多岐に渡り、年間で約100日程度開催されているプログラムの中から約4分の1となる25日間を3年かけて受けるといった強硬なスケジュールでもあるため、手厚くフォローできるように初級の募集定員を30名に限定している。研修を受ける方々が関係諸機関に所属しているため、仕事の都合上、留年したり、継続しにくくなってしまう方もいたが、平成24年度の第4期生までに合計105名の方が修了しており、年々、受講希望者とその所属機関が拡大してきているとともに、大分県内の人材として期待も高まりつつあることから、平成21年度からは定員の4倍を超える応募者の中から連絡協議会が選考するようになってきている。

本研修会のプログラムをすべて受けられた修了者は、4月初旬に開催される大分県自閉症啓発デーの中で認定を受け、平成21年度から県の委託事業である「大分県発達障がい者支援専門員派遣事業」(図2)を通して、大分県内の各関係機関における、発達障がい児・者の支援に関する個別支援会議やケース検討会などを開催する際の助言者、あるいは研修会の講師などを務めている。

ただいており、平成 24 年度からは 5 歳児健診や特別支援教育の専門家チームなどにも派遣するなど、大分県における専門的な位置づけとして役割も広がりつつある。また、各市町村の相談支援専門員や児童発達支援センター、就業・生活支援センターの相談員の方々にも研修を受けていただけているため、保育所等訪問支援事業をはじめとする様々な相談支援事業においては、発達障がいに関するバックアップ機関として支援センターの役割を明確に位置付けることもできている。



更には、継続研修や情報伝達を目的とする「大分県発達障がい者支援専門員の会」が自主的に運営されるようになり、総会をはじめ、圏域における連絡会や自立支援協議会と連動した相談会を開催するとともに、それらの取り組みについても講演会や連絡協議会の中で報告していただくことができしており、直接支援に関しても、保護者や当事者による定例会に専門員に参加してもらうことで、関係諸機関につながりやすくなった。

こうした専門員の活動に合わせて、各専門機関が連携していくための共通ツールとして、連絡協議会にて創作した「発達支援ファイル」(図 3) の活用を普及するとともに、それに併せて、日常生活における配慮のみならず、災害時における支援の連絡調整を行うことを目指した「発達支援登録証」(図 4) を発行するなど、大分県内における発達障がい児者の支援体制を具体的に展開できつつある。これらの要因には、各方面からのニーズやご協力があったことはもちろんではあるが、平成 18 年度に大分県が発達障がい者支援体制整備事業の一環として、大分県の発達障がいに関する実態調査が行なわれ、その結果に基づいて平成 19 年度に「大分県発達障がい者支援体制整備基本方針」を策定したことが大きな後押しとなっている。また、1 つの理論や方法論に偏ったり、当支援センターが単独で企画・運営する形をとるのではなく、支援センターを関係諸機関との連絡調整役と位置付け、連絡協議会を中心に様々な意見を取り入れて支援体制の検討をすすめたことが関係諸機関との協働作業にもつながり、ネットワークを発展することができたものと考えられる。

図 - 3

発達支援ファイル表紙

発達支援
ファイル

大分県発達障がい者支援センター 連絡協議会
大分県発

私の知っていることに目をつけてください

①記入のお願い
●記入の時は、ゆっくりと丁寧に記入してください。
●ここでは、発達障害の診断書や検査結果証明書、診断書、医師の診断書などがない場合は、自己申告でも構いません。
●一度記入した情報は、変更はできません。一つずつ記入してください。

②記入のお願い
●住所を大きく書いてください。
→〒と〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番地
●記入の時は、ゆっくりと丁寧に記入してください。
→住所の間違いを防ぐためです。

大分県発達障がい者支援センター 連絡協議会

周知・配布方法

①連絡協議会や支援専門員等を通じて配布
②HPからのダウンロード(www.ecoal.info)

図 - 4

発達支援登録証(大分県)

- 地域生活をおくる中で、発達の特異性に対する配慮や支援に関する情報提供を行うことや、災害時に特別な配慮や情報の伝達をスムーズに行うことを目指し、診断書、もしくは検査結果証明書に基いて大分県発達障がい者支援センターが希望者に発行する

発達支援登録証

登録番号

大分県発達障がい者支援センター
ECOAL

私の知っていることに目をつけてください

氏名

住所

生年月日: 年 月 日(男/女)

大分県発達障がい者支援センター
〒870-0122
大分県大分市東大分1-1-1
大分県発達障がい者支援センター
TEL: 097-990-9380

- 大分県発達障がい者支援センター連絡協議会場で承認を受け、平成22年6月1日から実施

このように、当センターでは開設当初より、公的な立場で発達障がいに関する専門的な見立てを行なえる専門家を養成するとともに、研修の修了者を位置付けて活用するといった、支援者の構造化(図5)をすすめてきたが、これからも、連絡協議会を軸としながら、当事者の会、保護者の会、支援者の会へのバックアップと活用、連絡調整に努めていくことで、発達障がい者支援に対するネットワークの開発・維持・発展を行い、障がいに苦しむ人が減ることに貢献できるよう、支援センターの役割を特化させていきたいと考えている。

図 - 5

平成24年度
発達障がい者支援専門員の分布図

圏域別人数
〔支援機関の名称〕

平成21年度	17名
平成22年度	29名
平成23年度	33名
平成24年度	26名
合計	105名

所属機関例(平成24年度現在)

社会福祉事業団、保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・通学指導教室・特別支援学校、市相談支援専門員・児童家庭課・子育て支援課・保健所、児童クラブ、児童通園・児童デイ・児童入所・者入所・生活介護・就労支援・居宅介護事業所、地域生活支援センター、社会福祉士事務所、国立病院機構、診療所、精神科クリニック・デイケア、県障害福祉課・市保健所・知的障害者更生相談所・公共職業安定所・就業生活支援センター・児童相談所・私立高校・大学・大学付属特別支援学校・株式会社etc



事例6. 市町村へのサポート

1. 名称：おかやま発達障害者支援センター
2. 所在地：703-8555 岡山県岡山市北区祇園 866
3. 設置日：2002年10月1日（*県北支所設置は、2008年6月27日）
4. 職員配置：8名（アドバイザー1名）
5. 領域と圏域；岡山県全域

おかやま発達障害者支援センター（以下、県センター）は、岡山県より社会福祉法人旭川荘が受託し、児童精神科外来をもつ旭川荘療育・医療センターに附置されている。

県センターの支援圏域は、岡山県全域であり、人口193万人（2012年9月1日現在）で、3つの福祉圏域、5つの保健圏域、27市町村で構成されている。人口分布は、県南部の岡山市（70万人*1）、倉敷市（47万人）、県北部の津山市（10万人）を除いて、24市町村が人口7万人以下（11市町村が過疎地域指定）である。こうした人口分布の偏りによって地域の課題も異なり、本所が担当する県南部は、発達障害専門の医療機関や乳幼児期を対象にした療育機関などの支援機関が集中しているものの、質の高いサービスを過不足なく提供していくことが課題となっている。その一方で、県北支所が担当する県北部では、数少ない資源をいかに活用して支援を届けていくかが課題となっている。

市町村へのサポート

<はじめに>

岡山県における市町村へのサポートの特徴のひとつは、県単事業の『市町村発達障害者支援体制整備事業（県1/2、市町村1/2 県の3年補助、それ以降は市町村単独事業に移行）』を実施していることである。この事業は、2006年より始まり、市町村において発達障害者支援の総合的な支援の拠点となる発達障害者支援コーディネーター（以下、市町村 Co.）を設置することができる。市町村 Co.には、発達障害のある人に関する様々な相談への対応（相談支援）をおこなうこと、また、相談支援を通して、市町村内の課題を整理（アセスメント）し、保健、子育て、教育、福祉などの各課で共有し、課題解決に向けた取り組みを提案することなどが求められている。

また、2008年に県と県センターが『市町村体制評価・調査事業』を活用して、岡山市を除く26市町村を対象にして紙面調査を実施した。その結果、多くの市町村において、保健、子育て、教育、福祉等の各課の取り組みを共有する機会がないこと、それに伴ってライフステージを通じた体制づくりを検討しづらいことが明らかになった。また、県と県センターには、市町村内でライフステージを通じた体制づくりを検討する機会を設置するサポート、社会資源をコーディネーターして支援を提供する人材の育成や体制構築の中核を担う人材の育成が求められていた。

これらの結果を受けて、県センターは、コーディネーターと体制構築の中核である市町村 Co.を設置（県単事業を実施）している市町村と、それ以外の市町村に対して、それぞれサポートをおこなってきている。ここでは、市町村へのサポートの経過と今後の課題について報告する。

なお、サポートした市町村の推移は Tab.1 に示す通りである。

Tab.1 サポートをおこなった市町村数の推移

2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
9 (4)	14 (5)	16 (9)	25 (11)	16 (14)
()内は市町村Co.を設置している市町村数				

<市町村 Co.を設置していない市町村へのサポート>

県センターでは、2008年から2012年まで（2008・2009年は市町村支援体制サポート事業を活用）、市町村 Co.が設置されていない市町村を対象にサポートを実施している。サポートのプロセスは共通しており、①市町村内の保健、子育て、教育、福祉の各課（もしくは係）が一堂に会する場を設定し、「発達障害者支援」を切り口にして各課の取り組みを共有する、②県センター業務からみえた課題を伝達しながら、市町村内の課題を抽出する、③課題解決にむけて具体的なサポートの内容を決定する、であった。下記は、人口10万人、5万人、1万人の市町村を対象におこなったサポートの具体的な流れである。

- ①市町村内の各課が集う場を設定し、乳幼児健診から就学までの社会資源と流れを図式化した。その後、「乳幼児健診で要支援の児の数」、「要観察児教室、発達支援事業、総合検診などを利用する児の数やその年齢」、「診断を受けた児の数」などを後方視的に調査した。
- ②『母子保健事業の情報が園支援に活かされていない』『就学指導委員会の対象にならない児の情報共有がなされていない』といった課題を保健、子育て、教育、福祉の担当課が共有した。
- ③巡回相談の対象となる児の選定基準（優先順位）の改訂、保育士の見立て揃えのための研修の実施など、現行の巡回相談事業の見直しに関与した。

<市町村 Co.を設置している市町村へのサポート>

2006年の事業の開始以降、市町村 Co.の設置は毎年増加している。2011年に市町村担当課を対象に調査をおこなった結果、発達障害のある人の個別のニーズに丁寧に応えられる身近な窓口が設置されたこと、市町村内の各課が横断的に課題を検討するキーパーソンができたことが市町村 Co.設置の効果として確認された。その一方で、市町村 Co.の運営主体（市町村直営、法人委託）が異なること、原則1名配置（専任）であること、職域が療育経験者、教員経験者など多様であることから、市町村の独自性ある取り組みが増え、地域格差が指摘されるようになった。

そこで、県と県センターは、2008年より発達障害者支援関係者連絡会議を立ち上げ、県センターと市町村 Co.の現状を共有し、市町村の独自性を尊重しつつ、県全体の課題を検討するために意見交換している。県センターは、この会議を通して、市町村 Co.に共通して必要な以下の3つの機能が整理できたと考えている。

- ①市町村内の多様な立場（ご本人、ご家族、支援者など）から持ち込まれる多様な相談から課題を整理（アセスメント）すること
- ②直接的に介入（個別支援計画の作成と実行のためのコーディネート、コンサルテーション、人材育成研修など）をおこなうこと
- ③個別ニーズへの対応の積み重ねから抽出された課題を市町村内の各課で共有し、解決策を立案すること

このように、市町村 Co.は、身近な、敷居の低い相談窓口であり、かつ専門性のある対応をおこなうこと、さらに、市町村における仕組みづくりの拠点になることが求められている。また、

県センターは、市町村 Co.の個別性に応じて、サポートをおこなっていくことが求められている。

<今後の課題>

前述した通り、岡山県内の市町村の人口規模や社会資源の数は多様であり、おのずと目指すべき市町村の体制も異なっている。そのため、県センターでは、市町村に対して発達障害者支援の体制をキーワードに実態調査をおこない、市町村の個別の課題を抽出することに努めた。

市町村 Co.が設置されていない市町村へは、市町村支援体制サポート事業をきっかけにして、各課横断的な検討組織を立ち上げ、市町村の現行の取り組みを共有、見直しをおこなった。県センターは、市町村内の現状から、どのような課題を抽出するのかを模索し、解決策を担当課と共に検討した。また、市町村 Co.が設置されている市町村へのサポートは、発達障害者支援センター運営事業の中で、県センターと市町村 Co.との連絡会を開催し、2012年には訪問ヒアリングをおこなった。この結果、市町村内の現状と課題を整理することを通して、県センターがサポートすべき具体的な内容が明らかになってきた。

- ・ A 市 (6 万人)、B 市 (3 万人) : 保育士、幼稚園教諭のリーダー養成研修の企画立案と運営協力
- ・ C 市 (4 万人)、D 町 (1 万人) : 行政と親の会の協働実施による家族支援プログラムの企画協力
- ・ E 市 (5 万人) : 市単で実施している発達支援事業の効果検証
- ・ F 市 (3 万人)、G 町 (2 万人) : 各課横断的な発達障害者支援検討会議へのアドバイザー参加

今後も、市町村ごとの支援体制の目指すべき方向を模索しつつ、より早期から子どもと家族の個別ニーズを把握し、日常の子育て支援から専門的な療育サービスといった幅広いニーズに対応し、スムーズな就学や特別支援教育に移行していく『体制作りをサポートしていくこと』が県センターに求められている。

一方で、市町村内の発達障害のある人一人ひとりのニーズに応じて、社会資源をコーディネートしながら、必要な支援を届けるといった『直接的な支援』を担う市町村 Co.をサポートしていくことも県センターに求められているといえる。特に、県センターの直接相談の対象となっている、成人期 (19 歳以上) になり初めて診断をうけた知的障害を伴わない自閉症スペクトラム障害のある人への支援である。具体的には、大学や短期大学等を卒業した後に、一旦就職するが、継続に至らず、精神科を受診している人たちであり、「就労相談」を希望して介入が始まるが、解決すべき生活課題は多い。今後は、これらの人たちへの直接的な支援を市町村 Co.が担うことが予想され、県センターと市町村 Co.の日々の相談業務における協働事例を積み重ねながら、青年期、成人期の相談支援体制の構築を検討していくことが必要である。

また、岡山県では、2011 年に実施した「発達障害のある人の実態調査」の結果からも、青年・成人期支援の体制整備の課題が明らかになった。それは、自立支援、就労支援の機関が提供するサービスの質の保障、既存の就労支援機関によるサービスをうけるまでの準備の場の不足、高校・大学等の高等教育の場における 1 人ひとりのニーズに応じた進学・就労への移行支援の充実である。これらの課題解決についても、県センターと市町村 Co.と協働して取り組む必要がある。

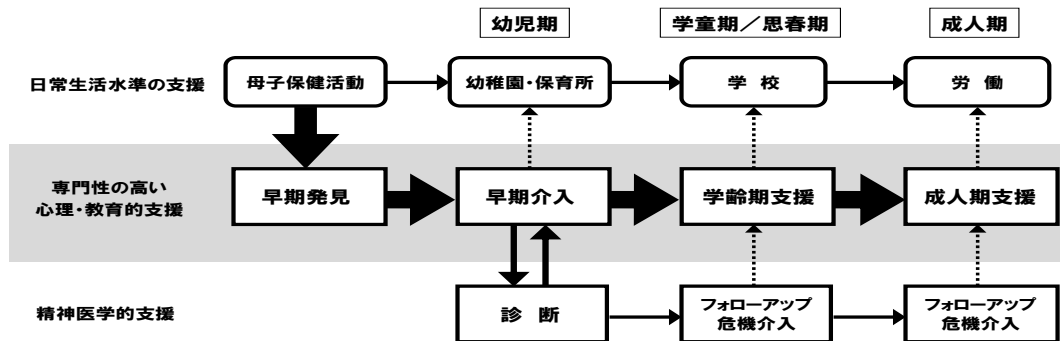
*1 岡山市の政令市移行に伴い、2011 年 11 月より「岡山市発達障害者支援センターひかりんく」が設置されている。

事例7. 困難事例への専門的支援

I 施設沿革

1. 名称：山梨県立こころの発達総合支援センター
2. 所在地：山梨県甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ
3. 県内全域を管轄している

山梨県における発達障害支援システム図



発達障害児・者支援システムの骨格

4. 平成18年4月1日、山梨県障害者相談所内に発達障害者支援センターが開所。
平成22年4月1日、山梨県中央児童相談所内の子どもメンタルクリニックと合併して、山梨県立こころの発達総合支援センターが開所。
5. 職員配置：所長（精神科医）、次長（ケースワーカー）
子どものこころスタッフ：医長（精神科医）、保健師、作業療法士、精神保健福祉士、ケースワーカー（各1人）、心理士（2人）、医療事務（2人）
発達支援スタッフ：保健師（1人）、ケースワーカー（3人）、心理士（5人）

II ひきこもり支援について

1. はじめに

当センターでは、前身である発達障害者支援センターの頃から、思春期・成人期のひきこもり状況にある事例に対して根気強い個別支援や集団支援を経て、就労支援機関との協働により社会参加を果たした事例を体験してきた。現在では、地域の相談支援事業所等への技術支援を行うことや、協働することで実践の積み重ねをしている。

ここでは、ひきこもり事例に対する支援について、支援過程の各段階における留意事項と発達障害者支援センターである当センターが担う役割について述べる。

2. ひきこもり事例に対する支援過程と当センターの担う役割

①ひきこもり支援の4段階

ひきこもり事例が社会参加に向かえるためには、第1段階：本人が支援機関に来談するまでの

土台づくり、第2段階：本人が安心できる面接構造の確立とアセスメント、第3段階：対人交流の拡大を意図した集団体験、第4段階：障害特性の理解と社会参加の試行、の4段階を確実にたどることが重要である。

②発達障害者支援センターが担う役割

当センターの各段階における役割のモデルを示す。

1) 第1段階：本人が支援機関に来談するまでの土台づくり

当センターには、家族が発達障害の専門相談を希望して直接来談される場合と、家族相談を担当している支援者から、コンサルテーションを求めてくる場合とがある。

家族相談では、本人の発達像のアセスメントを進めることと相談への導入について心理教育していく。ひきこもりが長期化しており、家族相談では本人の来所が困難と判断した場合には、家庭訪問なども含めた支援の展開のために地域の相談支援事業所などに協働を依頼し、機関への間接支援を同時に行うことがある。

家族相談を担当している支援者への間接的支援の場合は、本人自身が『頑張ってもうまくいかないことがあって困っている』と思える段階までの支援を依頼し、その後で紹介を受けている。発達障害に関する相談への導入が困難な場合は、ひきこもり相談として、精神保健福祉センターや若者サポートステーションでの相談を経てから紹介を受けることになる。その際、相談機関へのつなぎ方や本人への説明の仕方などに対して助言している。

〈支援ポイント〉

①家族支援では、家族のエンパワーメントと間接的に本人に働きかける工夫が必要。

②間接支援では、家族と本人のアセスメントの視点と支援ポイントを助言する。

2) 第2段階：本人が安心できる面接構造の確立とアセスメント

この段階では、家族相談を経て本人が来談してからの直接支援を担う場合と市町村や相談支援事業所が行う支援に対する間接支援を担当する場合とがある。

ひきこもり支援では、面接の中断が生じやすいため、相談関係を続けられる面接の工夫とアセスメントが特に重要である。本人が安心して語れる面接構造が確立することで、対人交流が促進され、うまくいかない理由を見つめることが可能になってくる。

〈支援ポイント〉

①本人の興味や意向に添う形での関わりの配慮をし、面接を続けられる工夫が必要。

②対人交流様式認知面などの本人像のアセスメントをすすめる。

3) 第3段階：対人交流の拡大を意図した集団体験

当センターでは、成人期のひきこもり状況にある人のグループワークを実施している。安定した個別面接を基盤にして、対人交流を広げる試みとしてのグループ活動への導入段階である。安心できる集団に参加することで居場所をもてること、活動の役割を担うことで自信を回復することができる。この段階になると本人が、ひきこもらなければならない理由について語れるようになってくる。

間接支援の場合にも、集団活動への参加を勧めており、地域活動支援センターやデイケアなどを利用している。集団への参加と併行して個別心理療法的アプローチが不可欠な段階である。

〈支援のポイント〉

①新たな取り組みには、本人の不安を軽減させるための環境設定やフォローが重要。

②本人自身が、ひきこもらなければならない理由を了解していく過程を支える。

③他者に相談することでどうにかなるという体験を重ねていくことで、支援されることを受け

入れられることが必要である。

4) 第4段階：発達特性の理解と社会参加の試行

この段階では、発達障害の診断を受けて、自分自身の発達の特性や障害を受容していくようになる。当センターでは、診療機能も有しているため、この段階で紹介される事例もある。本人が、障害者としての支援を受け入れられると、就労支援機関と連携・協働していくことになる。当センターでは、本人の障害の理解や受容していく過程を支える個別支援を行いながら、本人の職業準備段階を評価して就労支援機関にタイミングを見てつないでいる。障害者職業センターでの職業評価や職業準備支援などに参加していく中で、自身の障害理解や受容がすすむことが多い。就労支援機関による専門的な就労支援と併行して、定期的に個別・集団支援でフォローアップしていく。直接・間接支援の場合でも、当センターでは就労支援の展開についてモニターしていく役割を担うことになる。

〈支援のポイント〉

- ①発達特性の理解を深めることと、生じやすい混乱に対する具体的な対処方法を身につけられることが必要。
- ②主体的に支援が求められるスキルアップが目標となる。

3. まとめ

発達障害のある人が支援を受けることなく、辛い体験を重ねたことから生じているひきこもり事例では、まず安心できる対人交流が必要であり、その中で自信を回復して自分自身の辛さや困難さについて向き合えるようになってくる。支援を受けることで『自分にもできる』体験を積むことで、支援を受け入れられるようになり、自ら支援を求められるようになってくる。ひきこもり状況にある事例では、支援を自ら求めていけることが安定した社会参加を果たす鍵となる。こうした支援は、根気強く関わる必要があるとあり、適切なアセスメントに基づいたケースマネジメントにより確実に進んでいくと考える。

発達障害者支援センターには、発達障害を背景にもつひきこもり事例に対する支援技術を集積し、地域の支援者に技術支援することや、関係機関と連携・協働して支援展開をモニターしていく役割が求められている。

事例 8. 家族支援

1. 名称：ひょうご発達障害者支援センター
(社会福祉法人 あかりの家)
2. 所在地：兵庫県高砂市北浜町北脇 519
3. 県内全域：センターは全県域に対する支援体制の整備や研修等を実施。県内に 5ヶ所のランチが設置されており、センターを含む 6ヶ所で地域割りをを行い、相談支援等を行っている。
4. 創設：平成 15 年 12 月 1 日
5. 職員配置：センター長、就労支援員（常勤 教職資格）、相談支援員（常勤 1 名 臨床心理士）発達支援員（常勤 2 名：臨床心理士、保育士、特別支援教育士）の計 4 名。ランチは 1ヶ所に相談支援員、発達支援員を各 1 名ずつ配置。

家庭療育支援講座の実施と市町への普及概要

センター開設当初、多くの療育支援へのニーズに対して、4名のスタッフでは対応が難しい状況があり、より効果的かつ効率的な家庭療育への支援が求められるようになった。そうした中、「家庭療育支援講座」を実施することとなった。

「家庭療育支援講座」は、井上雅彦先生（鳥取大学教授）が作成したプログラムを参考に、講義とグループ演習を一日のプログラムとして行う親支援プログラムである。講義は、応用行動分析学に基づいた内容で、子ども行動の理解の仕方やほめ方しかり方などをテーマにして行い、グループ演習は、家庭で取り組む課題を設定し、実際の家庭での取り組みの記録をつけてもらい、それを持ち寄り話し合いを行う。（図 1 「家庭療育支援講座プログラム内容」参照）

平成 16 年より県内 6ヶ所の発達障害の子どもを持つ親の会で講座を実施した。実施の結果、参加者から高い満足度が得られたが、発達障害者支援センターのスタッフのみで講座を行っていくことは、実施できる箇所にも限界があり、地域で継続的に実施できる人材養成が課題となった。

そこで、①市町で継続実施及び 3 年間での単独実施、②保健師等のスタッフが継続的に参加可能であることを条件に市町保健センターを主な対象として公募を行い、実施する機関に対し、発達障害者支援センターのスタッフがコンサルテーションとして、講義やワークの進め方、保護者への配慮点などを助言した。

また、講座を実施するためのスタッフマニュアル（図 2 「スタッフマニュアル」参照）を作成し、年度当初に開催地域のスタッフを集め、講座の概要や実施機関の実施報告、グループワークの疑似体験などを内容とした県下の全実施機関を対象とした事前研修会を行った。また普及啓発リーフレットを作成、市町での活用を促した。（図 3 「普及啓発リーフレット」）講座実施中は、毎回、事前・事後にミーティングを行い、環境設定、ワークの進め方への助言、ケース検討などを通して職員への研修を行った。

経過

- 平成 18 年 公募を開始し、保健センター、保健所での講座開始
- 平成 19 年 ・支援者の育成をめざして研修会を実施

- 平成 20 年
 - ・市町での単独開催始まる
 - ・市町での単独開催が 5 か所に広がる
 - ・講義マニュアルの活用
 - ・他機関での開催と県下への広がり
(子育て支援センター、特別支援学校 など)
- 平成 22 年
 - ・県からのバックアップにて公募
(障害福祉課からの周知)
 - ・県「ひょうご障害福祉プラン」に「ペアレントトレーニングの普及」が記載される。
 - ・県内の全実施機関への研修
- 平成 24 年
 - ・市町での実施が 16 箇所になる。

課題

1) 養成した職員の異動による再支援の必要性

市町保健センターで主に実施しているが、養成した職員の異動があり、講座を中心に担っていた職員の異動があると、継続実施と質の維持が難しい機関が出てきている。原則、3 年間での市町単独開催を目的に発達障害者支援センターがコンサルテーションをしているが、3 年間終了後に、再度支援の要請が入ることも増えてきている。

2) 地域早期支援体制システムとしての講座の定着と事業化

各市町の早期支援のシステムとして、健診後に育児教室や親子教室による支援が行われる。この中に、家庭療育支援講座が組みこまれ、市町の早期支援体制システムとして実施が定着されることが望ましいと考える。しかし、健診後の流れが市町により異なり、ニーズが多様化しているために発達障害への取り組みが遅れがちになっている。また、市町での事業化が難しいため、先進市町の取り組みを研修会で周知を図るなどはたらきかけを行っている。

プログラム内容

回数	テーマ	内容	グループ演習 ホームワーク(★)
1	オリエンテーション 「サポートブックを作ろう」 (サポートファイル)	自己紹介 サポートブック作成	事前記入したサポートブックを持ち寄って見せ合い、互いの感想を述べ合う
2	「子どもの行動を理解しよう」 「目標設定のしかた」	行動のとらえ方 目標設定シートの説明	二人一組で、「ほめる」体験ワークを行う 「目標設定シート」の見本と記入用紙を配布、家庭で取り組む課題を決定する (★)家庭で「いっぱいほめようシート」に取り組む
3	「関わり方の工夫を考える」 「てつづき作成表を作ろう」	環境設定のしかた てつづき作成表の説明 記録用紙の説明	「いっぱいほめようシート」に取り組んだ感想を発表 家庭で取り組む課題の具体的な手立てを「てつづき作成表」に記入、グループで話し合う (★)次回まで家庭で課題に取り組み「記録用紙」に記入
4	「ほめ方・しかり方を考える」 「記録の「見直し」	問題行動のとらえ方 記録の見方	「記録用紙」をもとに、取り組んだ課題について話し合う (★)見直した「てつづき作成表」をもとに、次回まで約2週間、家庭で課題に取り組み、「記録用紙」に記入
5	市町機関のスタッフが企画した内容	先輩の体験談 地域別グループワークなど	「記録用紙」をもとに、取り組んだ課題について話し合う 企画は、市町機関スタッフが進行を行う
6	まとめ サポートブック作成 (サポートファイル)	感想 修了証 アンケート	加筆修正したサポートブックを互いに持ち寄り、感想を述べ合う 全体で講座の振り返りを行い、感想を述べ合う

図1 「家庭療育支援講座プログラム内容」

グループワークのすすめ方④ 「記録の見直し」

ワーク内容	留意のポイント	時間配分
<p>【記録をもとにかかわりを振り返る】</p> <p>① てつづき作成表、記録用紙を手元に出してもらい、2週間の取り組みの様子をたずねていく</p> <p>② グループの様子に応じて、書いたものを見せ合ったり、気づいた点などを発言してもらう</p> <p>③ 新しいてつづき作成表を書く作業や、保護者同士の意見交換（5～10分）</p> <p>【まとめ】</p> <p>①クローバーからコメント</p>	<p>聴き取りのポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> * うまくいったこと、うれしかったことは？ * うまくいかなかった、気になったことは？ * 何かほかに工夫できそうなことは？ * 子どもの表情や行動に変化は？ * 保護者の気持ちやかわりに変化は？ <p>* 保護者の発言に対して、良い点を見つけ、共通点や全体で共有できるような課題点など、司会者が気づいたことをコメントする</p> <p>* 昨年度の参加者のエピソードなどを伝える</p> <p>* 必要に応じて要フォローの保護者に声かけ（要フォローの保護者が他の保護者と意見交換をしている場合は見守るのもよい）</p>	30分
	<ul style="list-style-type: none"> 全員が今日の内容を意識付けできるようにコメントし、次回の動機付けを行う 	5分
<p>※ 講座終了後、グループ演習で気になった保護者のフォローを適宜行う</p> <p>※ 見学等で参加した関係機関支援者に参加してみても感想を簡単に聞いておく</p>		
<p>こんなことがありました（実例集）</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の人の意見を聞いて「もっとやらなければ」「自分ではできていない」と思って焦る 課題設定の中の行動の流れが複雑すぎてうまくいかなかった 記録用紙を持ってくるのを忘れた 自分の考えを子どもに押し通そうとしてしまう（ほめることもできない） 		
<p>スタッフが良い点を認め、励ました</p> <p>保護者自身が気付くことが大事、次のシートで見直してもらおう</p> <p>スタッフは子どもの姿、発達の様子をふまえて助言</p> <p>忘れたのではなく、書くことが苦手な人もいるので注意が必要</p> <p>日々どのように関わっているのか聞き取りながら、他の人の関わり・考えを聞いて気づいていくよう支援</p>		

図2 「スタッフマニュアルより」

発達気になる子どもをもつ保護者支援

家庭療育支援講座

～ペアレント・トレーニング～

行動の理由や関わり方を一緒に学び
育児や家庭療育の方法を一緒に考えていきながら
保護者と地域支援者をつなぐ講座です





育児

●ほめられることを喜ぶようになり、笑顔が増えた

●悩んでいるのは自分だけじゃないと知ってホッとした

家庭療育

●保護者に近づけて、相談を受けやすくなった

●無理して話を聞いたり、ポイントを押さえることができたようになった

育児支援

保護者の気づきを大切に育てにくさ、育らにくさへの共感

地域体制づくり

保護者と支援者とのつながり 支援者の支援力向上

家庭療育

子どもの姿をよく知る 具体的な関わり方の学びと取組

ひょうご発達障害者支援センター クローバー

いっぱいほめよう！ 家庭療育支援講座





育児

家庭療育

地域支援




家庭療育支援講座は
発達気になる幼児期（就学前）のお子さんをもつ保護者のための講座です
参加者と地域スタッフが **一緒に考え、学び合う** 講座です
まずは、自分の子どもの姿を **よく見て、よく知る** ことから始めます
そして、子どもの行動の理由や、その子に **分かりやすい関わり方**
本講座をとおし、参加者同士やスタッフと話す中で
参加者の皆さんの **気づき** を大切にしています
また、地域で相談できる人と **出会い**、情報を得る機会になっています

**家庭での子どもの目標を考え
実際に家庭で子どもと関わりながら取組む
実践型講座です**

図3 「啓発用リーフレット」

おわりに

2004（平成16）年12月3日に成立し2005（平成17）年4月1日より施行された「発達障害者支援法」は、発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」とし、「その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義した。この法律により、わが国においてはじめて『発達障害』が法律に位置づけられ、国や地方自治体等において、発達障害者が医療、保健、福祉、教育、労働等の幅広い分野における支援の対象となった。発達障害者支援法が施行され8年が経過しようとしている。発達障害者支援法の施行により、ライフスージを通した一貫した支援が地域レベルにおいてできはじめ、福祉、教育、労働の連携が本格的にはじまったりして、その成果は着々と出ているものの、改めて課題と思われるものが浮かび上がってきている状況がある。発達障害者支援法がなければそのような課題も浮かび上がらなかったのだから、それは意味あるものである。今後、そのような地域の課題に発達障害者支援センターは、どのように取り組んでいくことができるかが問われている。

また、障害者自立支援法の改正においては、障害者自立支援法上のサービスをより受けやすくする観点から、発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明記された。18歳の未満の精神障害児の中に発達障害児を含むものとし、発達障害児についての児童福祉法の対象とし、発達障害児について適切な発達支援や家族支援を含めた専門的な相談支援を実施していくものである。発達障害者が、障害者自立支援法上のサービス対象の範囲に入り、サービスを受けることが明確化されたことは前進である。障害者自立支援法は、大きく分けて介護給付（療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、行動援護）と訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）に分かれている。知的障害を伴う広汎性発達障害の方々については介護給付のニーズが高い（例えば、行動援護などはその典型）と言えるが、多くの発達障害の方々にとっては、生活訓練などの社会的技能の向上を目指した生活訓練や就労に向けて一定期間訓練する就労移行支援等のニーズが高いと考えられる。このようなサービスは、全国どこの地域においても利用できる状況にはなっていない。これらサービスの充実と発達障害者に活用できる支援方法を確立することなど、今後も発達障害者支援センターの専門性を地域に還元することが求められている。

法律の名称が「障害者支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となった。（平成25年4月1日施行）法の目的が「自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう」から「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう」に代わった。（平成25年4月1日施行）

発達障害者に対する支援が適切に行われるためには、障害支援区分が発達障害者の支援の必要性を適切に把握できる必要がある。また、地域サービスの中心となるグループホームが発達障害者に活用されやすくすること。更には、アドボカシーという観点から発達障害者への意思決定の支援が適切に行われなければならない。

このように発達障害者の支援が大きく変化するなかで、発達障害者支援センターは、相談支援、発達支援、就労支援などの専門的支援を引き続き行うとともに、行政とともに、都道府県・指定都市のなかの発達障害児（者）のための地域の支援体制を構築するための中心的役割を担うことが求められている。そのためには専門性に裏付けられたマネジメント能力が重要になる。今後も、発達障害者支援センターは大いにその機能を発揮していただきたい。その際、この「発達障害者支援センター運営マニュアル」を活用していただければ幸いである。

参 考 资 料

全国の発達障害者支援センター 一覧

平成 24 年 11 月現在

都道府県 指定都市	名称	所在地	電話番号
北海道	北海道発達障害者支援センター「あおいそら」	〒041-0802 北海道函館市石川町 90-7 2F	0138-46-0851
	北海道発達障害者支援道東地域センター「きら星」	〒080-2475 北海道帯広市西 25 条南 4-9 地域交流ホーム「虹」内	0155-38-8751
	北海道発達障害者支援道北地域センター「きたのまち」	〒078-8329 北海道旭川市宮前通東 4155-30 旭川市障害者福祉センター おびった 1F	0166-38-1001
青森県	青森県発達障害者支援センター「ステップ」	〒030-0822 青森県青森市中央 3-20-30 県民福祉プラザ 3 階	017-777-8201
岩手県	岩手県発達障がい者支援センター「ウィズ」	〒020-0401 岩手県盛岡市手代森 6-10-6 岩手県立療育センター相談支援部内	019-601-2115
宮城県	宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」	〒981-3213 宮城県仙台市泉区南中山 5-2-1	022-376-5306
秋田県	秋田県発達障害者支援センター「ふきのとう秋田」	〒010-1407 秋田県秋田市上北手百崎字 諏訪ノ沢 3-128 秋田県立医療療育センター内	018-826-8030
山形県	山形県発達障がい者支援センター	〒999-3145 山形県上市市河崎 3-7-1 山形県立総合療育訓練センター内	023-673-3314
福島県	福島県発達障がい者支援センター	〒963-8041 福島県郡山市富田町字上の台 4-1 福島県総合療育センター南棟 2 階	024-951-0352
茨城県	茨城県発達障害者支援センター	〒311-3157 茨城県東茨城郡茨城町小幡北山 2766-37 社会福祉法人梅の里療育センター内	029-219-1222
栃木県	栃木県発達障害者支援センター「ふおーゆう」	〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎリハビリテーション内	028-623-6111
群馬県	群馬県発達障害者支援センター	〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター7階	027-254-5380

埼玉 県	埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」	〒350-0813 埼玉県川越市平塚新田東河原 201-2	049-239-3553
千葉 県	千葉県発達障害者支援センター「CAS(キャス)」	〒260-0856 千葉県千葉市中央区亥鼻 2-9-3	043-227-8557
東京 都	東京都発達障害者支援センター「TOSCA(トスカ)」	〒156-0055 東京都世田谷区船橋 1-30-9	03-3426-2318
神奈 川県	神奈川県発達障害支援センター「かながわA(エース)」	〒259-0157 神奈川県足柄上郡中井町境 218	0465-81-3717
新潟 県	新潟県発達がい害者支援センター「RISE(ライズ)」	〒951-8121 新潟県新潟市中央区水道町 1-5932 新潟県はまぐみ小児療育センター 2階	025-266-7033
富山 県	富山県自閉症・発達障害相談支援センター「あおぞら」	〒931-8443 富山県富山市下飯野 36	076-438-8415
	富山県発達障害者支援センター「ありそ」	〒930-0143 富山県富山市西金屋 6682	076-436-7255
石川 県	石川県発達障害支援センター	〒920-8201 石川県金沢市鞍月東 2-6 石川県こころの健康センター内	076-238-5557
	発達障害者支援センター「パス」	〒920-3123 石川県金沢市福久東 1-56 オフィスオーセド2F	076-257-5551
福井 県	福井県発達障害児者支援センター「スクラム福井」 嶺南(敦賀)	〒914-0144 福井県敦賀市桜ヶ丘町 8-6 野坂の郷内	0770-21-2346
	福井県発達障害児者支援センター「スクラム福井」 福井	〒910-005 福井県福井市大手 3-7-2 織協ビル 2階	0776-22-0370
	福井県発達障害児者支援センター「スクラム福井」 奥越(大野)	〒912-0061 福井県大野市篠座 79-53 希望園内	0779-66-1133
山梨 県	山梨県発達障害者支援センター	〒400-0005 山梨県甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ 4階	055-254-8631
長野 県	長野県発達障害者支援センター	〒380-0928 長野県長野市若里 7-1-7 長野県社会福祉総合センター2階 長野県精神保健福祉センター内	026-227-1810
岐阜 県	岐阜県発達支援センター「のぞみ」	〒502-0854 岐阜県岐阜市鷺山向井 2563-57 希望が丘学園内	058-233-5116
	伊自良苑地域生活支援センター	〒501-2122 岐阜県山県市藤倉 84	0581-36-2175
静岡 県	静岡県発達障害者支援センター(診療所あいら)	〒422-8031 静岡県静岡市駿河区有明町 2-20 静岡県こども家庭相談センター総合	054-286-9038

		支援部	
愛知県	あいち発達障害者支援センター	〒480-0392 愛知県春日井市神屋町 713-8 愛知心身障害者コロニー運用部療 育支援課	0568-88-0811(内 2222)
三重県	三重県自閉症・発達障害支援センター「あさけ」	〒510-1326 三重県三重郡菰野町杉谷 1573	0593-94-3412
	三重県自閉症・発達障害支援センター「れんげ」	〒519-2703 三重県度会郡大紀町滝原 1195-1	0598-86-3911
滋賀県	滋賀県発達障害者支援センター「いぶき」	〒521-0016 滋賀県米原市下多良 2-47 平和堂米原店 3 階	0749-52-3974
京都府	京都府発達障害者支援センター「はばたき」	〒610-0331 京都府京田辺市田辺茂ヶ谷 186-1 京都府立こども発達支援センター内	0774-68-0645
大阪府	大阪府発達障害者支援センター「アクトおおさか」	〒532-0023 大阪府大阪市淀川区十三東 1-1-6	06-6100-3003
兵庫県	ひょうご発達障害者支援センター「クローバー」	〒671-0122 兵庫県高砂市北浜町北脇 519	079-254-3601
	加西ランチ	〒675-2202 兵庫県加西市野条 86-93	0790-48-4561
	芦屋ランチ	〒659-0015 兵庫県芦屋市楠町 16-5	0797-22-5025
	豊岡ランチ	〒668-0065 兵庫県豊岡市戸牧 1029-11	0796-37-8006
	宝塚ランチ	〒665-0035 兵庫県宝塚市逆瀬川 1 丁目 2-1 アピア 1 4 階	0797-71-4300
	上郡ランチ	〒678-1262 兵庫県赤穂郡上郡町岩木甲 701-42 地域障害者多目的作業所 フレン ズ内	0791-56-6380
奈良県	奈良県発達障害支援センター「でいあ-」	〒630-8424 奈良県奈良市古市町 1-2 奈 良仔鹿園内	0742-62-7746
和歌山県	和歌山県発達障害者支援センター「ポラリス」	〒641-0044 和歌山県和歌山市今福 3-5-41 愛徳医療福祉センター内	073-413-3200
鳥取県	「エール」発達障がい者支援センター	〒682-0854 鳥取県倉吉市みどり町 3564-1 皆成学園内	0858-22-7208
島根県	島根県東部発達障害者支援センター「ウィッシュ」	〒699-0822 島根県出雲市神西沖町 2534-2	050-3387-8699

	島根県西部発達障害者支援センター「ウインド」	〒697-0005 島根県浜田市上府町イ 2589 「こくぶ学園」内	0855-28-0208
岡山県	おかやま発達障害者支援センター	〒703-8555 岡山県岡山市北区祇園 866	086-275-9277
岡山県	おかやま発達障害者支援センター 県北支所	〒708-8510 岡山県津山市田町 31 津山 教育事務所内	0868-22-1717
広島県	広島県発達障害者支援センター	〒739-0133 広島県東広島市八本松町米 満 461 社会福祉法人つつじウイング内	082-497-0131
山口県	山口県発達障害者支援センター「まっぶ」	〒753-0302 山口県山口市仁保中郷 50	083-929-5012
徳島県	徳島県発達障害者支援センター「ハナミズキ」	〒773-0015 徳島県小松島市中田町新開 2-2	0885-34-9001
香川県	香川県発達障害者支援センター「アルプスカガ わ」	〒761-8057 香川県高松市田村町 1114 かがわ総合リハビリテーションセンター内	087-866-6001
愛媛県	愛媛県発達障害者支援センター「あい・ゆう」	〒791-0212 愛媛県東温市田窪 2135 愛 媛県立子ども療育センター内	089-955-5532
高知県	高知県立療育福祉センター発達支援部	〒780-8081 高知県高知市若草町 10-5	088-844-1247
福岡県	福岡県発達障害者支援センター「ゆう・もあ」	〒825-0004 福岡県田川市大字夏吉 4205-7	0947-46-9505
	福岡県発達障害者支援センター「あおぞら」	〒834-0122 福岡県八女郡広川町一条 1363-1	0942-52-3455
佐賀県	佐賀県発達障害者支援センター「結」	〒841-0073 佐賀県鳥栖市江島町字西谷 3300-1	0942-81-5728
長崎県	長崎県発達障害者支援センター「しおさい(潮彩)」	〒854-0071 長崎県諫早市永昌東町 24-3 長崎県こども医療福祉センター内	0957-22-1802
熊本県	熊本県発達障害者支援センター「わっふる」	〒869-1217 熊本県菊池郡大津町森 54-2	096-293-8189
大分県	大分県発達障がい者支援センター「イコール」	〒879-7302 大分県豊後大野市犬飼町久 原 1863-8	097-586-8080
宮崎県	宮崎県中央発達障害者支援センター	〒889-1601 宮崎県宮崎郡清武町大字木 原 4257-7 ひまわり学園内	0985-85-7660
	宮崎県延岡発達障害者支援センター	〒889-0514 宮崎県延岡市櫛津町 3427-4 ひかり学園内	0982-23-8560
	宮崎県都城発達障害者支援センター	〒885-0094 宮崎県都城市都原 7171 高 千穂学園内	0986-22-2633

鹿児島県	鹿児島県発達障害者支援センター	〒891-0175 鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘 6-12 鹿児島県こども総合相談センター内	099-264-3720
沖縄県	沖縄県発達障害者支援センター「がじゅま〜る」	〒904-2173 沖縄県沖縄市比屋根 5-2-17 沖縄小児発達センター内	098-982-2113
札幌市	札幌市自閉症・発達障害支援センター「おがる」	〒007-0032 北海道札幌市東区東雁来 12 条 4-1-5	011-790-1616
仙台市	仙台市発達相談支援センター「北部アーテル」	〒981-3133 宮城県仙台市泉区泉中央 2-24-1	022-375-0110
	仙台市発達相談支援センター「南部アーテル」	〒982-0012 宮城県仙台市太白区長町南 三丁目 1-30	022-247-3801
さいたま市	さいたま市発達障害者支援センター	〒338-0013 埼玉県さいたま市中央区鈴谷 7-5-7 さいたま市障害者総合支援センター 内 1 階	048-859-7422
千葉市	千葉市発達障害者支援センター	〒261-0003 千葉県千葉市美浜区高浜 4-8-3 千葉市療育センター内	043-303-6088
横浜市	横浜市発達障害者支援センター	〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴 屋町 3-35-8 タクエービル7階	045-290-8448
川崎市	川崎市発達相談支援センター	〒210-0006 神奈川県川崎市川崎区砂子 1-7-5 タカシゲビル3階	044-246-0939
相模原市	相模原市発達障害者支援センター	〒252-0226 神奈川県相模原市中央区陽 光台 3-19-2 相模原市立療育センター陽 光園内	042-756-8411
新潟市	新潟市発達障がい支援センター「JOIN」	〒951-8121 新潟県新潟市中央区水道町 1-5932-621	025-234-5340
浜松市	浜松市発達相談支援センター「ルピロ」	〒432-8023 静岡県浜松市中区鴨江 2-11-1	053-459-2721
名古屋市	名古屋市発達障害者支援センター「りんくす名古屋」	〒466-0858 愛知県名古屋市昭和区折戸 町 4-16 児童福祉センター内	052-757-6140
京都市	京都市発達障害者支援センター「かがやき」	〒602-8144 京都府京都市上京区丸太町 通黒門東入薬屋町 536-1	075-841-0375
大阪市	大阪市発達障害者支援センター「エルムおおさか」	〒547-0026 大阪府大阪市平野区喜連西 6-2-55 大阪市立心身障害者リハビリテー ションセンター2 階	06-6797-6931
堺市	堺市発達障害者支援センター	〒590-0808 大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町 4 丁 3-1 堺市立健康福祉プラザ3階	072-275-8506

神戸市	神戸市こども家庭センター発達障害ネットワーク推進室	〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町 1-3-1	078-382-2760
広島市	広島市発達障害者支援センター	〒732-0052 広島県広島市東区光町 2-15-55 広島市こども療育センター内	082-568-7328
岡山市	岡山市発達障害者支援センター	〒700-0905 岡山県岡山市北区春日町 5-6 岡山市勤労者福祉センター1階	086-236-0051
北九州市	北九州市発達障害者支援センター「つばさ」	〒802-0803 福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘 10-2 北九州市立総合療育センター内	093-922-5523
福岡市	福岡市発達障がい者支援センター「ゆうゆうセンター」	〒810-0065 福岡県福岡市中央区地行浜 2-1-6 福岡市発達教育センター内	092-845-0040

発達障害者支援法

(平成十六年十二月十日法律第百六十七号)

最終改正：平成二四年八月二二日法律第六七号

(最終改正までの未施行法令)

平成二十四年八月二十二日法律第六十七号 (未施行)

第一章 総則 (第一条—第四条)

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策 (第五条—第十三条)

第三章 発達障害者支援センター等 (第十四条—第十九条)

第四章 補則 (第二十条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。

4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

(児童の発達障害の早期発見等)

第五条 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第十四条第一項の発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関（次条第一項において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。

4 市町村は、前三項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。

5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

(早期の発達支援)

第六条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

2 前条第四項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。

3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

(保育)

第七条 市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

(教育)

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

(放課後児童健全育成事業の利用)

第九条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

(就労の支援)

第十条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。）、障害者就業・生活支援センター（同法第二十七条第一項の規定による指定を受けた者をいう。）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

(地域での生活支援)

第十一条 市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住

居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

(権利擁護)

第十二条 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

(発達障害者の家族への支援)

第十三条 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

第三章 発達障害者支援センター等

(発達障害者支援センター等)

第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実にを行うことができると認めて指定した者（以下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

- 一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。
- 二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
- 三 医療、保健、福祉、教育等に関する業務（次号において「医療等の業務」という。）を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。
- 四 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(秘密保持義務)

第十五条 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(報告の徴収等)

第十六条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第十七条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十八条 都道府県知事は、発達障害者支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(専門的な医療機関の確保等)

第十九条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

第四章 補則

(民間団体への支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

(国民に対する普及及び啓発)

第二十一条 国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)

第二十二条 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(専門的知識を有する人材の確保等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、

及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

(調査研究)

第二十四条 国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(見直し)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年六月一八日法律第七三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月二六日法律第九六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

附 則（平成二四年八月二二日法律第六七号） 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

発達障害者支援法施行規則

(平成十七年四月一日厚生労働省令第八十一号)

発達障害者支援法施行令（平成十七年政令第百五十号）第一条の規定に基づき、発達障害者支援法施行規則を次のように定める。

発達障害者支援法施行令第一条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

発達障害者支援法施行令

(平成十七年四月一日政令第百五十号)

最終改正：平成二三年一月二八日政令第三六一号

内閣は、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項、第十四条第一項及び第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

(発達障害の定義)

第一条 発達障害者支援法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める障害は、脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

(法第十四条第一項の政令で定める法人)

第二条 法第十四条第一項の政令で定める法人は、発達障害者の福祉の増進を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人、医療法人、社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人とする。

(大都市等の特例)

第三条 地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第二十五条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和三十二年政令第十六号）第七十四条の三十六に定めるところによる。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年三月二日政令第三九号）

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 （平成二二年三月三十一日政令第六三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年一月二八日政令第三六一号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関

係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。ただし、第一条（地方自治法施行令第百七十九条及び別表第一道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の項の改正規定を除く。）及び第二条並びに附則第三条から第五条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

文科初第 16 号厚生労働省発障第 0401008 号

平成 17 年 4 月 1 日

各都道府県知事

各指定都市市長

各都道府県教育委員会教育長

各指定都市教育委員会教育長

各国公私立大学長

各国公私立高等専門学校長 殿

文部科学事務次官

結城 章夫

厚生労働事務次官

戸茱 利和

「発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）」（以下、「法」という。）は平成 16 年 12 月 10 日に公布された。また、本日、法に基づき「発達障害者支援法施行令（平成 17 年政令第 150 号）」（以下、「令」という。）が、令に基づき「発達障害者支援法施行規則（平成 17 年厚生労働省令第 81 号）」（以下、「規則」という。）が公布され、いずれも本日から施行されることである。

法の趣旨及び概要は下記のとおりですので、管下区市町村・教育委員会・関係団体等にその周知徹底を図るとともに、必要な指導、助言又は援助を行い、本法の運用に遺憾のないようご配慮願いたい。

なお、法の施行に基づいて新たに発出される関係通知については、別途通知することとする。

記

第 1 法の趣旨

発達障害の症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とするものであること。（法第 1 条関係）。

第 2 法の概要

(1) 定義について

「発達障害」の定義については、法第 2 条第 1 項において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とされていること。また、法第 2 条第 1 項の政令で定める障害は、令第 1 条において「脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害」とされていること。さらに、令第 1 条の規則で定める障害は、「心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）」とされていること。

これらの規定により想定される、法の対象となる障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものうち、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）における「心理的発達の障害（F80-F89）」及び「小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（F90-F98）」に含まれる障害であること。

なお、てんかんなどの中枢神経系の疾患、脳外傷や脳血管障害の後遺症が、上記の障害を伴うものである場合においても、法の対象とするものである。（法第 2 条関係）

(2) 国及び地方公共団体の責務について

国、都道府県及び市町村は、発達障害児に対しては、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが重要であることから、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じること。また、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じること。発達障害を早期に発見することは、その後の支援を効果的・継続的に行っていくためのものであること。（法第 3 条第 1 項・第 2 項関係）

支援等の施策を講じるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないこと。その際、本人や保護者に対して支援の内容等について十分な説明を行い、理解を得ることが重要であること。（法第 3 条第 3 項関係）

(3) 関係機関の連携について

発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うこと。（法第 3 条第 4 項関係）

(4) 国民の責務について

国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならないこと。(法第4条)

(5) 児童の発達障害の早期発見及び早期の発達支援について

児童の発達障害の早期発見のために、市町村は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条及び第13条に規定する健康診査及び学校保健法（昭和33年法律第56号）第4条に規定する健康診断を行うにあたり十分留意するとともに、発達障害の疑いのある児童に対し、継続的な相談を行うよう努め、当該児童の保護者に対し、医療機関等の紹介、助言を行うこと。

また、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、相談、助言その他適切な措置を講じること。

都道府県において、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じること。(法第5条・第6条関係)

(6) 保育、放課後児童健全育成事業の利用及び地域での生活支援について

市町村が、保育、放課後児童健全育成事業の利用、地域での生活支援のために適切な配慮、必要な支援等を行うものとする。こと。(法第7条・第9条・第11条関係)

(7) 教育について

国、都道府県及び市町村が、発達障害児（18歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校、盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他の必要な措置を講じるものとする。こと。

また、大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。こと。(法第8条関係)

(8) 就労の支援について

都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所等の相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めるものとする。こと。

また、都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。こと。(法第10条関係)

(9) 権利擁護について

国、都道府県及び市町村は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。 (法第 12 条関係)

(10) 発達障害者の家族に対する支援について

都道府県及び市町村は、発達障害者の支援に際しては、家族も重要な援助者であるという観点から、発達障害者の家族を支援していくことが重要である。特に、家族の障害受容、発達支援の方法などについては、相談及び助言など、十分配慮された支援を行うこと。また、家族に対する支援に際しては、父母のみならず兄弟姉妹、祖父母等の支援も重要であることに配慮すること。 (法第 13 条関係)

(11) 発達障害者支援センターについて

平成 14 年度より、「自閉症・発達障害支援センター運営事業（平成 14 年 9 月 10 日障発第 0910001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」が実施されてきたところである。今般、法の成立により発達障害者支援センターが本法に位置づけられ、都道府県等は「自閉症・発達障害支援センター」を「発達障害者支援センター」として指定することとなる。

発達障害者支援センターの業務内容については、従来の「自閉症・発達障害支援センター」と同一のものであるが、センターにおける支援の対象者については、法における発達障害の範囲が学習障害や注意欠陥多動性障害なども含み、これまでよりも拡大することとなることから、その十分な対応を行うこと。 (法第 14 条関係)

また、発達障害者支援センターは、都道府県知事等により指定されることとなり、職員の秘密保持、業務状況に関する報告の徴収、業務の改善に関する必要な措置、指定の取り消しが定められているため、その責務について十分認識の上、支援にあたること。 (法第 15 条・第 16 条・第 17 条・第 18 条関係)

(12) 病院や診療所など専門的な医療機関の確保について

国、都道府県及び市町村は、発達障害の専門的な診断及び発達支援を行うことのできる病院又は診療所を地域に確保し、日頃から地域の住民に情報提供を行うこと等により、医療機関による支援体制の整備に努めること。 (法第 19 条関係)

(13) 民間団体の活動の活性化への配慮について

国、都道府県及び市町村は、発達障害者を支援するためのさまざまな団体の活動の活性化を図ることは重要であり、その際、家族のみならず発達障害者当事者の団体の活動が活

性化されるよう配慮すること。(法第 20 条関係)

(14) 国民に対する普及及び啓発について

国、都道府県及び市町村は、発達障害については、障害を有していることが理解されずに困難を抱えている場合が多いことなどから、発達障害者についての理解を深めることなどを国民の責務（第 4 条関係）と規定していることと併せて、具体的に発達障害に関する国民の理解を深めるための必要な広報及びその他の啓発活動を行うこと。(法第 21 条関係)

(15) 医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発について

国、都道府県及び市町村は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならないこと。(法第 22 条関係)

(16) 専門的知識を有する人材の確保等について

国、都道府県及び市町村は、発達障害者への適切な支援を確保していくため、医療、保健、福祉、教育、労働等の分野において発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保することが重要な課題であること。

そのため、国においては医師については国立精神・神経センターにおいて、また、行政担当者、保健師、保育士等については国立秩父学園において、教員等については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所において、研修を実施することとしており、都道府県等においても専門的知識を有する人材の確保に積極的に努めること。(法第 23 条関係)

(17) 調査研究について

国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

そのため、独立行政法人国立特殊教育総合研究所においては、学校における発達支援の方法等に関する調査研究活動を行っている。(法第 24 条関係)

(18) 大都市等の特例について

法において、都道府県が処理することとされている事務のうち、法第 6 条第 3 項、法第 10 条第 1 項及び第 2 項、法第 13 条、法第 14 条第 1 項、法第 16 条、法第 17 条、法第 18 条並びに法第 19 条第 1 項の事務については、令第 3 条に定めるとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項により指定都市（以下「指定都市」という。）が処理するものとする。(法第 25 条関係)

発達障害者支援体制整備事業の実施について

平成 17・7・8 障発 0708003

各都道府県知事・各指定都市市長・
各中核市市長宛 厚生労働省社会・
援護局障害保健福祉部長通知

障害児（者）の福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、今般、別紙にとおり「発達障害者支援体制整備事業実施要綱」を定め、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図ることとし、平成 17 年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

なお、本事業は、文部科学省の実施する「特別支援教育体制推進事業」と協働して実施することとしているので、事業の実施に当たっては教育委員会との一体的な取組をお願いするとともに、社会福祉法人や NPO 法人等の活用も含めて、地域の実情に応じた積極的な取組が行われるよう特段の配慮をお願いする。

(別紙)

発達障害者支援体制整備事業実施要綱

1 目的

発達障害者支援体制整備事業（以下「支援事業」という。）は、自閉症、アスペルガー一症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児（者）（以下「発達障害児（者）」という。）について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図り、もって発達障害児（者）の福祉の向上を図るものである。

2 実施主体

支援事業の実施主体は、3 の(1)の事業については、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）、3 の(2)及び(3)の事業については、指定都市及び市町村とする。

ただし、事業の全部又は一部を、社会福祉法人及び特定非営利活動法人（NPO 法人）等（以下「社会福祉法人等」という。）であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができるものとする。

この場合、単独の社会福祉法人等で十分な事業内容を実施することができない場合には、社会福祉法人等は、実施主体である都道府県等又は市町村の承認を得て、事業の一部について、他の社会福祉法人等に委託することができる。

なお、社会福祉法人等が、他の社会福祉法人等に事業の一部を委託した場合には、委託先の社会福祉法人等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むものとする。

また、実施主体は、委託先に定期的な報告を求めること。

3 事業の内容

支援事業は、都道府県等支援体制整備事業、圏域支援体制整備事業及び発達・相談支援等モデル事業とする。

(1) 都道府県等支援体制整備事業

ア 趣旨

都道府県等支援体制整備事業は、都道府県等が圏域での支援体制整備の実態を把握した上で、今後の都道府県等の発達障害児（者）支援のあり方を検討すること等により、乳幼児期から成人期までの一貫した、発達障害児（者）の支援体制の整備を図ることを目的とする。

イ 実施内容

(ア) 「発達障害者支援体制整備検討委員会」の設置

各都道府県等における発達障害児（者）の実態把握、都道府県支援計画の作成、今後の支援体制整備（モデル事業を実施していない他圏域を含む。）等について検討することを目的とした、医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係部局、大学、当事者団体、親の会、NPO法人、発達障害者支援センターの管理責任者等の関係者からなる「発達障害者支援体制整備検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

なお、委員会の設置に当たっては、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」の「広域特別支援連携協議会」と密接な連携を図ること。

(イ) 委員会の役割

委員会では、県内のニーズや体制整備の状況等を勘案し、(2)の圏域支援体制整備事業を実施する圏域（障害保健福祉圏域等）を指定することとする。

なお、実施圏域の指定に当たっては、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」のLD、ADHD等推進地域との関係も考慮するとともに、管内のニーズ等を勘案した上で、積極的な事業展開が期待される圏域とするよう努めること。

圏域で実施した成果を、委員会で検証の上、都道府県等内の望ましい支援体制の在り方について検討し、都道府県等内の全域に対してその成果を波及させることを目指すこと。

(ウ) 理解の促進の実施

発達障害に関して、各都道府県等の住民の理解を促進するため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。

ウ 留意事項等

国庫補助の対象とする期間は原則として、3年以内とする。

実施主体である都道府県等は、本事業の毎年度の実施状況について、別に定める様式により翌年度4月末日までに、厚生労働大臣あて提出すること。

(2) 圏域支援体制整備事業

ア 趣旨

都道府県等における乳幼児期から成人期まで一貫した、発達障害児（者）の支援体制の整備を図るため、委員会が指定した1圏域で次に掲げる支援等をモデル的に行い、その成果を他圏域に波及させることを目的とする。

具体的には、発達障害児（者）に対するライフステージに応じた一貫した支援を的確に行うため、イの（ウ）の発達障害支援コーディネーターを中心に、当事者や保護者が日常的に利用可能な、身近にある保健所、保育所、学校、福祉事務所、関係施設、ハローワーク等の関係者が連携し、個々の発達障害の状態に応じたきめ細かなイの（イ）の個別の支援計画を作成の上、必要な支援を行うものである。

イ 実施内容

(ア) 連絡調整会議の設置

発達障害についての連絡調整や適切な情報の伝達、権利擁護を推進するとともに、イの個別の支援計画の作成のため、指定された圏域に連絡調整会議を設置する。

連絡調整会議では、発達障害支援コーディネーターが中心となり、医療、保健、福祉、教育及び労働の関係部局・機関等の関係者を集めて、発達障害児（者）の個別の支援計画を作成するためのチームを作る。

なお、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」の「特別支援連携協議会」と連携を図ることとする。

(イ) 個別の支援計画の作成

連絡調整会議では、個別の支援計画の策定方法等についての検討を行った上で、圏域内の発達障害児（者）について、当事者や保護者の了解を得て、個別の支援計画を作成するとともに、サービス調整等の必要な支援を行う。

個別の支援計画の作成に当たっては、利用者のニーズの把握や、現在活用可能な社会資源の調整を行い、適宜フォローアップやモニタリングを行うとともに、必要に応じて個別の支援計画の評価、見直し等を行うこととする。

(ウ) 発達障害支援コーディネーターの配置

発達障害児（者）及び保護者の相談に応じるとともに、(ア)、(イ)に掲げた事項を実施するため、社会福祉士又は臨床心理士等で、自閉症児（者）に対する支援について相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県等が認める者を、発達障害支援コーディネーターとして1名以上専従で配置すること。既存の相談支援事業や施設に係る日常業務に従事することのないようにすること。

発達障害支援コーディネーターは、相談支援を行うとともに、圏域における連絡調整会議を開催し、各関係機関等のネットワークの中で、発達障害児（者）の援助プログラムを合議の上作成することとする。

また、相談支援の実施に当たっては、地域における親の会などの連携や協力の下、実施されたい。

なお、発達障害支援コーディネーターは、教育委員会の指導主事や学校内に位置づけられている「特別支援教育コーディネーター」との連携を密にし、地域の発達障害児（者）の情報収集に努めるとともに、支援に関する情報の取り扱いには十分注意すること。

(エ) 関係者の研修等の実施

福祉及び教育関係機関の職員等を対象とした研修等により、発達障害児（者）支援に関する専門性のアップ及び質の向上を図ることとする。

また、研修等の実施に当たっては、発達障害児（者）が、犯罪等の被害や消費者としてのトラブルに巻き込まれることがあることにも留意し、関係者の理解を得るため、警察や司法関係者を講師とすることなども検討されたい。

ウ 発達障害者支援センターとの関係

本事業はより身近な圏域で支援体制の整備をモデル的に行うものであるが、実施に当たっては、発達障害者支援センターと連携するとともに、発達障害者支援センターと当該圏域との役割を明確にし、発達障害者支援センターが都道府県域全体を範囲とする中核的な専門機関としての機能を発揮できるよう努めること。

エ 留意事項等

国庫補助の対象とする期間は原則として、3年以内とする。

(3) 発達・相談支援等モデル事業

ア 趣旨

発達障害については、自閉症はもとより学習障害や注意欠陥多動性障害等の障害の範囲に及び、その支援ニーズも医療、保健、福祉、教育、雇用等の広範囲に及び、このような広範囲の発達障害児（者）の支援ニーズやサービスモデルについて明らかにする必要がある。

このため、障害児通園施設、障害児デイサービス等、障害児に対する療育の技術や経験のある施設や事業所に臨床心理士、言語聴覚士及び作業療法士等を配置し、受託施設の職員や地域にある諸機関（保健センター、児童相談所、保育所、学校等）の職員の協力の下、在宅の発達障害児（必要に応じて発達障害者も含む。）の診断・評価、発達支援等を実施して、当該児童が地域生活を円滑に送れるようにするたの援助をモデル的に実施するものである。

なお、原則として、モデル事業の対象としては、障害児通園施設などを利用して（措置を受けている）発達障害児は除外する。

イ 実施内容（例示）

本モデル事業については、先駆的な事業として、その成果を広く全国に普及でき

るものを対象とすることとし、例えば、以下のような内容の事業が考えられる。

(ア) 診断・検査機能

医師および臨床心理士が担当する。

自閉症等の障害が疑われる児童に対して、諸検査を実施して障害名や障害の程度を確定するとともに、保護者や本人に伝達・説明し、障害への理解と受容を促す。必要に応じて、児童が日常的に通う場所（保育所、学校等）に出向いて観察・評価も行う。保護者の了解の下で、学校や保育所等の諸機関に対して情報を提供する。

(イ) 発達支援

臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、保育士等が担当する。

自閉症児等がもつコミュニケーションやソーシャルスキルの障害、感覚や協調運動の障害等に対して、通園による個別・グループ指導や訪問・職員派遣による保健センター・保育所・学校等への施設支援を通して改善を図る。

a 通園による指導（受託施設に定期的に通園させて指導する）

(a) 個別指導

コミュニケーション支援やソーシャルスキルトレーニング等を個別的に提供するとともに、保護者へのカウンセリングやペアレントトレーニングなども必要に応じて実施する。

また、本人への情報提供（告知）やカウンセリングも主要な業務とする。

(b) グループ指導

対象児童に態様により、グループによる指導が有効な場合もあり、対象児の年齢、発達レベルなどを考慮して適切な小グループを構成し、コミュニケーション支援やソーシャルスキルトレーニング等を提供する。

b 職員派遣による指導

家庭・保育所・学校等、児童が日常的に過ごす場所に職員が出向き、担当職員に情報提供するとともに、担当職員と協力して、日常活動が円滑に進められるように支援する。また、何らかの事情で通園することが困難な児童に対しては、保健センターや公民館等の施設を利用して指導を実施することも考慮する。

ウ 発達障害者支援センターとの関係

本事業では、地域に密着して発達障害児の成育を保障し、成人期の生活に必要な生活技術を付与することを目的とするが、発達障害者支援センターの機能を補完するとともに、必要に応じ、発達障害者支援センターに専門的な見地からの意見を聞くものとする。

エ 留意事項等

都道府県は、実施市町村の指定に当たっては、管内のニーズ等を勘案した上で、積極的な事業展開が期待される市町村とするよう努めること。

圏域支援体制整備事業と同一の市町村が実施することも可能であり、その場合には、発達障害支援コーディネーター等との連携を密にし、相乗効果が得られるよう工夫すること。

なお、国庫補助の対象とする期間は原則として、3年以内とする。

4 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県等支援体制整備事業は都道府県等、圏域支援体制整備事業及び発達・相談支援等モデル事業は指定都市又は市町村が支弁するものとする。

5 経費の補助

国及び都道府県の補助については、別に定めるところによる。

発達障害者支援センター運営事業の実施について

平成 17・7・8 障発 0708004

各都道府県知事・各指定都市市長・
各中核市市長宛 厚生労働省社会・
援護局障害保健福祉部長通知

障害児（者）の福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところである。

近年、自閉症等に対する社会的な関心が高まり、自閉症等に対する積極的な対応が求められてきており、平成 14 年度から自閉症・発達障害支援センターを拠点とした支援体制の整備を推進しているところである。

今般、発達障害者支援法において「自閉症・発達障害支援センター」が「発達障害者支援センター」として位置付けられたことに伴い、発達障害者の早期発見、早期の支援等を図るなど、発達障害者及び家族に対する支援を総合的に行うため、別紙のとおり「発達障害者支援センター運営事業実施要綱」を定め、平成 17 年 4 月より適用することとしたので、留意のうえその取扱いに遺憾なきを期せられたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 14 年 9 月 10 日発第 09010001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「自閉症・発達障害支援センター運営事業の実施について」は、廃止する。

別 紙

発達障害者支援センター運営事業実施要綱

1 目的

発達障害者支援センター（以下「センター」という。は、自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害者（以下「発達障害者」という。）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害者に対する地域での総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障害児（者）及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

(1) 実施主体は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等は、センターの行う事業の全部又は一部について、発達障害者支援法（平成 17 年法律第 167 号）第 14 条第 1 項に基づく指定を受けた社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人及び発達障害者の福祉の増進を目的として設立された民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定により設立された法人または特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人（以下「社会福祉法人等」という。）に委託することができる。

(2) 社会福祉法人等は、都道府県等の承認を得て、事業の一部について、他の社会福祉法人等に委託することができる。なお、この場合には、社会福祉法人等は、委託先の社会福祉法人等との連携を密にして、一体的に事業に取り組むものとする。

3 自閉症児施設等への附置

センターは、発達障害児（者）に対する効果的な支援が行われるよう、発達障害児（者）に対する相談支援等に関する知見の活用、夜間及び緊急時への対応並びに一時保護等の施設機能の活用を図る観点から、原則として、自閉症児施設、知的障害者施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設その他都道府県等が適当と認める施設（以下「自閉症児施設等」という。）に附置するものとする。なお、特定非営利活動法人への委託等、自閉症児施設等に附置しない場合においても、夜間及び緊急時への対応並びに一時保護等の体制が確保できるよう、自閉症児施設等との連携を図ることとする。

4 センターを附置する施設等の選定

都道府県等は、自閉症児施設等の中からセンターを附置する施設等を選定するものとする。

なお、選定に当たっては、地域における発達障害児（者）のニーズを十分把握し、利用者の利便性に配慮の上、選定するものとする。

5 センターの利用対象者

センターが行う事業の利用対象者は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢で発現するものがあるもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児（者）及びその家族とする。

6 事業の内容

センターにおいては、地域の発達障害児（者）を支援するため、次に定める事業を実施する。

(1) 発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援

- ① 発達障害に関する各般の問題について、発達障害児（者）及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに情報提供を行う。
- ② 発達障害児（者）に対する相談支援は、来所又は訪問による面談のほか、電話又はインターネット等の情報通信機器を用いた相談などを実施することとし、地域の発達障害児（者）のニーズや相談内容に応じて弾力的な対応を図るものとする。

(2) 発達障害児（者）及びその家族等に対する発達支援

- ① 発達障害児（者）及びその家族等に対し発達支援に関する相談を実施し、家庭での発達障害児（者）の発達に関する指導又は助言、並びに情報提供を行うとともに、必要に応じて、発達障害児（者）の医学的な診断及び心理的な判定を行うものとする。その際、児童相談所、知的障害者更生相談所及び医療機関等と連携を図るものとする。
- ② 知的障害児施設、知的障害者更生施設及び保育所等を利用している発達障害児（者）に対する発達支援方法に関する指導又は助言を行うものとする。
- ③ 夜間等の緊急時や行動障害により、一時的な保護が必要となった場合には、センターを附置した自閉症児障害児施設において一時的な保護を行うものとする。なお、この場合には、短期入所（ショートステイ）の利用として取り扱うこととする。

(3) 発達障害児（者）に対する就労支援

就労を希望する発達障害児（者）に対し、就労に向けて必要な相談等による支援を行うとともに、必要に応じて公共職業安定所、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関との連携を図るものとする。

(4) 関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修

- ① 発達障害の特性及び対処方法等について解説したわかりやすいパンフレット、チラシ等を作成し、自閉症児施設等の関係施設及び児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所（市町保健センターを含む。以下同じ。）、学校、幼稚園、保育所、医療機関、企業等に配布することなどにより普及啓発を図り、発達障害児（者）に関する理解の促進に努める。
- ② 発達障害児（者）に対する取り組みを積極的に進めるため、自閉症児施設等の関係施設の職員及び児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、学校、幼稚園、保育所、医療機関等の関係機関の職員、並びに都道府県及び市町村の障害福祉を担当する職員を対象に研修を実施する。

7 職員の配置等

(1) 職員の配置

- ① 相談支援を担当する職員

社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に定める社会福祉士をいう。以下同じ。）であって、発達障害児（者）の相談支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県知事等が認める者。

② 発達支援を担当する職員

発達障害児（者）の心理判定及び発達支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県知事等が認める者。

③ 就労支援を担当する職員

発達障害児（者）の就労について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県知事等が認める者。

(2)職員の責務

- ① センターの職員は、その職務を遂行するに当たっては、発達障害児（者）及びその家族のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく、その業務上知り得た発達障害児（者）及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ② センターの職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た発達障害児（者）及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- ③ 職員は、センターの果たすべき役割に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会を捉え、相談支援等の知識・技術等に関し、自己研鑽に努めるものとする。

8 センターの設備

センターには、次の設備を設けるものとする。

ただし、センターを附置した自閉症児施設等の入所児（者）への支援や、施設の運営上支障がない場合には、附置した施設と設備の全部又は一部を共有することは差し支えないものとする。

なお、相談室等については、利用者個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

- ①相談室等
- ②事務所
- ③便所
- ④その他必要な設備

9 事業の周知

都道府県等及びセンターは、地域の発達障害児（者）及びその家族が本事業を利用しやすくするため、事業の目的や利用方法等について、積極的に広報活動を行うものとする。

10 関係施設及び関係機関等との連携

- (1) 発達障害児（者）に対し、福祉、保健、医療、教育、就労の各分野の支援が総合的に提供されるよう、自閉症児施設等の関係施設や児童相談所等の関係機関等との密接な連携を図ること。
- (2) 発達障害者に対する総合的なサービスのあり方を検討するため、自閉症児施設等、児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、教育委員会、公共職業安定所、地域障害者職業センター、医療機関、及び障害児（者）地域療育等支援事業実施施設、都道府県、市町村及び家族団体等により構成される連絡協議会を定期的に開催すること。
- (3) 都道府県及びセンターは、自閉症児施設等の関係施設及び児童相談所等との関係機関との連絡体制の確保に務めること。また、関係施設及び関係機関は、必要に応じて相互に助言や協力を行うものとする。

11 苦情解決等

- (1) センターは、その提案した相談支援等に関する発達障害児（者）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- (2) センターは、その提供した相談支援等に関し、都道府県等が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該都道府県等の職員からの質問若しくは照会に応じ、並びに発達障害児（者）及びその家族からの苦情に関し、都道府県等が行う調査に協力するとともに、都道府県等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- (3) 相談支援等の実施に当たっては、本人や家族にその内容を十分に説明し同意を得るなど、その権利擁護に配慮すること。

12 費用の支弁

センターの行う事業に要する費用は、都道府県等が支弁するものとする。

13 経費の補助

国は都道府県等がセンターの行う事業のため支弁した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

14 協議

都道府県知事及び指定都市市長は、本要綱に基づく事業を実施し、国の補助を受けようとするときは、あらかじめ別紙様式により、厚生労働大臣に協議し、承認を受けるものとする。

「発達障害者支援センター運営事業の実施について」取扱いについて

平成 17・7・8 障障発 0708001

各都道府県・各指定都市民生主管部（局）長宛
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課長通知

標記については、平成 17 年 7 月 8 日障障発 0708004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（以下「部長通知」という。）により実施することとされたところであるが、その実施にあたっては、次の事項を留意し、その適正かつ円滑な運営が図られるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 14 年 9 月 10 日障障発 0910001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「「自閉症・発達障害支援センター運営事業の実施について」取扱いについて」は、廃止する。

1 事業の再委託の経費について

発達障害者支援センター（以下「センター」という。）の行う事業の委託を受けた社会福祉法人等は、その行う事業の一部について、他の社会福祉法人等に委託することができるが、その場合、再委託に要する経費は、当該センターの行う事業の委託を受けた社会福祉法人等において取りまとめること。

2 センターを附置する施設の選定について

センターを附置する施設は、部長通知の 4 により自閉症児施設等の中から実施主体である都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が選定することとなるが、部長通知の 2 の「その他都道府県等が適当と認める施設」とは、当該施設が通所施設である場合であって、他の入所施設の一時保護等の施設機能を活用することにより、夜間及び緊急時への対応が可能となり、当該通所施設が発達障害に関して知見を有する施設である場合をいうものであること。

3 事業を実施する上での留意点等について

(1)発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援

①実施方法の周知

来所及び電話による相談等の実施日、実施時間、実施場所並びに相談方法等について、あらかじめ広報等により周知を図ること。

②発達障害児（者）及びその家族等への配慮

夜間及び休日に実施すること並びに利用しやすい場所にある公民館等を活用すること等、発達障害児（者）及びその家族等の利便性に配慮すること。

また、相談支援の実施に当たっては、個人の秘密の保持や、本人や家族に内容を十分に説明し同意を得るなど、その権利擁護に配慮すること。

③ニーズの把握

地域における発達障害児（者）の実態及びニーズの把握に努めること。

また、相談を希望する発達障害児（者）及びその家族等に対し、必要に応じて家庭訪問を行う等により、家族構成、家庭環境等の基礎的な事項の把握に努めるとともに、これらの者のニーズの明確化を図ること。

④緊急時の連絡体制の整備

夜間等における相談及び緊急時に適切に対応するため、センターを附置した自閉症児施設等との連絡を密にし、相談等に迅速に対応できるよう連絡体制の整備に努めること。

⑤相談内容の記録

計画的、かつ継続性のある相談支援を行うため、相談支援の内容を具体的に記録し、適切な管理の方法等により保管すること。

⑥関係機関との連携

センターは、児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、障害児（者）地域療育等支援事業実施施設、保健所（市町村保健センターを含む。以下同じ。）教育委員会、公共職業安定所、地域障害者職業センター、医療機関等との連携を密にし、情報の交換等に留意しつつ、相談支援を実施することにより、円滑かつ効果的な事業の実施に努めること。

(2) 発達障害児（者）及びその家族等に対する発達支援

①支援内容等の周知

発達支援を受けるための手続き及びその内容について、あらかじめ広報等により周知を図ること。

②実施方法

発達支援は、発達障害児（者）の障害の状況等に応じて、発達支援に関する個別計画（以下「発達支援計画」という。）を作成し、これに基づく計画的に行うこととし、その実施に当たっては、本人や家族に内容を十分説明し同意を得るなど、その権利擁護に配慮すること。

なお、発達支援計画の作成に当たっては、必要に応じて家庭訪問を行う等の方法により利用者のニーズを明確にし、達成すべき目標を定め、目標達成のための発達支援方法について具体的に提示できるようにするとともに、本人又は家族の同意を得ること。

また、発達支援計画について、適宜その評価を行い、必要に応じ発達支援計画の修正・見直しを行うこと。

③実施内容の記録

計画的、かつ継続性のある発達支援を行うため、発達支援の内容を具体的に記録し、適切な管理の方法により保管すること。

④関係機関との連携

発達支援を行うに当たっては、児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、心身障害児総合通園センター、精神保健福祉センター、医療機関等の関係機関と十分に連携を図るものとする。

(3) 発達障害児（者）に対する就労支援

①支援内容等の周知

発達支援を受けるための手続き及びその内容について、あらかじめ広報等により周知を図ること。

②実施方法

ア) 就労支援は、日々の生活習慣の形成、職業生活上の一般的ルールを理解及び交通機関の円滑な利用等の職業生活を行うために必要な知等の習得を図るための支援を行うこととし、その実施に当たっては、本人に内容を十分説明し同意を得るなど、その権利擁護に配慮すること

イ) 企業等を継続的に訪問し、発達障害についての情報を提供するなど、発達障害に関する理解の促進を図ることにより、就労の場の拡大に努めること。

ウ) 就労が可能な発達障害児（者）に対しては、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等と相互に連携を図りながら就労支援に取り組むこと。

(4) 関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修

①自閉症児施設等の関係施設等の職員の研修

自閉症児施設等の関係施設等の職員及び児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、学校、幼稚園、保育所、医療機関等の関係機関の職員、並びに都道府県及び市町村の障害福祉を担当する職員を対象に研修を実施すること。

研修内容は、以下の例を参考として、発達障害に関する基礎知識・技術を習得することを目的とすること。

ア) 発達障害の定義及び特性

イ) 発達障害児（者）の早期発見

ウ) 発達障害児（者）への発達支援

エ) 関係施設及び関係機関等

オ) 発達障害児（者）の家族に対する支援

カ) 具体的な事例検討

②発達障害児（者）に係る教育関係者及びセンター職員等の合同研修

研修は、発達障害児（者）が現に通学する養護学校、小・中学校等の教職員とセンターの職員が参加する合同の研修会とすること。また、必要に応じ、児童相談所等の

福祉関係機関及び教育委員会等の教育関係機関の職員を対象とすること。

研修内容は、日常的に実践している発達障害児（者）への具体的な取組について、情報の共有化等を図るとともに、具体的な事例に関するケースワークを中心とした研修とすること。

4 職員の配置等について

部長通知の7にいう「管理責任者」は、センターの運営に必要な知識及び経験を有する者でなければならない。ただし、運営上支障がない場合は、他の施設等の職務に従事することができるものとする。

5 関係施設及び関係機関等との連携

部長通知の10にいう「連絡協議会」においては、地域の発達障害児（者）の状況に関する情報を共有し、発達障害児（者）への総合的なサービス提供、緊急時等における迅速かつ的確な対等の必要な支援に関する検討を行うこと。検討内容は、次の事項を参考とすること。

- ア) 地域の発達障害児（者）の実態
- イ) 各関係施設及び関係機関の役割
- ウ) 適切な支援の在り方
- エ) 関係施設及び関係機関の効果的な連携の在り方
- オ) 具体的な事例検討
- カ) その他必要な事項

6 実施状況の報告

- (1) 都道府県等は、センターから実施状況等について適宜報告を聴取るすなど、その実施状況等の把握に努めること。
- (2) 都道府県等は、本事業の毎年度の実施状況等について別紙様式により翌年度4月末日までに、厚生労働大臣宛に報告すること。